

# 大崎市

## 第 3 次 障 害 者 計 画

◇第5期 障 害 福 祉 計 画

◇第1期 障 害 児 福 祉 計 画

平成 30 年 3 月

大 崎 市



## 計画の策定にあたって



近年、障害者権利条約の批准や障害者差別解消法の施行、障害者総合支援法や児童福祉法の改正など障がい者施策をとりまく法制度は大きく変わってきています。このような状況を踏まえ、社会的変化や課題への対応とともに施策を推進するため「地域で支え合い、心がかようまちづくり」を基本理念に、平成30年度から平成35年度までを計画期間とする「大崎市第3次障害者計画」をこのほど策定いたしました。

本計画に基づき、障がいのある人もない人も、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指し、本計画の着実な推進に努めながら、施策、事業に取り組んでまいりますので、ご支援並びにご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、アンケート調査や聞き取り調査にご協力いただいた市民の皆様、関係団体、並びに貴重なご意見、ご提言をいただきました大崎市障害者計画等策定委員会委員の皆様方に心から御礼申し上げます。

平成30年3月

大崎市長 **伊藤康志**

# 目 次

## 第1部 第3次障害者計画

### 《第1章 総論》

第1節 計画策定にあたって.....	4
1 策定の背景・趣旨.....	4
(1) 国の動き.....	4
(2) 宮城県の動き.....	9
(3) 策定の趣旨.....	11
2 計画の性格と位置付け.....	12
3 計画の対象.....	13
4 計画の期間.....	14
第2節 障がい者を取り巻く状況.....	15
1 障がい者数の推移.....	15
(1) 本市の人口推移.....	15
(2) 身体障害者手帳所持者の推移.....	16
(3) 療育手帳所持者の推移.....	20
(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者の推移.....	23
(5) 就業と就学の状況.....	26
2 調査結果より見える大崎市の現状.....	29
(1) 調査の目的.....	29
(2) 調査の設計.....	29
(3) 調査の実施方法と配布・回収状況.....	29
(4) 調査結果より見える大崎市の現状.....	30
3 統計データ、調査結果より見える現状のまとめ.....	49
第3節 計画の基本理念と基本目標.....	52
1 計画の基本理念.....	52
2 計画の基本目標.....	52
第4節 計画の体系.....	53

## 《第2章 各 論》

第1節 互いに尊重し支え合うために.....	56
1 相互理解の促進.....	56
（1）障がい者理解の促進.....	57
（2）ボランティア活動等の充実.....	59
2 情報提供の充実.....	60
（1）コミュニケーション手段等の充実.....	61
（2）情報の利用におけるバリアフリー化.....	62
（3）広報活動の推進.....	62
第2節 自分らしく生活するために.....	64
1 保育・教育体制の充実.....	64
（1）障がい児保育の充実.....	65
（2）障がい児教育の充実.....	66
（3）交流教育の充実.....	67
（4）スポーツ・芸術文化活動の促進.....	67
2 雇用・就労の促進.....	68
（1）雇用の促進.....	69
（2）福祉的就労の充実.....	69
第3節 安心・安全に生活するために.....	71
1 保健医療体制の整備.....	71
（1）障がいの原因となる傷病の予防，早期発見・早期治療体制の充実.....	72
（2）地域における療育体制の構築.....	73
（3）地域におけるリハビリテーション体制の確立.....	74
2 生活環境の整備.....	75
（1）住まいの確保と住宅環境の整備.....	76
（2）公共的施設のバリアフリー化.....	76
（3）防災及び防犯対策の推進.....	77
3 生活支援体制の整備.....	78
（1）在宅支援体制の充実.....	79
（2）相談支援体制の充実.....	80
（3）消費者としての障がい者の保護と権利擁護.....	81
（4）経済面での支援.....	82

## 第2部 第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画

計画策定の目的 .....	84
---------------	----

### 《第1章 第5期障害福祉計画》

第1節 第5期障害福祉計画 .....	86
---------------------	----

1 計画策定にあたって .....	86
(1) 策定の背景 .....	86
(2) 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方 .....	86
(3) 相談支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方 .....	87
2 計画の位置付け .....	87
3 計画の期間 .....	88
4 計画の基本理念と基本方針 .....	88
(1) 計画の基本理念 .....	88
(2) 計画の基本方針 .....	88
5 平成32年度の目標 .....	89

第2節 障害福祉サービス・地域生活支援事業 .....	93
-----------------------------	----

1 障害福祉サービス .....	93
(1) 障害福祉サービスの利用実績（月間利用量） .....	93
(2) 障害福祉サービスの必要見込み量（月間利用量） .....	94
(3) 障害福祉サービスの必要見込み量（月間利用量）の内容 及び確保の方策 .....	95
2 地域生活支援事業 .....	101
(1) 地域生活支援事業の利用実績（年間利用量） .....	101
(2) 地域生活支援事業の必要見込み量（年間利用量） .....	102
(3) 地域生活支援事業の必要見込み量（年間利用量）の内容 及び確保の方策 .....	103
(4) 市が単独で行っている事業 .....	113

第3節 計画の推進 .....	115
-----------------	-----

1 庁内体制の整備と市民や関係機関との連携 .....	115
(1) 策定体制 .....	115
(2) 策定手法 .....	115
2 宮城県及び近隣市町との連携による計画の推進 .....	116
(1) 推進体制 .....	116

3 達成状況の点検・評価.....	117
(1) 計画の運用に関するPDCAサイクルの推進.....	117

## 《第2章 第1期障害児福祉計画》

<b>第1節 障害児福祉計画の策定.....</b>	<b>120</b>
1 計画策定にあたって.....	120
(1) 策定の背景.....	120
(2) 障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方.....	120
(3) 相談支援の提供体制に関する基本的な考え方.....	120
2 計画の位置付け.....	121
3 計画の期間.....	122
4 計画の基本理念と基本方針.....	122
(1) 計画の基本理念.....	122
(2) 計画の基本方針.....	122
5 平成32年度の目標.....	123
<b>第2節 障がい児支援.....</b>	<b>125</b>
(1) 障がい児支援の利用実績（月間利用量）.....	125
(2) 障がい児支援の必要見込み量（月間利用量）.....	125
(3) 障がい児支援の必要見込み量（月間利用量）の内容 及び確保の方策.....	126
<b>第3節 計画の推進.....</b>	<b>129</b>
1 庁内体制の整備と市民や関係機関との連携.....	129
(1) 策定体制.....	129
(2) 策定手法.....	129
2 宮城県及び近隣市町との連携による計画の推進.....	130
(1) 推進体制.....	130
3 達成状況の点検・評価.....	131
(1) 計画の運用に関するPDCAサイクルの推進.....	131

## 資料編

第1節	大崎市障害者計画等策定委員会設置規則.....	135
第2節	大崎市障害者計画等策定委員会委員名簿.....	137
第3節	大崎市障害者計画等策定庁内連絡会議委員名簿.....	138
第4節	策定経過.....	139
第5節	用語説明.....	141



### 「障害」の「害」の字のひらがな表記

大崎市では、法律用語や行政文書、固有名詞などを除き、「障害」の「害」の字をひらがな表記にします。

これは、「害」の字に負のイメージがあるということで、近年、多くの地方公共団体や民間企業などにおいて、ひらがな表記に統一する動きが出てきており、本市においても人権尊重の観点から、「障がい」と表記するものです。





**第1部 第3次障害者計画**





# 第1章 総論

## 第1節 計画策定にあたって

### 1 策定の背景・趣旨

#### (1) 国の動き

わが国では「障害者基本計画」や「重点施策実施5か年計画」を策定し、保健、医療、福祉、教育、雇用等の各分野にわたる障がい者施策を展開してきました。

平成15年4月、利用するサービス内容を決定する従来の「措置制度」に変わって、利用者自らサービスを選択し契約を行う「支援費制度」が導入され、障害福祉サービスの利用が拡大しました。一方では、支援費制度における公費負担の割合の増加や障がい種別ごとの制度体系の弊害、障害福祉サービスの地域間格差などにより、障害福祉サービスの一元化、自立支援型システムへの転換、制度の維持可能性の確保の観点から、障がい者の地域生活と就労を支援し、自立を支援するための法律として、平成18年4月に「障害者自立支援法」が施行されました。

その後も、平成19年4月には「学校教育法等の一部を改正する法律」の施行により、盲・聾（ろう）・養護学校の制度から特別支援学校制度へと転換が図られ、平成24年10月には、家庭や施設での障がい者に対する虐待防止のため「障害者虐待防止法」が施行されました。

続く平成25年4月には「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」とするとともに、障がい者の定義に難病等を追加し、平成26年4月からは、重度訪問介護の対象者の拡大、ケアホームのグループホームへの一元化などが実施されています。「障害者優先調達推進法」も平成25年4月に施行され、公的機関においては、物品やサービスを調達する際、障害者就労施設等から優先的、積極的に購入することなどを推進し、障がい者の自立促進に資することが示されました。同年6月の「障害者雇用促進法」の改正では、平成28年度より雇用分野における障がい者の差別の禁止、合理的な配慮の義務が定められ、平成30年度からは、法定雇用率の算定基礎に精神障がい者を加えることも規定されています。

近年も平成28年4月には「障害者差別解消法」の施行、同年6月の「改正児童福祉法」の一部施行、平成30年4月には「改正障害者総合支援法」が施行され、障がい者の地域生活を支援するための新たなサービスの創設や、障がい児支援ニーズの多様化に、きめ細かく対応するための支援の拡充のほか、サービスの質の確保及び向上を図るための様々な環境整備が進められています。

## 〈「障害者権利条約」の批准〉

平成18年12月、国連総会で、「障害者の権利に関する条約」、いわゆる「障害者権利条約」(略称)が採択され、平成20年5月、同条約は正式に発効しました。わが国は、平成19年9月に同条約に署名しています。

同条約は、障がい者の人権や基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障がい者の権利の実現のための措置等を規定している国際条約です。主な内容としては、障がいに基づくあらゆる差別の禁止や、障がい者が社会に参加し、包容されることを促進するとともに、条約の実施を監視する枠組みの設置などを規定しています。

国内では、同条約の締結に先立ち、国内法の整備をはじめとする諸改革を進めるべきとの障がい当事者等の意見も踏まえ、政府は平成21年12月、内閣総理大臣を本部長とし、全閣僚をメンバーとする障がい者制度改革推進本部を設立し、集中的に国内法制度改革を進めていくこととしました。

このことを受けて、平成23年8月に「障害者基本法の改正」、平成24年6月に「障害者総合支援法」の成立、平成25年6月には「障害者差別解消法」の成立など、様々な法制度整備が行われました。一通りの国内の障がい者制度の充実がなされたことから、平成25年10月、国会での条約締結に向けた議論が始まり、同年11月の衆議院本会議、翌12月の参議院本会議において、全会一致で「障害者権利条約」の締結が承認されました。

平成26年1月、わが国は「障害者権利条約」の批准書を国連に寄託し、翌2月に同条約は、わが国について効力を発生しました。同条約を締結したことにより、障がい者の権利の実現に向けた取り組みが一層強化されることが期待されるとともに、内閣府の障害者政策委員会における障害者基本計画の実施状況の監視がなされることになりました。また、締結国は、国連に設置されている障害者権利委員会に条約に基づく義務の履行等についての報告書を定期的に提出し、その内容について各国の専門家で構成される同委員会から様々な勧告を受けることになるため、国外からもモニタリングされることになっています。

(平成26年版障害者白書より引用)

■ 関係法令等の動き

年 月	関係法令等の動き	主な内容
平成17年 4月	発達障害者支援法の施行	○「発達障害」を「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」と定義し、支援の対象にする
平成18年 4月	障害者自立支援法の施行 (同年10月に完全施行)	○身体障がい、知的障がい、精神障がいと、障がいの種類ごとにサービス提供の仕組みが分かれていた状況を改め、市町村が一元的にサービスを提供する仕組みを創設 ○支援の必要度合いに応じてサービスが公平に利用できるよう、利用に関する手続きや基準を透明化及び明確化 ○福祉サービス等の費用について、これまで国が補助する仕組みであった在宅サービスも含め、国が義務的に負担する仕組みに改める
平成18年12月	国連総会で障害者権利条約が採択	
平成19年 4月	学校教育法等の一部を改正する法律の施行	○盲・聾(ろう)・養護学校の区分をなくし特別支援学校とし、特別支援学校の免許状を改めるとともに、小中学校等において特別支援教育を推進するための規定を法律上に位置付ける
9月	障害者権利条約に国が署名	
平成23年 8月	改正障害者基本法の一部施行 (平成24年5月に完全施行)	○目的規定を見直し、全ての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しながら共生する社会を実現する ○障がい者の定義の見直しで、身体障がい、知的障がい、精神障がい(発達障害を含む。)その他の心身の障がいがある者であって、障がい及び社会的障壁(障がいがある者にとって障壁となるような事物・制度・慣行・観念その他一切のもの)により継続的に日常生活、社会生活に相当の制限を受ける状態にあるものと規定 ○差別の禁止として、障がい者に対して、障がいを理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならないことや、社会的障壁の除去は、それを必要としている障がい者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、その実施について必要かつ合理的な配慮がなされなければならないことなどを規定



年 月	関係法令等の動き	主な内容
平成24年 4月          10月	改正児童福祉法の施行       障害者虐待防止法の施行	<ul style="list-style-type: none"> <li>○重複障がいに対応するとともに、身近な地域で支援が受けられるよう、障がい種別等にわかれている現行の障がい児施設(通所・入所)について一元化</li> <li>○放課後等デイサービス・保育所等訪問支援の創設</li> <li>○18歳以上の障がい児施設入所者については障がい者施策(障害者自立支援法)で対応するよう見直し</li> <li>○何人も障がい者を虐待してはならない旨の規定</li> <li>○市町村・都道府県の部局又は施設に、障がい者虐待対応の窓口等となる「市町村障害者虐待防止センター」・「都道府県障害者権利擁護センター」としての機能を果たさせる</li> <li>○虐待を受けたと思われる障がい者を発見した者に速やかな通報を義務付け</li> </ul>
平成25年 4月       "	障害者総合支援法の施行      障害者優先調達法の施行	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」とするとともに、障がい者の範囲に難病等を加える</li> <li>○平成26年4月から、重度訪問介護の対象拡大(重度の肢体不自由者等であって常時介護を要する障がい者として厚生労働省令で定めるものとする)、共同生活介護(ケアホーム)の共同生活援助(グループホーム)への一元化</li> <li>○障害者就労施設で就労する障がい者や在宅で就業する障がい者の経済面の自立を進めるため、国や地方公共団体、独立行政法人などの公的機関が、物品やサービスを調達する際、障害者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進</li> </ul>
平成26年 1月	障害者権利条約を、わが国が批准(同年2月、同条約は、わが国について効力を発生)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障がいに基づくあらゆる差別(合理的配慮の否定※を含む。)の禁止</li> <li>○障がい者が社会に参加し、包容されることを促進</li> <li>○条約の実施を監視する枠組みを設置</li> <li>※過度の負担ではないにも関わらず、障がい者の権利の確保のために必要・適当な調整等(例:段差への渡し板の提供等)を行わないことを指す</li> </ul>

年 月	関係法令等の動き	主な内容
平成28年 4月	障害者差別解消法の施行	<ul style="list-style-type: none"> <li>○国の行政機関，地方公共団体等及び民間事業者による障がいを理由とする差別を禁止</li> <li>○行政機関等ごと，分野ごとに障がいを理由とする差別の具体的内容等を示す「対応要領」・「対応指針」を作成すること</li> </ul>
〃	改正障害者雇用促進法の一部施行（平成30年4月に完全施行）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○雇用の分野における障がいを理由とする差別的取扱いを禁止</li> <li>○事業主に，障がい者が職場で働くにあたっての支障を改善するための措置を講ずることを義務付け。ただし，当該措置が事業主に対して過重な負担を及ぼすこととなる場合を除く</li> </ul>
6月	改正児童福祉法の一部施行（平成30年4月に完全施行）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○医療的ケアを要する障がい児が適切な支援を受けられるよう，自治体において保健・医療・福祉等の連携促進に努める</li> </ul>
8月	改正発達障害者支援法の施行	<ul style="list-style-type: none"> <li>○発達障がい者の支援は，個々の発達障がい者の性別，年齢，障がいの状況及び生活の実態に応じて，かつ，医療，保健，福祉，教育，労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体相互の機密な連携のもとに，その意思決定の支援に配慮しつつ，切れ目なく行われなければならない</li> <li>○都道府県及び市町村は，発達障がい者の家族その他の関係者が適切な対応をすることができるようにすること等のため，児童相談所等関係機関と連携を図りつつ，発達障がい者の家族その他の関係者に対し，相談，情報の提供及び助言，発達障がい者の家族が互いに支え合うための活動の支援その他の支援を適切に行うよう努めなければならない</li> </ul>
平成30年 4月	改正障害者総合支援法の施行	<ul style="list-style-type: none"> <li>○重度訪問介護について，医療機関への入院時も一定の支援を可能とする</li> <li>○65歳に至るまで相当の長期間にわたり障害福祉サービスを利用してきた低所得者の高齢障がい者が引き続き障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用する場合に，障がい者の所得の状況や障がいの程度等の事情を勘案し，当該介護保険サービスの利用者負担を障がい福祉制度により軽減（償還）できる仕組みを設ける</li> </ul>

## (2) 宮城県の動き

県では、平成17年3月に策定した「宮城県障害福祉長期計画（みやぎ障害者プラン）」に基づき、障がいのある人が「地域で自分らしい生活を安心して送れる社会」を目指して、様々な障がい福祉施策を推進してきました。

その後、障がい福祉をめぐる様々な環境の変化に適切に対応しつつ、県の障がい福祉施策を総合的に推進するため「宮城県障害福祉長期計画（みやぎ障害者プラン）」（計画期間：平成17年度から平成22年度まで）の見直しを行い、平成23年度から平成29年度を計画期間とする、新たな「宮城県障害福祉長期計画（みやぎ障害者プラン）」を策定しました。

平成30年度から平成35年度を計画期間とする現プランでは、基本理念として、誰もが生きがいを実感しながら、共に充実した生活を安心して送ることができる地域社会づくりを掲げました。

その上で、基本理念を具体化していくために、①障がいを理由とする差別の解消②雇用・就労の促進による経済的自立③自らが望む地域・場所で暮らせるための環境整備・人材育成の3項目を重点施策として位置付け、現プランに基づく様々な障がい福祉施策を進めることにしています。

### ■ 宮城県・大崎市の動き

年	宮城県の動き	大崎市の動き
平成16年	○みやぎ知的障害者施設解体宣言	
平成17年	○宮城県障害福祉長期計画（みやぎ障害者プラン）見直し （計画期間：平成17年度～22年度）	
平成18年		○1市6町が合併し大崎市誕生
平成19年		○第1次障害者計画策定 （計画期間：平成18年度～23年度） ○第1期障害福祉計画策定 （計画期間：平成18年度～20年度）
平成21年		○第2期障害福祉計画策定 （計画期間：平成21年度～23年度）
平成23年	○宮城県障害福祉長期計画（みやぎ障害者プラン）見直し （計画期間：平成23年度～29年度）	
平成24年		○第2次障害者計画策定 （計画期間：平成24年度～29年度） ○第3期障害福祉計画策定 （計画期間：平成24年度～26年度）
平成27年		○第4期障害福祉計画策定 （計画期間：平成27年度～29年度）

年	宮城県の動き	大崎市の動き
平成30年	<ul style="list-style-type: none"> <li>○宮城県障害福祉長期計画(みやぎ障害者プラン)見直し (計画期間:平成30年度～35年度)</li> <li>○宮城県障害福祉計画(第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画) (計画期間:平成30年度～32年度)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○第3次障害者計画策定 (計画期間:平成30年度～35年度)</li> <li>○第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画策定 (計画期間:平成30年度～32年度)</li> </ul>

### (3) 策定の趣旨

本市における障がい者施策については、大崎地域の広域計画「おさきに！おおさき障害者プラン」に基づき、合併前1市6町（古川市，松山町，三本木町，鹿島台町，岩出山町，鳴子町，田尻町）が、それぞれの地域特性に応じた形で各種施策の推進に努めてきました。

平成18年3月，1市6町が合併し，大崎市として一つになって誕生したことから，それぞれの地域特性を踏まえた上で，大崎市全体として，年齢や障がい種別等にかかわらず，安心して暮らせる地域づくりを目指してきました。

平成19年3月には「第1次大崎市障害者計画・第1期障害福祉計画」を策定しました。この計画は「障害者基本法」に基づく「障害者計画」，「障害者自立支援法」に基づく「障害福祉計画」を一体的に策定したものです。

平成21年3月には「第1期障害福祉計画」の見直しを行い，「第2期障害福祉計画」を策定しました。

その後，障がい福祉を取り巻く情勢の変化を踏まえて，平成24年度から平成29年度までを計画期間とする「第2次障害者計画」，平成24年度から平成26年度までを計画期間とする「第3期障害福祉計画」を策定しました。「第2次障害者計画」期間中においては「障害者自立支援法」に基づく障害福祉サービス，相談支援及び地域生活支援事業の提供体制を確保するための具体的方策を明らかにし，地域に暮らす，全ての人がいきいきと生活できる社会の実現を目指してきました。

「第3次障害者計画（計画期間：平成30年度から平成35年度）」では，第2次の計画期間中に新たに成立した法律及び法律の一部改正に基づき，障がいを理由とする差別の解消や発達障がい者・難病患者等への支援，さらには，医療的ケア体制の整備等も現計画に反映させます。

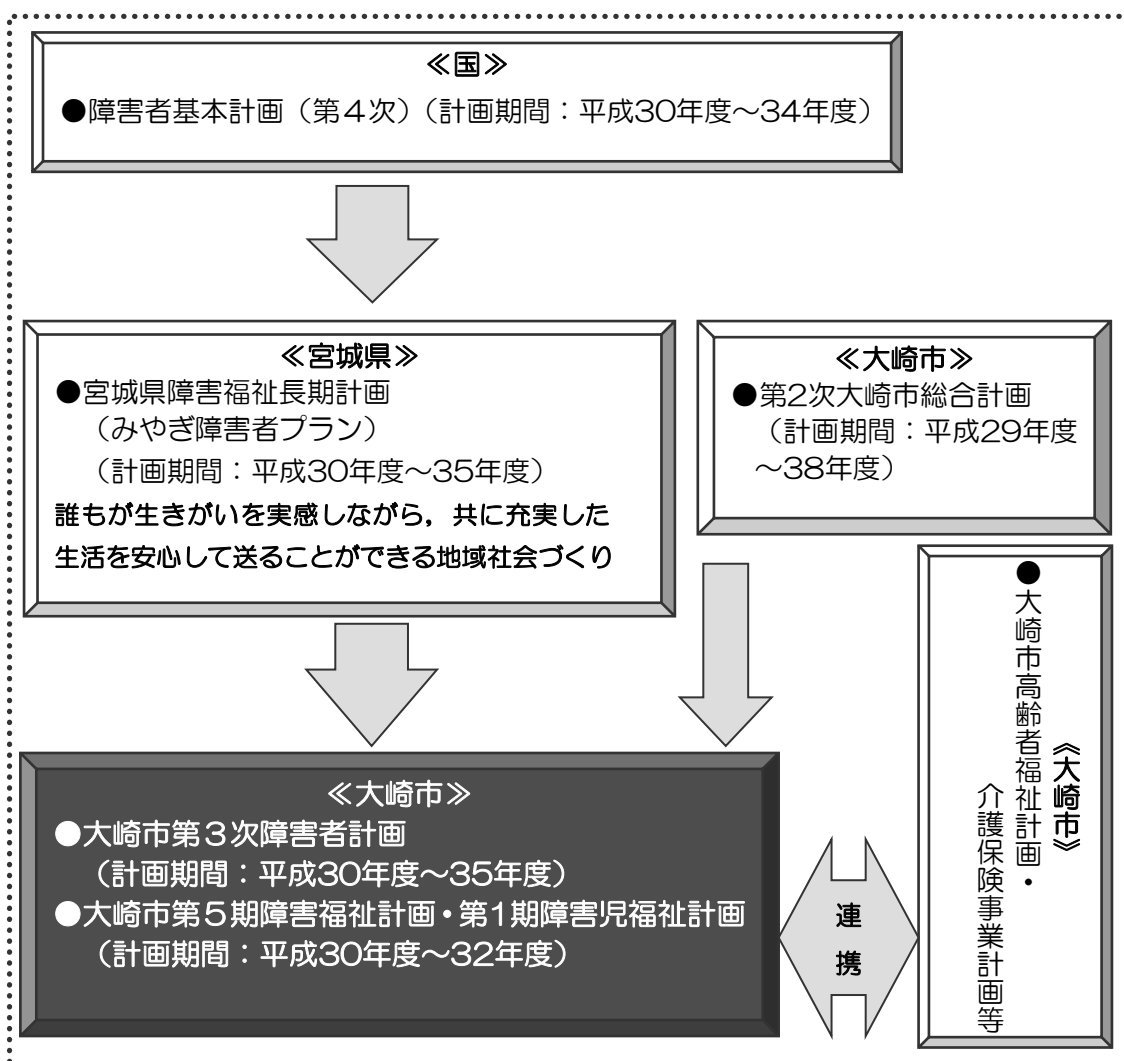
併せて，「障害者総合支援法」の基本指針に即して，障害福祉サービス，相談支援及び地域生活支援事業における，事業種目ごとの実施計画となる「第5期障害福祉計画（計画期間：平成30年度から平成32年度）」並びに「児童福祉法」の基本指針に則して，障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の実施計画となる「障害児福祉計画（計画期間：平成30年度から平成32年度）」を一体的に策定しました。

これらの計画を一体的に推進することで，本市総合計画の施策の大綱に定める「地域で支え合い健康で元気なまちづくり」に寄与するとともに，障がいのある人もない人も，お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指します。

## 2 計画の性格と位置付け

- 本計画は、「障害者基本法」第11条に基づく法定計画「障害者計画」と、「障害者総合支援法」第88条に基づく法定計画「障害福祉計画」及び「児童福祉法」第33条の20に基づく法定計画「障害児福祉計画」を一体的に策定したものです。
- 「障害者計画」は、障がい者施策全般の基本的な指針を定め「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」は、「障害者計画」の中の主に生活支援施策について、実施計画的なものとして数値目標を掲げています。
- 「障害者計画」、「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」は、国や県の関連計画や本市における「大崎市総合計画」を踏まえた上で、「大崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」等、他計画との整合性を図りつつ策定したものです。

### ■ 他計画との位置関係



### 3 計画の対象

本計画の対象の範囲は「障害者基本法」及び「障害者総合支援法」等で定義している「身体障害者」「知的障害者」「精神障害者（発達障害を含む）」「その他の心身の機能の障害」「難病患者等」「障害児」とします。

#### ○「障害者基本法」における「障害者」の定義

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 「障害者」 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 2 「社会的障壁」 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

#### ○「障害者総合支援法」における「障害者」「障害児」の定義

第四条 この法律において「障害者」とは、身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち十八歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五条に規定する精神障害者（発達障害者支援法第二条第二項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。以下「精神障害者」という。）のうち十八歳以上である者並びに治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって十八歳以上である者をいう。

- 2 この法律において「障害児」とは、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児及び精神障害者のうち十八歳未満である者をいう。

#### ○「発達障害者支援法」における「発達障害」及び「発達障害者」「発達障害児」の定義

第二条 この法律において「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。

- 2 この法律において「発達障害者」とは、発達障害がある者であって発達障害及び社会的障壁により日常生活又は社会生活に制限を受けるものをいい、「発達障害児」とは、発達障害者のうち十八歳未満のものをいう。

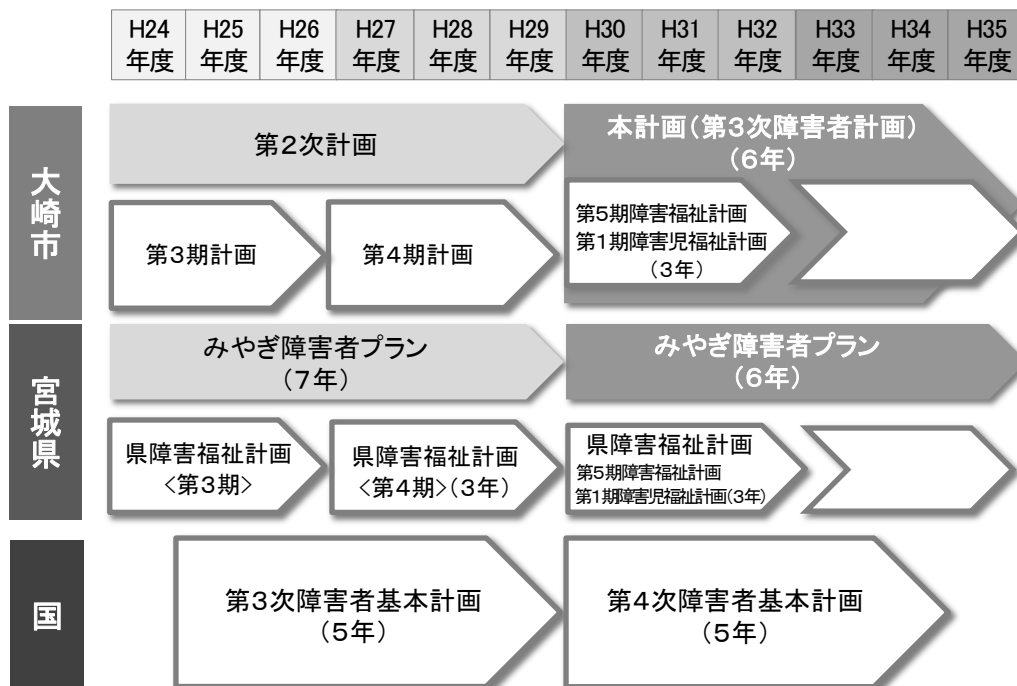
#### ○「精神保健福祉法」における「精神障害者」の定義

第五条 この法律で「精神障害者」とは、統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有する者をいう。

## 4 計画の期間

本計画の期間として「障害者基本法」に基づく「第3次障害者計画」を平成30年度から平成35年度までの6年間、「障害者総合支援法」に基づく「第5期障害福祉計画」及び「児童福祉法」に基づく「第1期障害児福祉計画」を平成30年度から平成32年度までの3年間とします。

### ■ 計画の期間





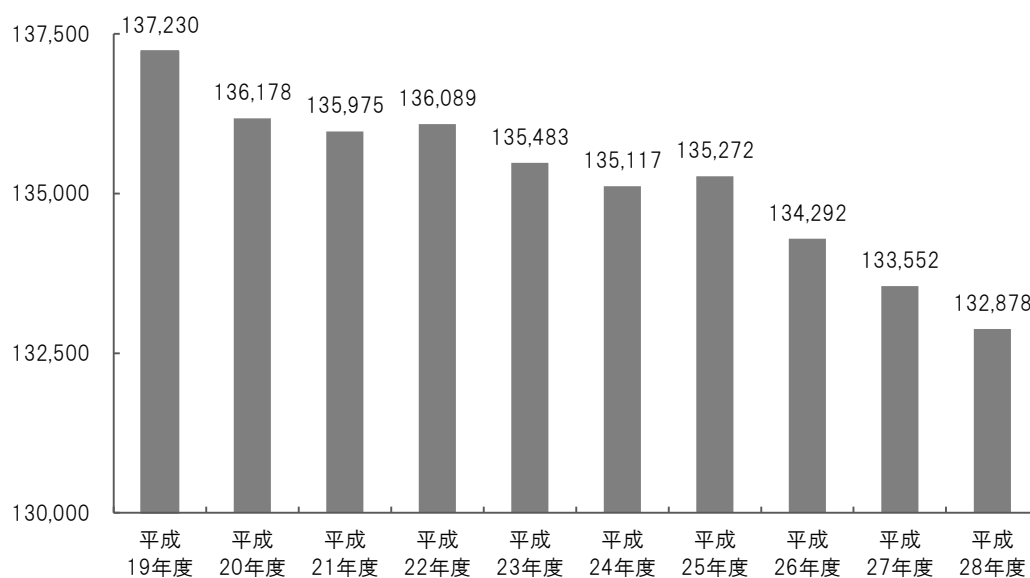
## 第2節 障がい者を取り巻く状況

### 1 障がい者数の推移

#### (1) 本市の人口推移

本市の人口は平成28年度末では132,878人となっており、平成19年度末の137,230人と比較して10年間で4,300人以上減少しています。

■ 本市の人口推移（各年度末時点，単位：人）



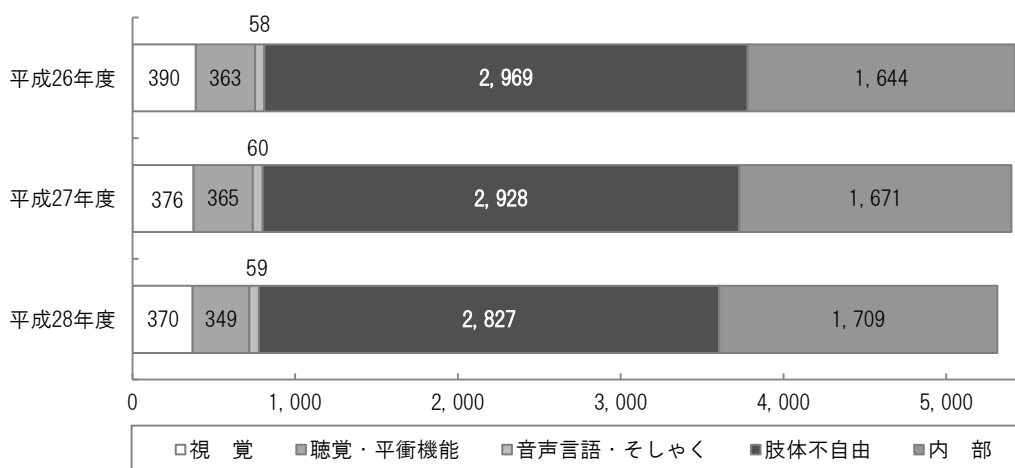
資料：宮城県統計より

## (2) 身体障害者手帳所持者の推移

### ① 種類別身体障害者手帳所持者の状況

本市の身体障害者手帳所持者数は、平成26年度から減少が続いています。障がいの種類別に見ると、各年度とも肢体不自由が半数以上を占めています。

■ 種類別身体障害者手帳所持者の状況（各年度末時点，単位：人）



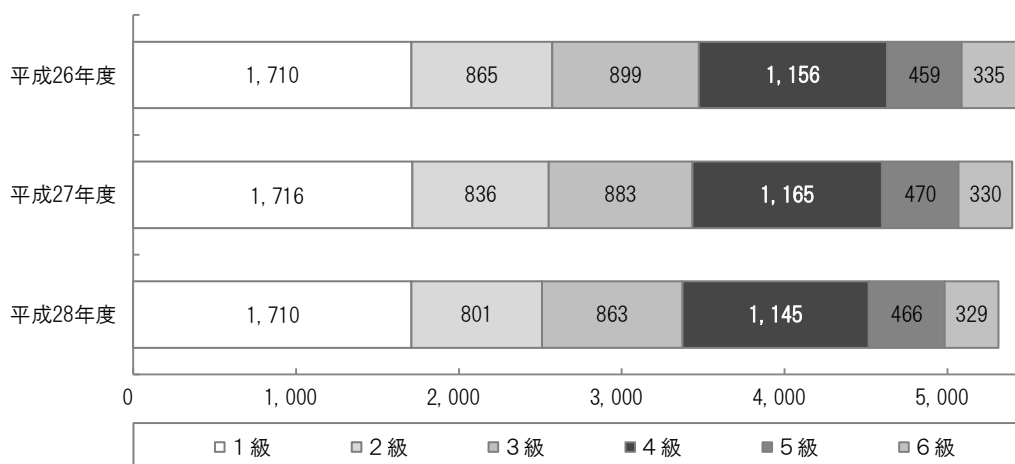
(上段単位：人，下段単位：%)

	視覚	聴覚・平衡機能	音声言語・そしゃく	肢体不自由	内部	計
平成26年度	390	363	58	2,969	1,644	5,424
	7.2	6.7	1.1	54.7	30.3	100.0
平成27年度	376	365	60	2,928	1,671	5,400
	7.0	6.8	1.1	54.2	30.9	100.0
平成28年度	370	349	59	2,827	1,709	5,314
	7.0	6.6	1.1	53.2	32.1	100.0

## ② 等級別身体障害者手帳所持者の状況

本市の身体障害者手帳所持者を等級別に見ると、各年度とも1級が最も多く、平成26年度の1,710人に対して、平成27年度では1,716人と6人増加し、平成28年度は再び1,710人となっています。手帳所持者全体に占める1級の割合は、平成26年度が31.5%（手帳所持者5,424人中1,710人）、平成27年度が31.8%（手帳所持者5,400人中1,716人）、平成28年度が32.2%（手帳所持者5,314人中1,710人）となっており、1級の人については、過去2年間で人数はほぼ横ばいですが、手帳所持者全体に占める割合が増加しています。また、1級、2級を合わせたいわゆる重度の人については、全体に占める割合が、平成26年度で47.5%（手帳所持者5,424人中2,575人）、平成27年度で47.3%（手帳所持者5,400人中2,552人）、平成28年度で47.3%（手帳所持者5,314人中2,511人）とほぼ横ばいで推移していることがわかります。

■ 等級別身体障害者手帳所持者の状況（各年度末時点、単位：人）



（上段単位：人，下段単位：%）

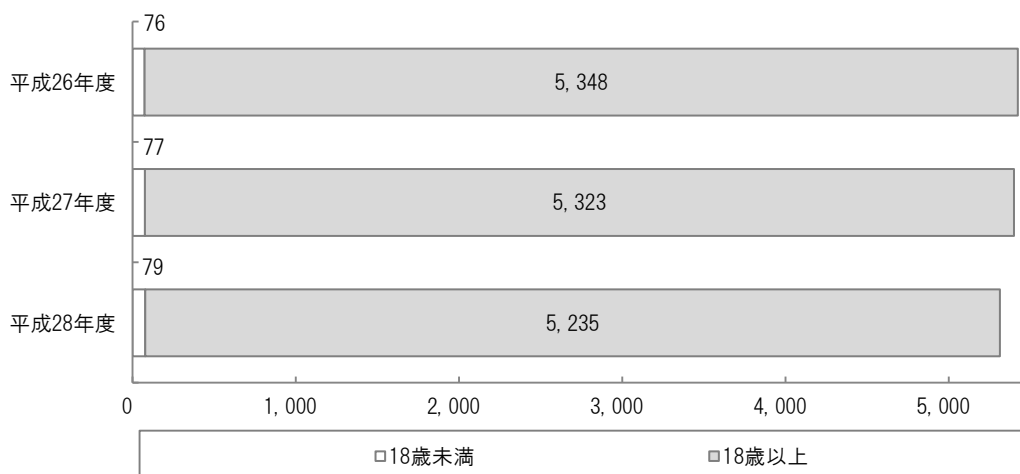
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
平成26年度	1,710	865	899	1,156	459	335	5,424
	31.5	16.0	16.6	21.3	8.4	6.2	100.0
平成27年度	1,716	836	883	1,165	470	330	5,400
	31.8	15.5	16.3	21.6	8.7	6.1	100.0
平成28年度	1,710	801	863	1,145	466	329	5,314
	32.2	15.1	16.2	21.5	8.8	6.2	100.0

※手帳の等級の数字が小さいほど重度となります。

### ③ 年齢別身体障害者手帳所持者の状況

本市の身体障害者手帳所持者を年齢別に見ると、手帳所持者全体の人数に占める18歳未満の障がい児の割合は、各年度とも1.4%から1.5%の間（平成26年度が手帳所持者5,424人中76人、平成27年度が手帳所持者5,400人中77人、平成28年度が手帳所持者5,314人中79人）となっています。

■ 年齢別身体障害者手帳所持者の状況（各年度末時点、単位：人）



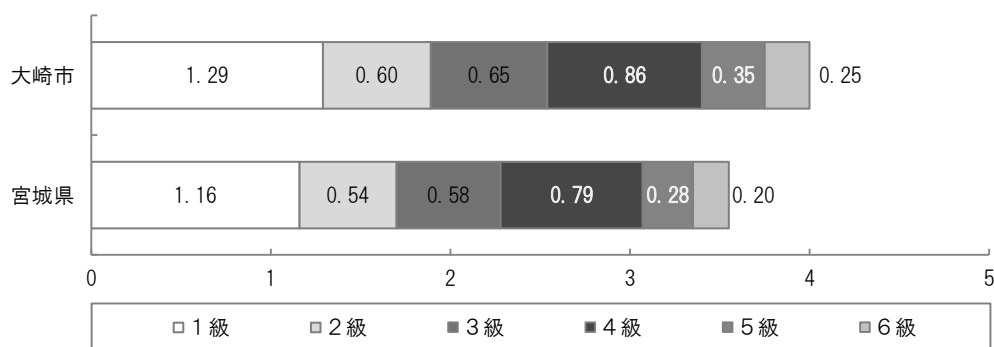
（上段単位：人，下段単位：％）

	18歳未満	18歳以上	計
平成26年度	76	5,348	5,424
	1.4	98.6	100.0
平成27年度	77	5,323	5,400
	1.4	98.6	100.0
平成28年度	79	5,235	5,314
	1.5	98.5	100.0

④ 身体障害者手帳所持者の対人口比（県との比較）

平成28年度末の本市の総人口に占める身体障害者手帳所持者の割合は4.00%で、県の3.55%を上回っています。等級別に見ても全ての等級で宮城県の数値を上回っています。

■ 身体障害者手帳所持者数対人口比（平成28年度末時点、単位：%）



（上段単位：人，下段単位：%）

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計	総人口
大崎市	1,710	801	863	1,145	466	329	5,314	132,878人
	1.29	0.60	0.65	0.86	0.35	0.25	4.00	
宮城県	26,738	12,564	13,441	18,157	6,401	4,658	81,959	2,309,867人
	1.16	0.54	0.58	0.79	0.28	0.20	3.55	

資料：宮城県は県統計より

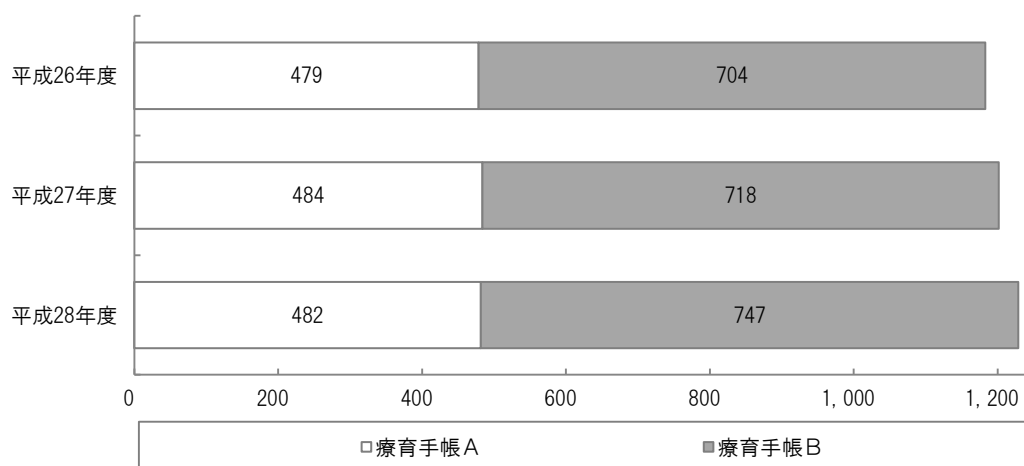
### (3) 療育手帳所持者の推移

#### ① 程度別療育手帳所持者の状況

本市の療育手帳所持者を程度別に見ると、各年度とも療育手帳Aの人が療育手帳Bよりも少なく、手帳所持者全体に占める療育手帳Aの割合は、平成26年度で40.5%（手帳所持者1,183人中479人）、平成27年度で40.3%（手帳所持者1,202人中484人）、平成28年度で39.2%（手帳所持者1,229人中482人）で4割程度となっています。

また、全体としては平成26年度の1,183人に対して、平成28年度では1,229人と46人の増加、3.9%の伸びとなっており、内訳としては最重度・重度を表す療育手帳Aの所持者はほぼ横ばいですが、療育手帳Bの所持者が増加しています。

■ 程度別療育手帳所持者の状況（各年度末時点、単位：人）



(上段単位：人, 下段単位：%)

	療育手帳A	療育手帳B	計
平成26年度	479	704	1,183
	40.5	59.5	100.0
平成27年度	484	718	1,202
	40.3	59.7	100.0
平成28年度	482	747	1,229
	39.2	60.8	100.0

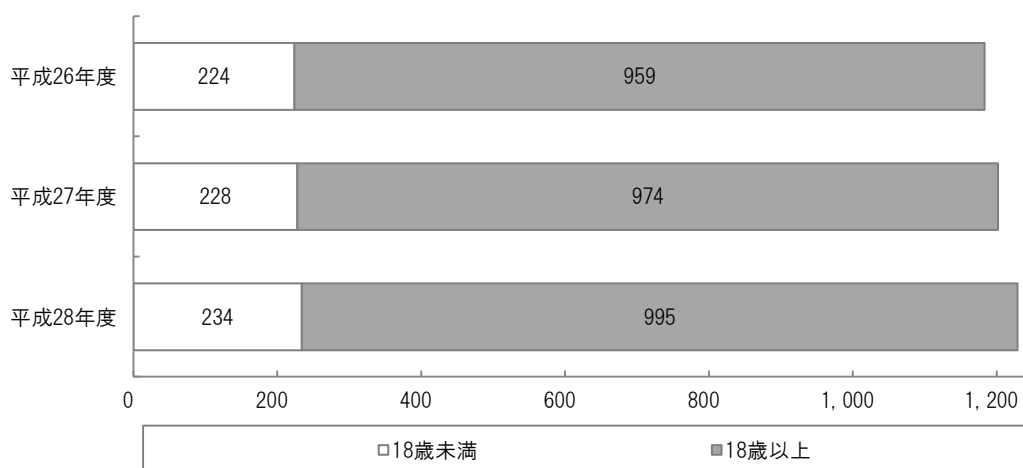
※療育手帳Aは最重度、重度を表し、療育手帳Bは中度、軽度を表します。

## ② 年齢別療育手帳所持者の状況

本市の療育手帳所持者を年齢別に見ると、18歳未満では平成26年度の224人に対して、平成28年度では234人と10人の増加、4.5%の伸びとなっています。また、18歳以上では平成26年度の959人に対して、平成28年度では995人と36人の増加、3.8%の伸びとなっています。

全体に占める18歳未満の障がい児の割合は、平成26年度で18.9%（手帳所持者1,183人中224人）であったものが、平成27年度では19.0%（手帳所持者1,202人中228人）、平成28年度も19.0%（手帳所持者1,229人中234人）となっています。

■ 年齢別療育手帳所持者の状況（各年度末時点、単位：人）



（上段単位：人，下段単位：％）

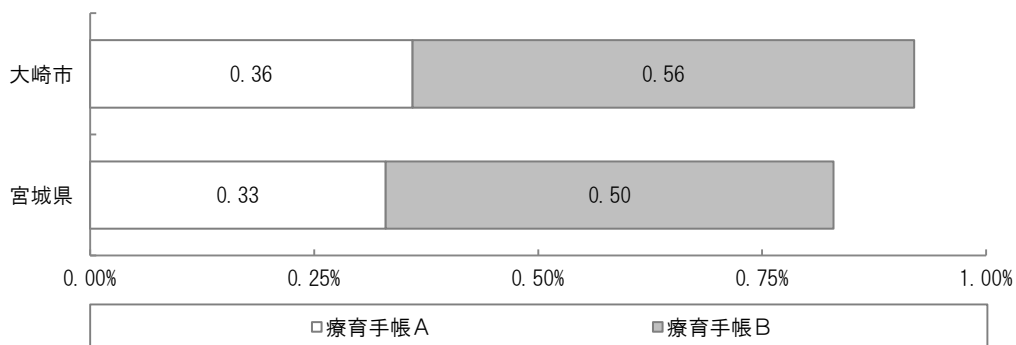
	18歳未満	18歳以上	計
平成26年度	224	959	1,183
	18.9	81.1	100.0
平成27年度	228	974	1,202
	19.0	81.0	100.0
平成28年度	234	995	1,229
	19.0	81.0	100.0

### ③ 療育手帳所持者対人口比（県との比較）

平成28年度末現在の本市の総人口に占める療育手帳所持者の割合は、療育手帳Aが0.36%、療育手帳Bが0.56%となっています。

県の割合と比較すると、本市の割合は療育手帳Aで0.03ポイント、療育手帳Bで0.06ポイント高くなっています。

■ 療育手帳所持者数対人口比（平成28年度末時点、単位：%）



（上段単位：人，下段単位：%）

	療育手帳A	療育手帳B	計	総人口
大崎市	482	747	1,229	132,878人
	0.36	0.56	0.92	
宮城県	7,568	11,591	19,159	2,309,867人
	0.33	0.50	0.83	

資料：宮城県は県統計より



## (4) 精神障害者保健福祉手帳所持者の推移

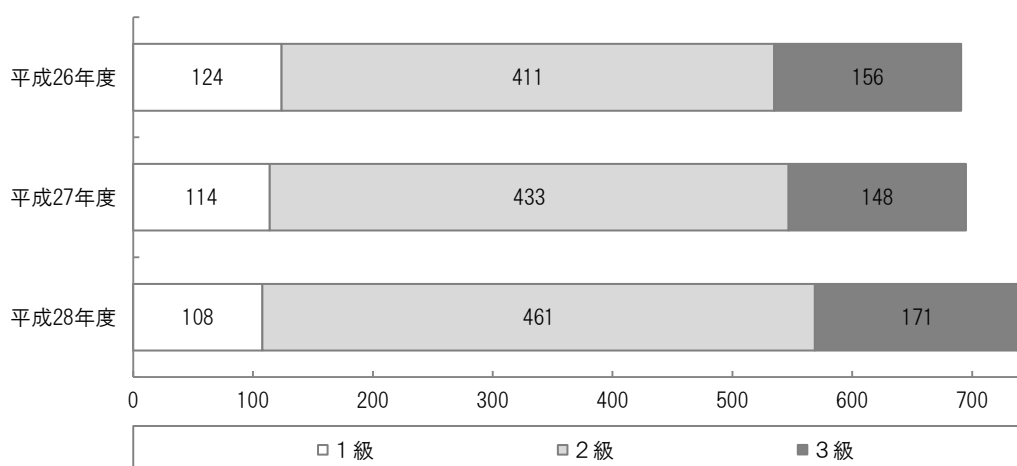
### ① 等級別精神障害者保健福祉手帳所持者の推移

本市の精神障害者保健福祉手帳所持者を等級別に見ると、各年度とも2級、3級、1級の順で人数が多く、2級及び3級で人数が増加しています。

平成26年度から平成28年度にかけて、1級については16人減少で12.9%の低下、2級については50人増加で12.2%の伸び、3級については15人増加の9.6%の伸びとなっています。増加人数が最も多いのが2級で、伸び率も2級が高くなっています。

全体としては、平成26年度の691人に対して平成28年度では740人と49人の増加、7.1%の伸びとなっています。

■ 等級別精神障害者保健福祉手帳所持者の状況（各年度末時点、単位：人）



(上段単位：人，下段単位：%)

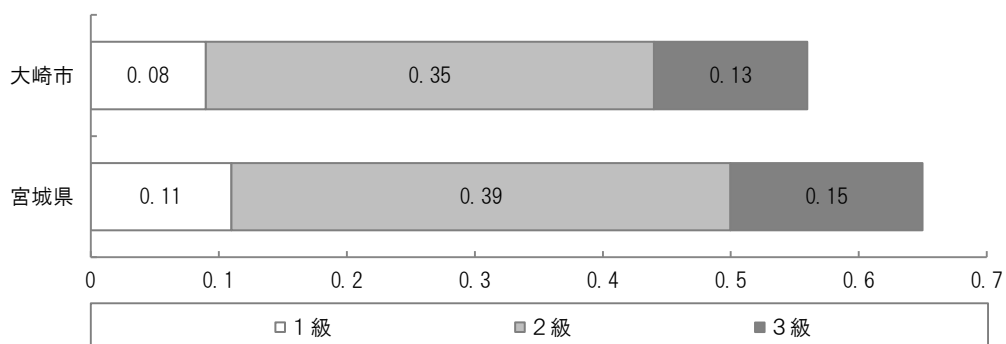
	1級	2級	3級	計
平成26年度	124	411	156	691
	17.9	59.5	22.6	100.0
平成27年度	114	433	148	695
	16.4	62.3	21.3	100.0
平成28年度	108	461	171	740
	14.6	62.3	23.1	100.0

② 精神障害者保健福祉手帳所持者対人口比（県との比較）

平成28年度末の本市の総人口に占める精神障害者保健福祉手帳所持者の割合については、2級が最も高い割合を占め0.35%、次いで3級が0.13%、1級が0.08%となっています。

県の割合と比較すると、本市の割合は県の割合と各等級においてほぼ同率であり、全体としては本市が0.56%、県が0.65%となっています。

■ 精神障害者保健福祉手帳所持者の対人口比（平成28年度末時点、単位：%）



（上段単位：人，下段単位：%）

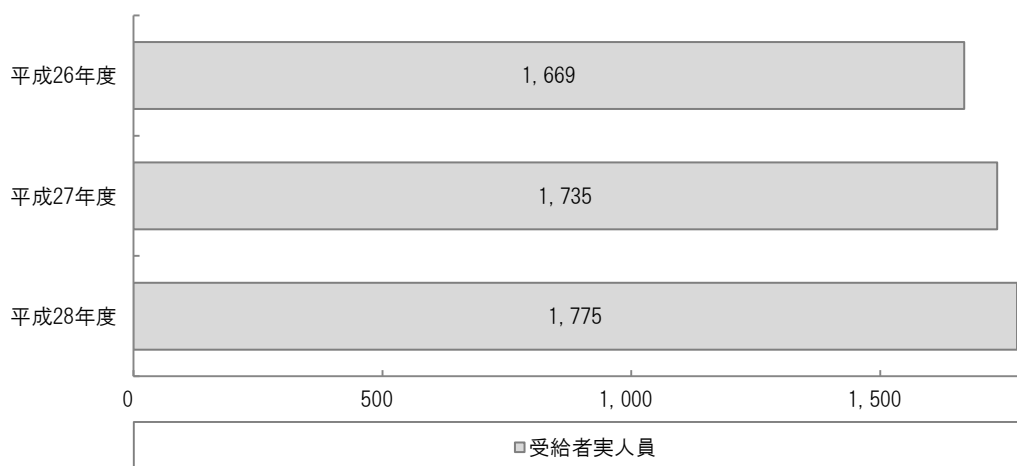
	1級	2級	3級	計	総人口
大崎市	108	461	171	740	132,878人
	0.08	0.35	0.13	0.56	
宮城県	2,455	9,038	3,462	14,955	2,309,867人
	0.11	0.39	0.15	0.65	

資料：宮城県は県統計より

### ③ 自立支援医療（精神通院）受給者数の推移

本市の自立支援医療受給者数の推移を見ると、平成26年度の1,669人に対して、平成28年度では1,775人と106人の増加、6.4%の伸びとなっています。

■ 自立支援医療（精神通院）受給者の状況（各年度末時点、単位：人）



自立支援医療(精神通院)受給者実人員	
平成26年度	1,669人
平成27年度	1,735人
平成28年度	1,775人

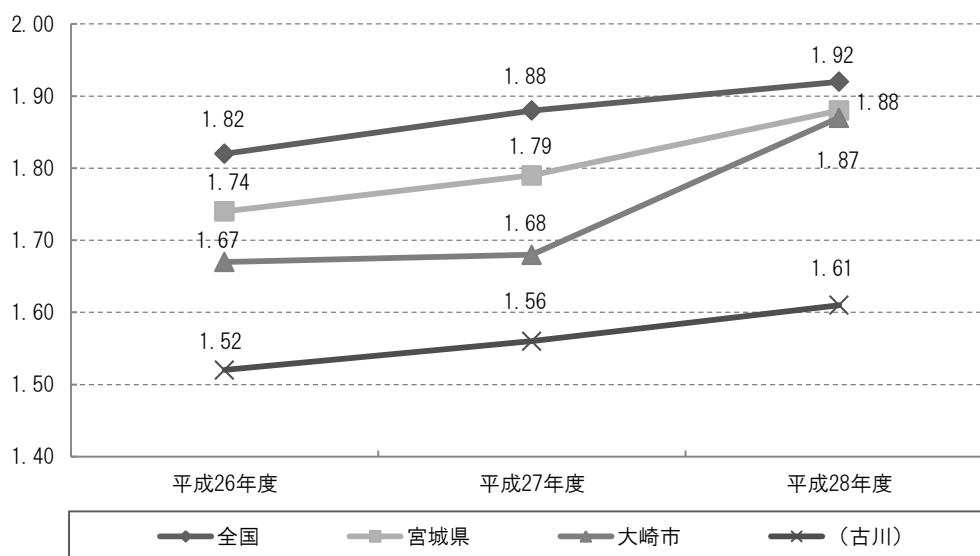
## (5) 就業と就学の状況

### ① 本市の民間企業における障がい者実雇用率の推移

平成26年度から平成28年度にかけての本市における障がい者の実雇用率を見ると、全国や県の数値を下回る推移となっていますが、平成28年度は、本市と全国、県との差が縮小しています。

平成26年度では、本市は全国より0.15ポイント、県より0.07ポイント低くなっていましたが、平成28年度では、全国とは0.05ポイント、県とは0.01ポイントとそれぞれの差は縮小しました。

■ 民間企業における障がい者実雇用率（単位：％）



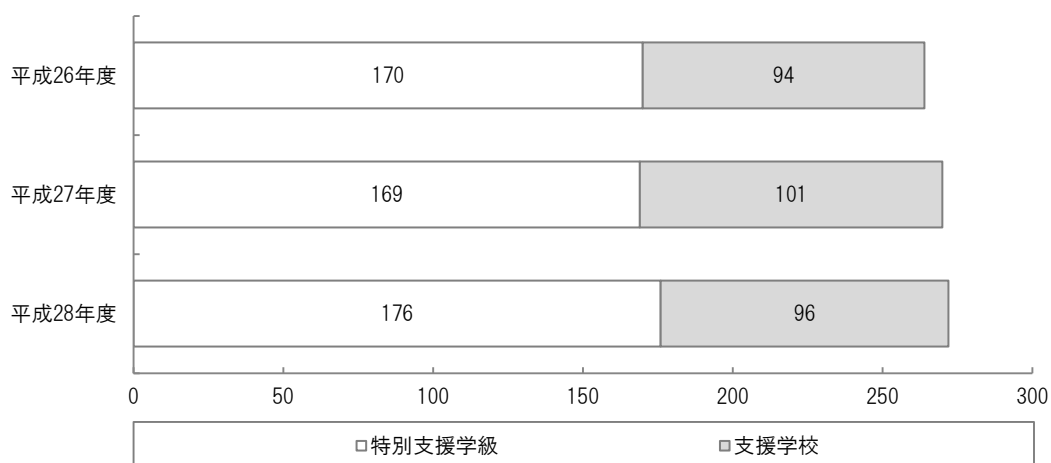
資料：宮城労働局

※大崎市の障がい者雇用率：毎年報告義務のある従業員数 50 名以上の事業所のうち大崎市内在る事業所分を抜き出して算出

## ② 市内小・中学校の特別支援学級及び宮城県立古川支援学校 (小・中学部)の児童・生徒数

市内小・中学校の特別支援学級に通う児童・生徒の人数については、平成26年度の170人から平成28年度の176人と6人の増加、宮城県立古川支援学校(小・中学部)に通う児童・生徒の人数は、平成26年度の94人から平成28年度の96人と2人増加しています。

■ 特別支援学級・宮城県立古川支援学校に通う児童・生徒数  
(各年5月1日時点, 単位:人)



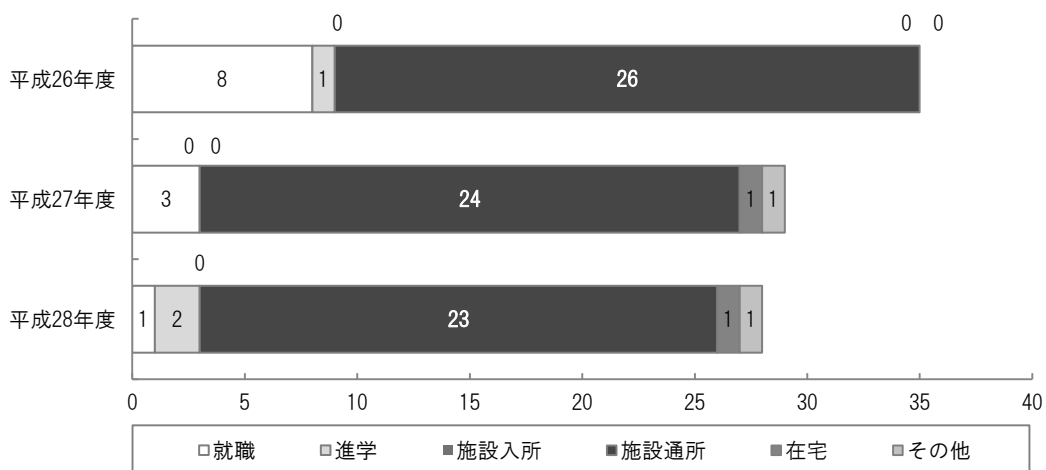
(単位:人)

	特別支援学級	支援学校	計
平成26年度	170	94	264
平成27年度	169	101	270
平成28年度	176	96	272

### ③ 宮城県立古川支援学校（高等部）卒業時の進路

宮城県立古川支援学校（高等部）卒業時の進路については、施設通所が多くなっており、平成27年度と平成28年度は、施設通所の人数が卒業生全体の8割以上を占めています。

■ 宮城県立古川支援学校卒業時の進路（各年度末時点，単位：人）



(単位：人)

	就職	進学	施設入所	施設通所	在宅	その他	計
平成26年度	8	1	0	26	0	0	35
平成27年度	3	0	0	24	1	1	29
平成28年度	1	2	0	23	1	1	28

資料：宮城県立古川支援学校

## 2 調査結果より見える大崎市の現状

### (1) 調査の目的

本市では、より良い障がい者福祉を目指すべく、現行の「第2次障害者計画」及び「第4期障害福祉計画」の内容を見直し、さらに、「第1期障害児福祉計画」を加えた新たな計画を策定するための基礎資料として、障がい者福祉に関するアンケート調査を実施しました。

### (2) 調査の設計

#### ① 調査票の種類と調査対象者等

調査対象者と調査件数は、以下のとおりです。

##### ■ 調査対象者と調査件数

調査票「大崎市障害者計画・障害福祉計画策定のためのアンケート調査」	
障がい者向け 調査対象者	○平成29年7月1日現在、市内に住所を有し身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している人
調査件数	○1,700件
障がい児向け 調査対象者	○平成29年7月1日現在、市内に住所を有する障がいのある児童のご家族
調査件数	○300件
一般市民向け 調査対象者	○平成29年7月1日現在、市内に住所を有する一般市民
調査件数	○1,000件

### (3) 調査の実施方法と配布・回収状況

#### ① 調査時期と調査方法

障がい者福祉に関するアンケート調査は、平成29年8月18日から9月1日までの15日間実施しました。

調査対象者は、平成29年7月1日現在で市内に住所を有し、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している人、障がいのある児童のご家族、及び一般市民です。配布・回収については、郵送調査法を採りました。

② 調査票の配布・回収状況

調査によるそれぞれの配布・回収状況は、以下のとおりです。

■ 調査票の配布・回収状況

調査票名	区分*	配布数	回収数	回収率
大崎市障害者計画・障害福祉計画 策定のためのアンケート調査	1	1,700人	953人	56.1%
	2	300人	141人	47.0%
	3	1,000人	393人	39.3%

\* 区分1: 身体障害者手帳, 療育手帳, 精神障害者保健福祉手帳を所持している人  
 区分2: 障がいのある児童のご家族  
 区分3: 一般市民

(4) 調査結果より見える大崎市の現状

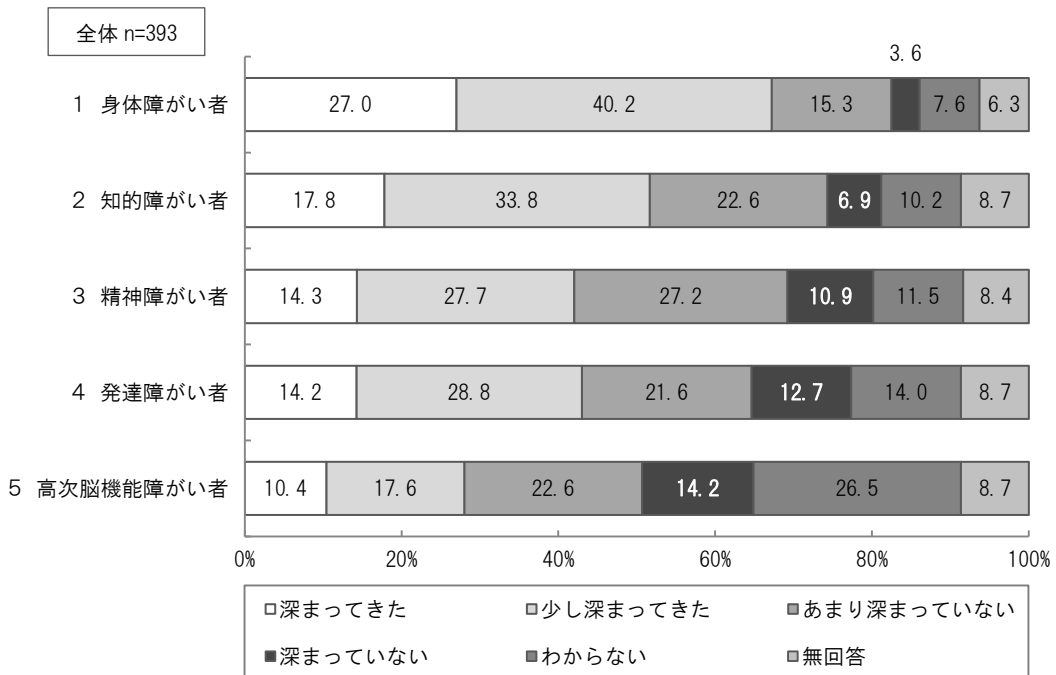
① 相互理解

一般市民の、障がいのある人への理解度を見ると「身体障がい者」「知的障がい者」「発達障がい者」で『少し深まってきた』(40.2~28.8%)が最も多くなっています。

「精神障がい者」では『少し深まってきた』『あまり深まっていない』が多くなっています。

「高次脳機能障がい者」では『わからない』(26.5%)が最も多くなっています。

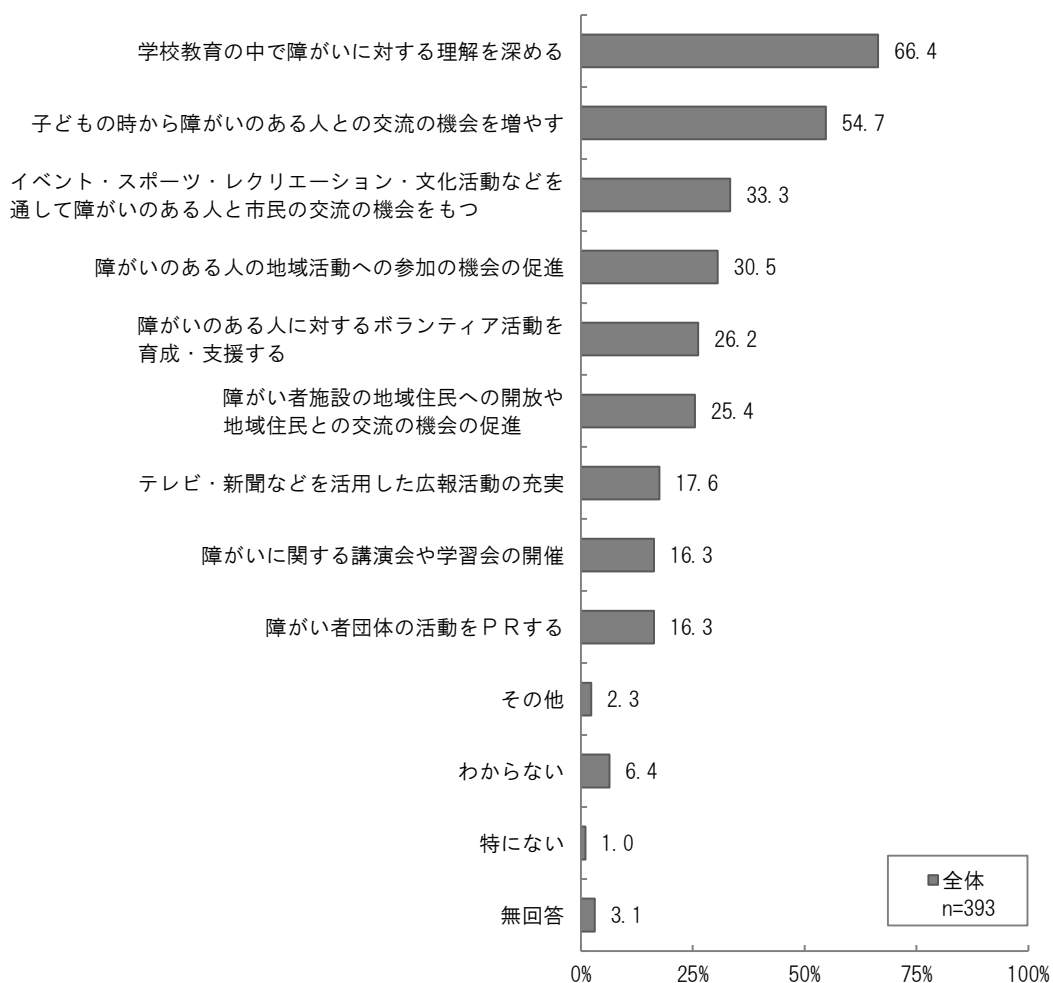
【一般市民】 障がいのある人への理解度 (障がい種別ごとに単数回答)





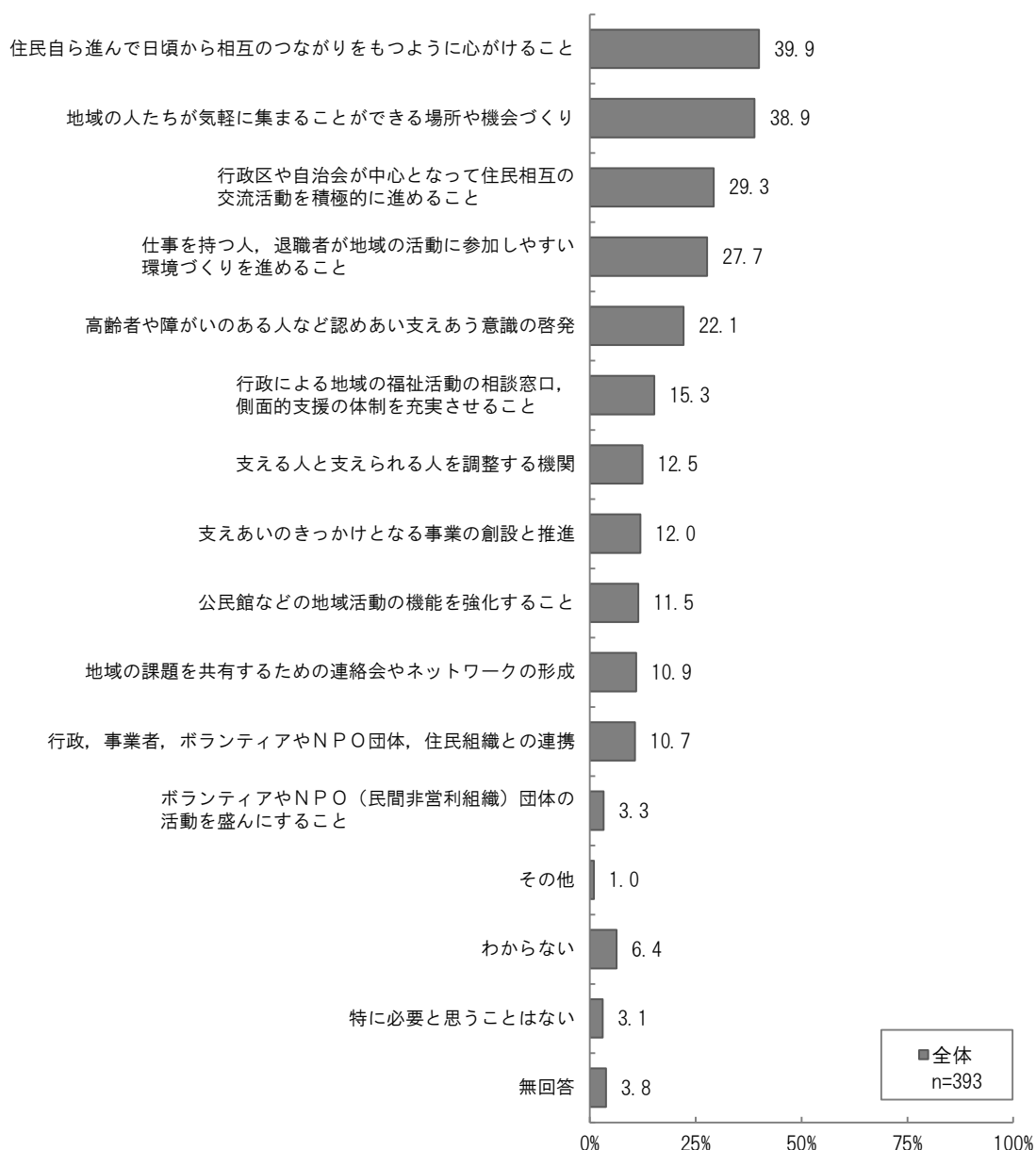
一般市民の、障がいのある人への理解を深めるために必要な取り組みを見ると「学校教育の中で障がいに対する理解を深める」(66.4%)が最も多く、次いで「子どもの時から障がいのある人との交流の機会を増やす」(54.7%)、「イベント・スポーツ・レクリエーション・文化活動などを通して障がいのある人と市民の交流の機会をもつ」(33.3%)となっています。

【一般市民】 障がいのある人への理解を深めるために必要な取り組み（複数回答）



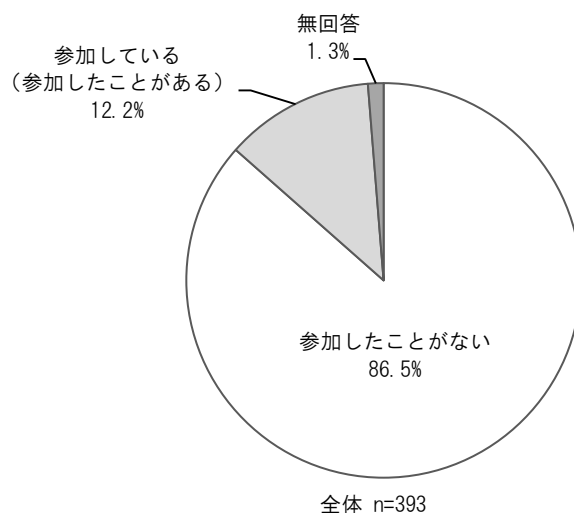
一般市民が、住民互助の支え合いの仕組みづくりのために特に必要だと思うことは「住民自ら進んで日頃から相互のつながりをもつように心がけること」(39.9%)、次いで「地域の人たちが気軽に集まることのできる場所や機会づくり」(38.9%)が多数を占めています。他には「行政区や自治会が中心となって住民相互の交流活動を積極的に進めること」(29.3%)や、「仕事を持つ人、退職者が地域の活動に参加しやすい環境づくりを進めること」(27.7%)といった回答も多く見られました。

【一般市民】 住民互助の支え合いの仕組みづくりのために特に必要だと思うこと



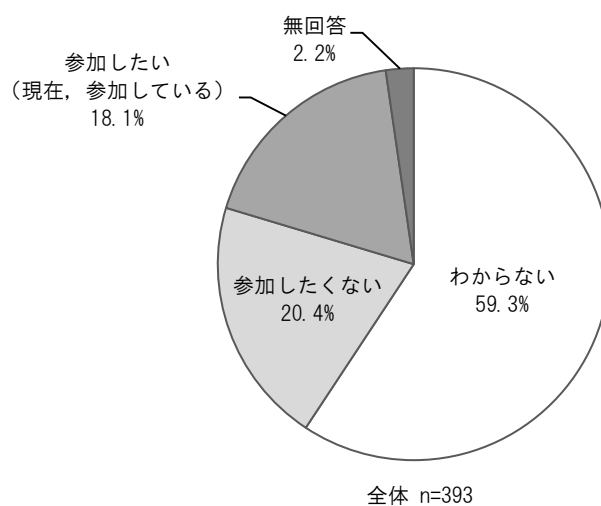
一般市民の、障がいのある人へのボランティア参加状況を見ると「参加したことがない」(86.5%)が最も多く、次いで「参加している(参加したことがある)」(12.2%)となっています。

【一般市民】 障がいのある人へのボランティア参加状況



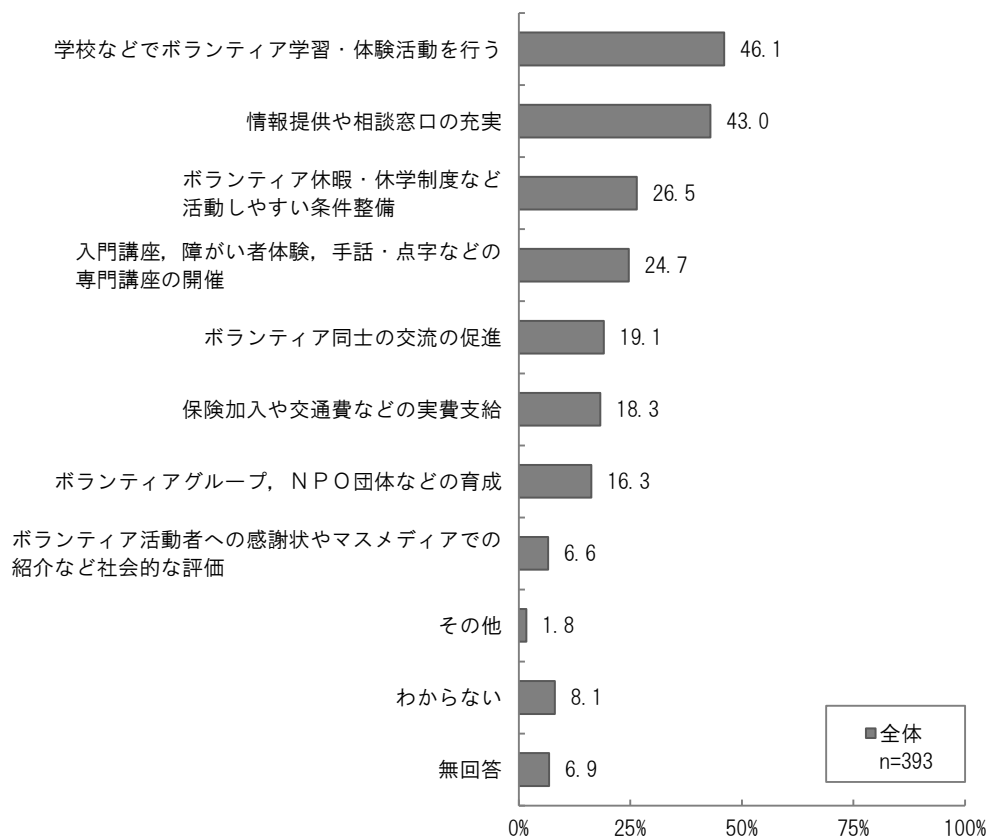
また、障がいのある人に関わるボランティアの参加意向を見ると「わからない」(59.3%)が最も多く、次いで「参加したくない」(20.4%)、「参加したい(現在、参加している)」(18.1%)となっています。

【一般市民】 障がいのある人に関わるボランティアの参加意向



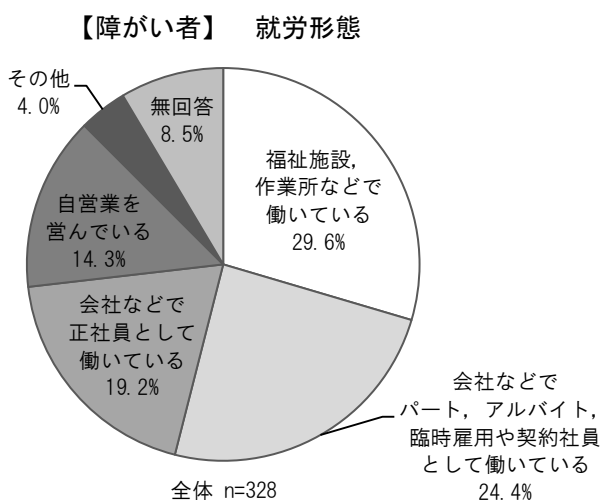
一般市民の、障がいのある人へのボランティア活動を活発化させるために特に必要なことを見ると「学校などでボランティア学習・体験活動を行う」(46.1%)が最も多く、次いで「情報提供や相談窓口の充実」(43.0%),「ボランティア休暇・休学制度など活動しやすい条件整備」(26.5%),「入門講座,障がい者体験,手話・点字などの専門講座の開催」(24.7%)となっています。

【一般市民】 障がいのある人へのボランティア活動を活発化させるために特に必要なこと



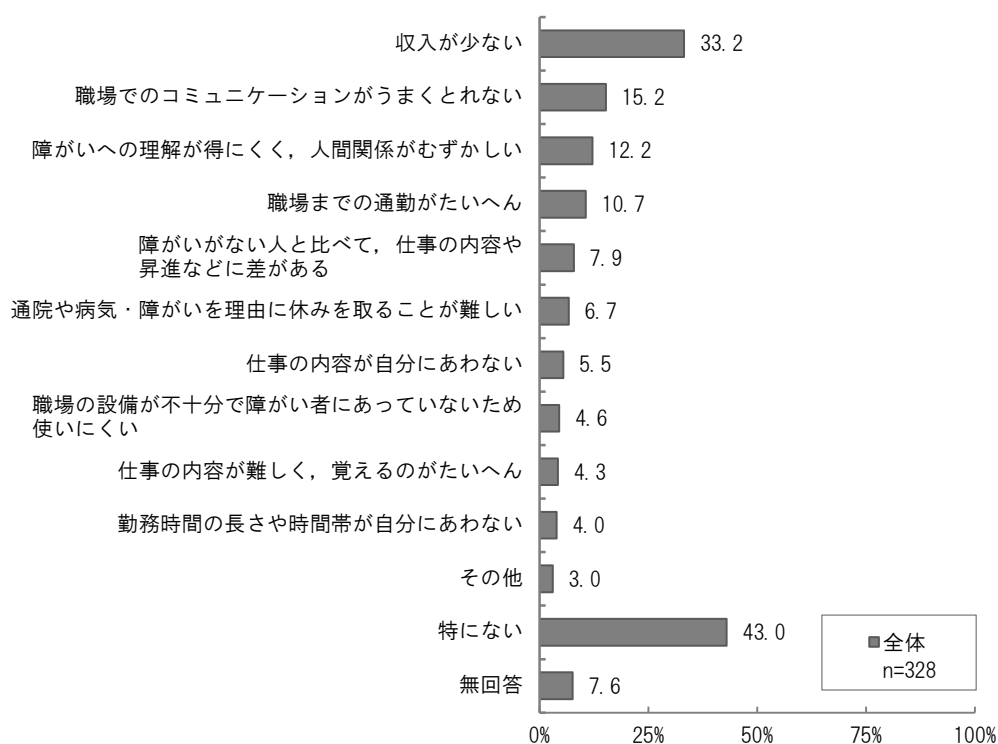
## ② 雇用・就労・教育（療育）

障がいのある人の就労形態を見ると「福祉施設、作業所などで働いている」（29.6%）が最も多く、次いで「会社などでパート、アルバイト、臨時雇用や契約社員として働いている」（24.4%）、「会社などで正社員として働いている」（19.2%）、「自営業を営んでいる」（14.3%）となっています。



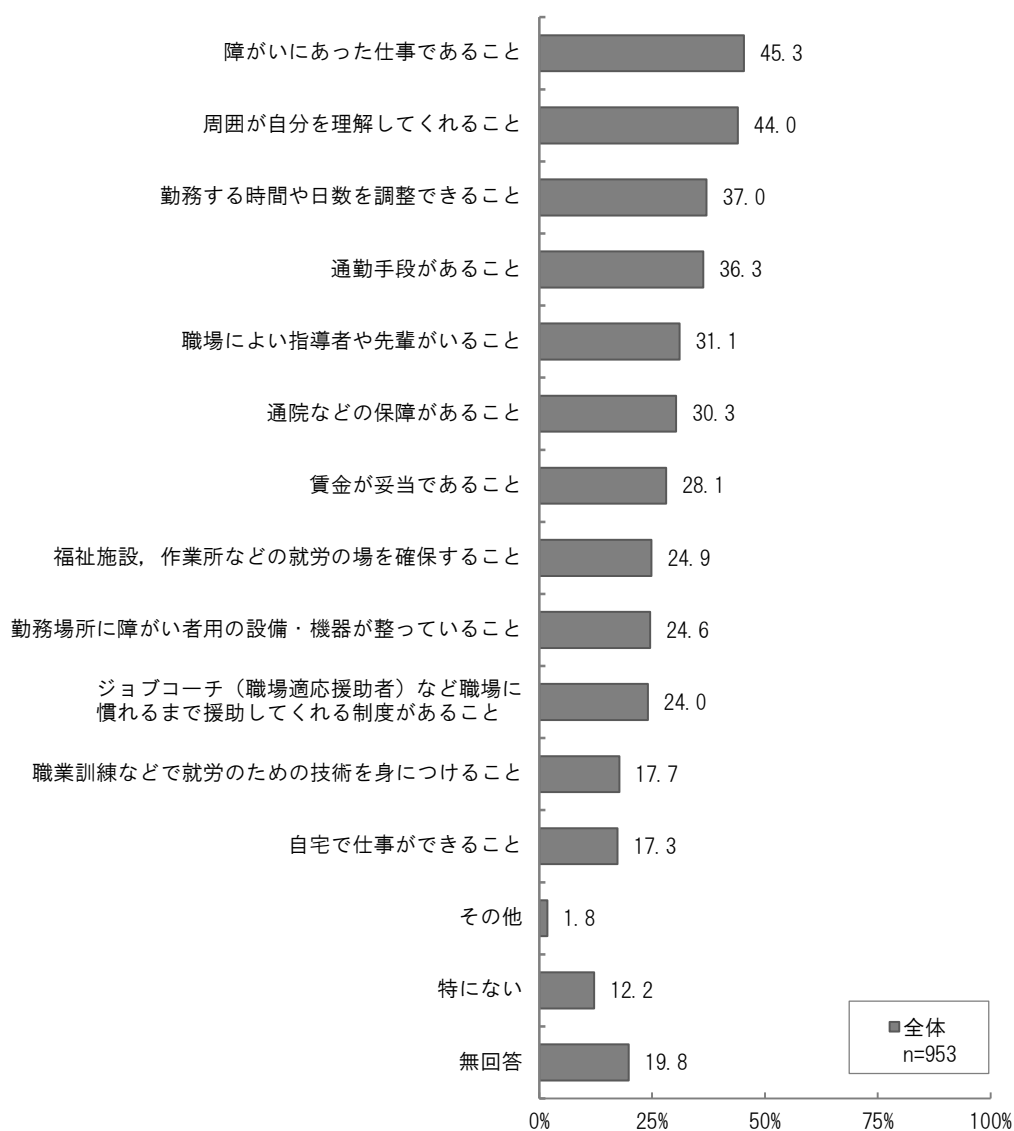
また、仕事のことで悩んでいることや困っていることを見ると「特にない」（43.0%）が最も多く、次いで「収入が少ない」（33.2%）、「職場でのコミュニケーションがうまくとれない」（15.2%）となっています。

## 【障がい者】 仕事のことで悩んでいることや困っていること



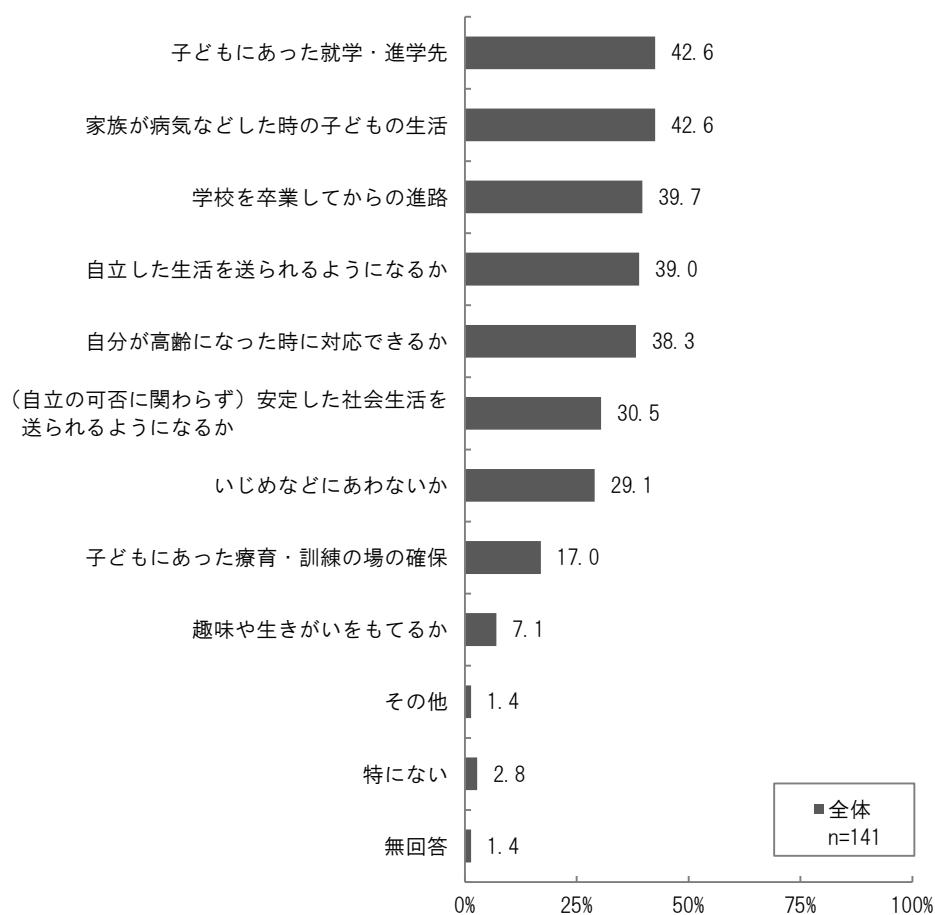
障がいのある人が働くために大切な環境を見ると「障がいにあった仕事であること」(45.3%)が最も多く、次いで「周囲が自分を理解してくれること」(44.0%)、「勤務する時間や日数を調整できること」(37.0%)となっています。

【障がい者】 働くために大切な環境



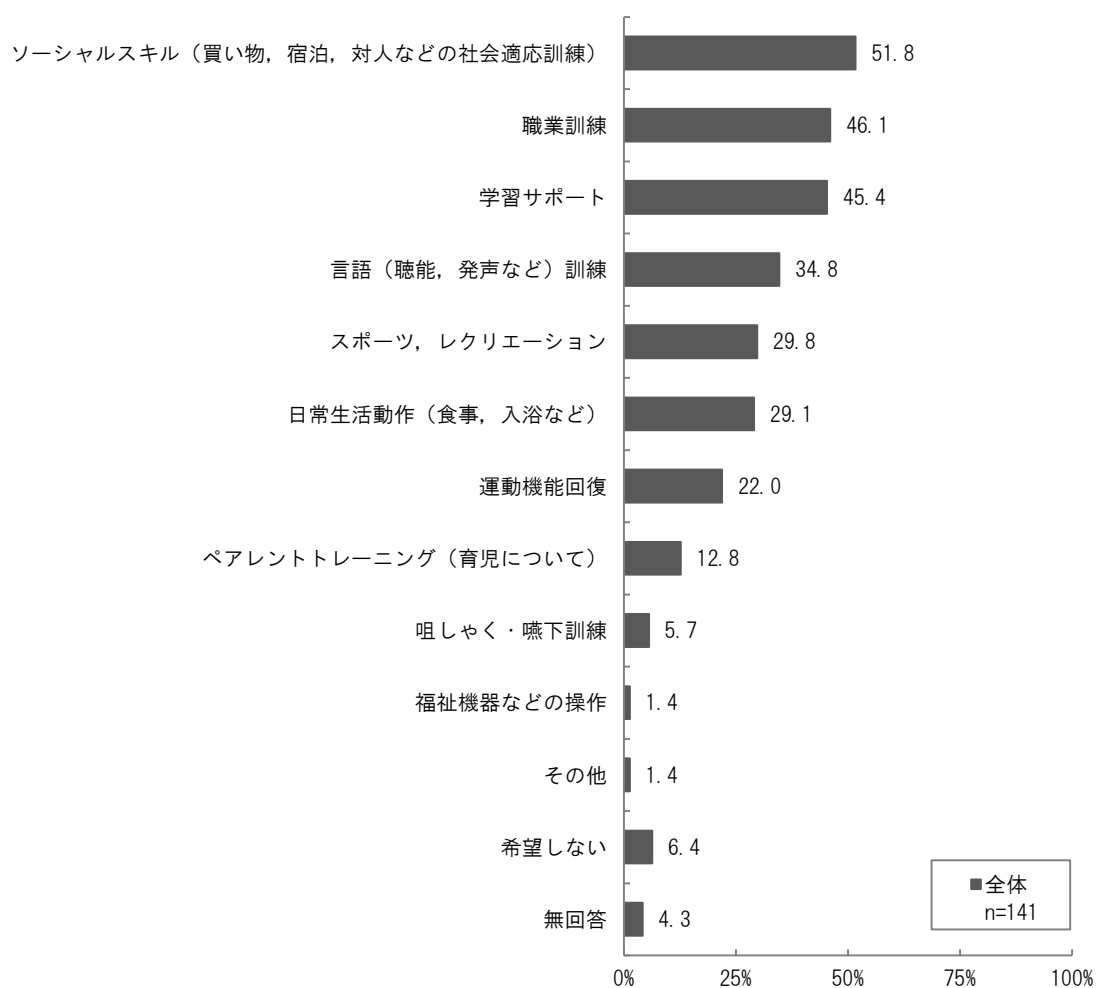
障がいのある児童のご家族が、子どものことで特に不安を感じていることを見ると「子どもにあった就学・進学先」(42.6%)、「家族が病気などした時の子どもの生活」(42.6%)が最も多く、次いで「学校を卒業してからの進路」(39.7%)、「自立した生活を送られるようになるか」(39.0%)、「自分が高齢になった時に対応できるか」(38.3%)、「(自立の可否に関わらず)安定した社会生活を送られるようになるか」(30.5%)となっています。

#### 【障がい児】 子どものことで特に不安を感じていること



障がいのある児童のご家族が、療育や訓練（リハビリテーション）を望む分野を見ると「ソーシャルスキル(買い物, 宿泊, 対人などの社会適応訓練)」(51.8%)が最も多く、次いで「職業訓練」(46.1%)、「学習サポート」(45.4%)、「言語(聴能, 発声など)訓練」(34.8%)となっています。

【障がい児】 療育や訓練（リハビリテーション）を望む分野

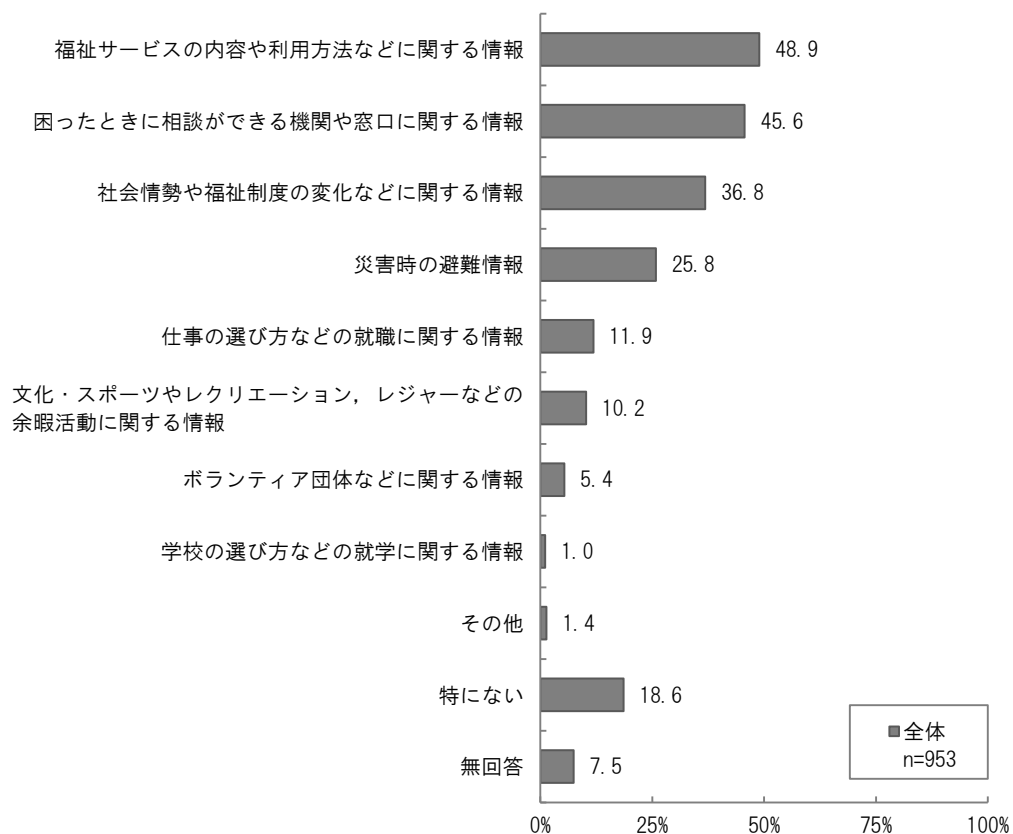




### ③ 情報提供

障がいのある人が、今後、特に充実してほしい情報を見ると「福祉サービスの内容や利用方法などに関する情報」(48.9%)が最も多く、次いで「困ったときに相談ができる機関や窓口に関する情報」(45.6%)、「社会情勢や福祉制度の変化などに関する情報」(36.8%)となっています。

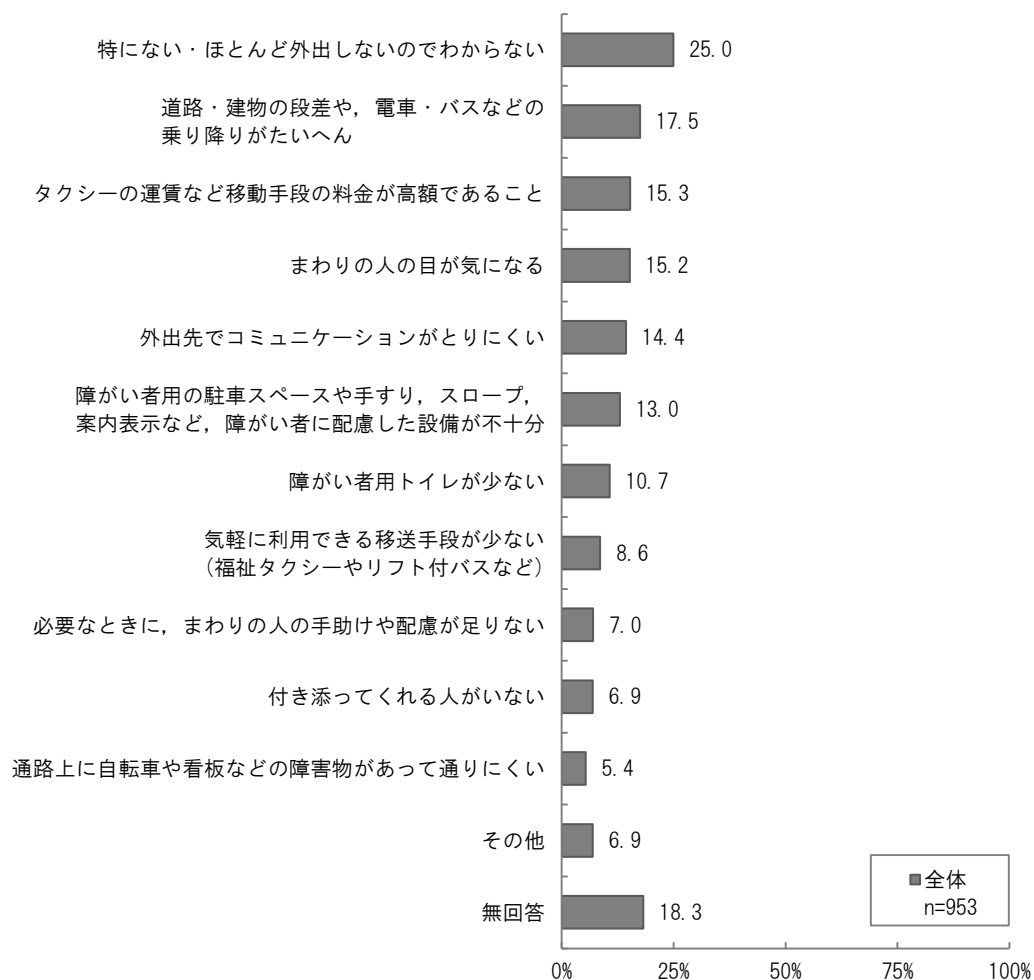
【障がい者】 今後、特に充実してほしい情報



#### ④ 生活環境

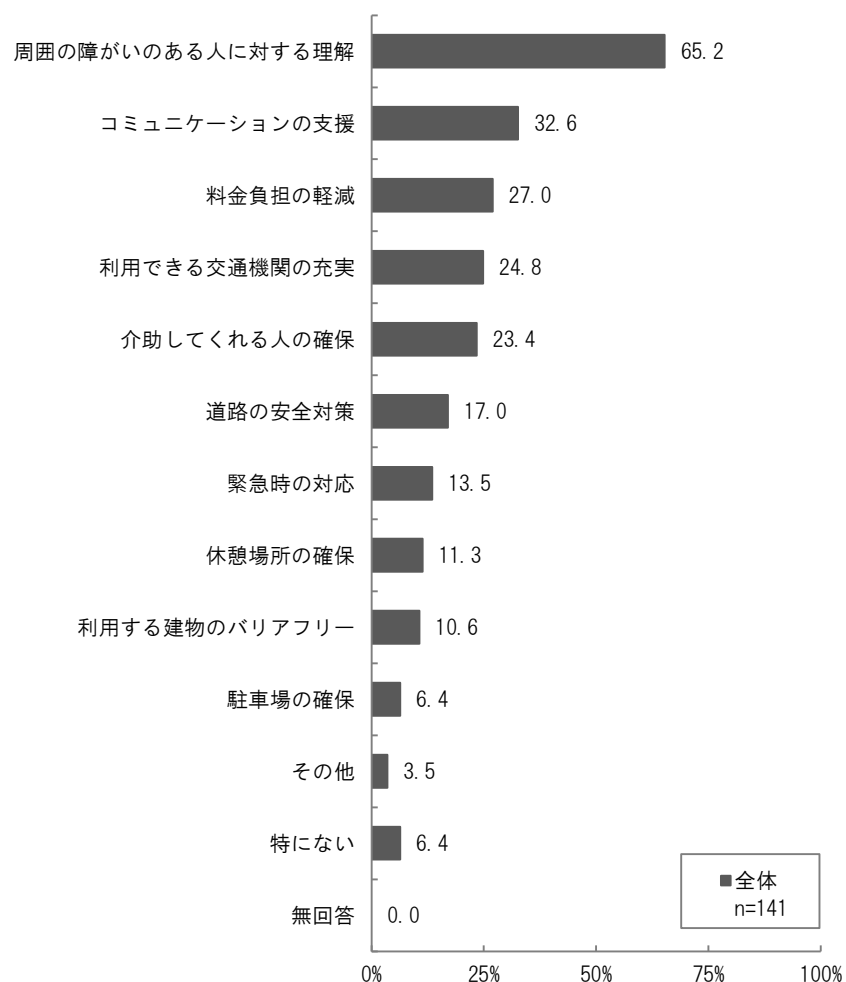
障がいのある人の外出時の不便や困難を見ると「特にない・ほとんど外出しないのでわからない」(25.0%)が最も多く、次いで「道路・建物の段差や、電車・バスなどの乗り降りがたいへん」(17.5%),「タクシーの運賃など移動手段の料金が高額であること」(15.3%)となっています。

【障がい者】 外出時の不便や困難



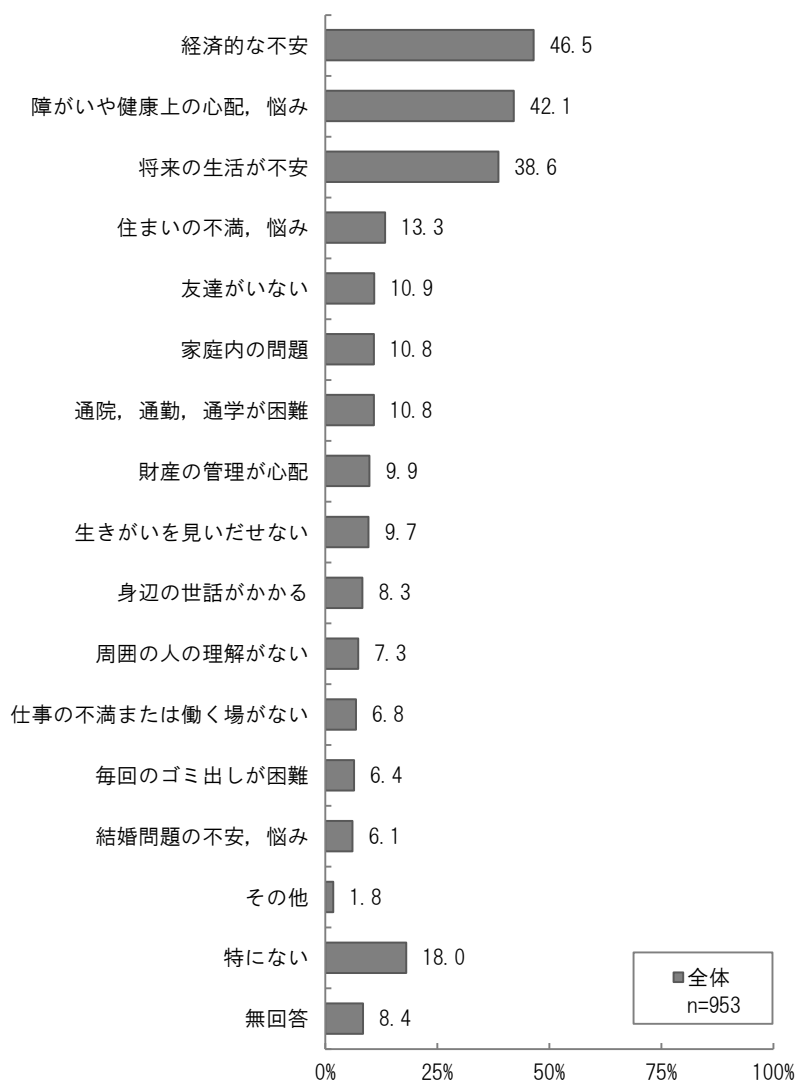
障がいのある児童の外出に必要な支援を見ると「周囲の障がいのある人に対する理解」(65.2%)が最も多く、次いで「コミュニケーションの支援」(32.6%)、「料金負担の軽減」(27.0%)、「利用できる交通機関の充実」(24.8%)、「介助してくれる人の確保」(23.4%)となっています。

【障がい児】 外出に必要な支援



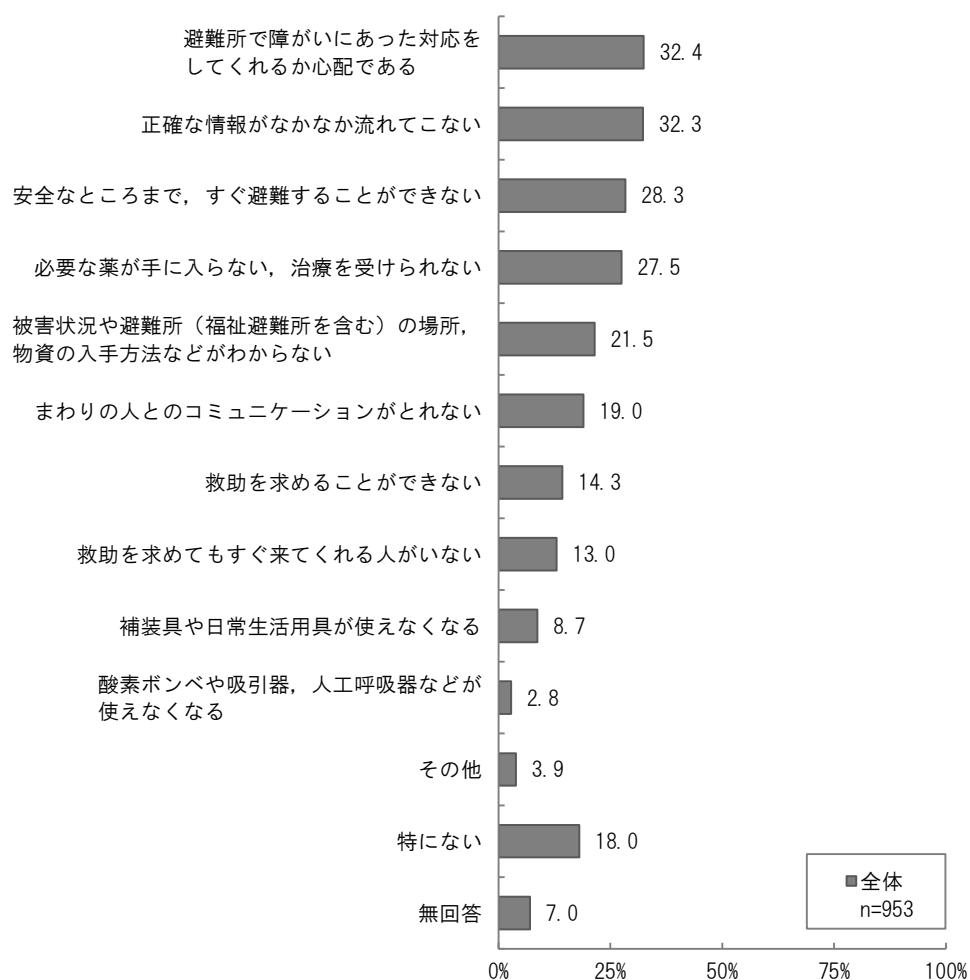
障がいのある人が、現在の生活の中で困っていること、将来に対する不安・悩みを見ると「経済的な不安」(46.5%)が最も多く、次いで「障がいや健康上の心配, 悩み」(42.1%), 「将来の生活が不安」(38.6%)となっています。

【障がい者】 生活の中で困っていること、不安・悩み



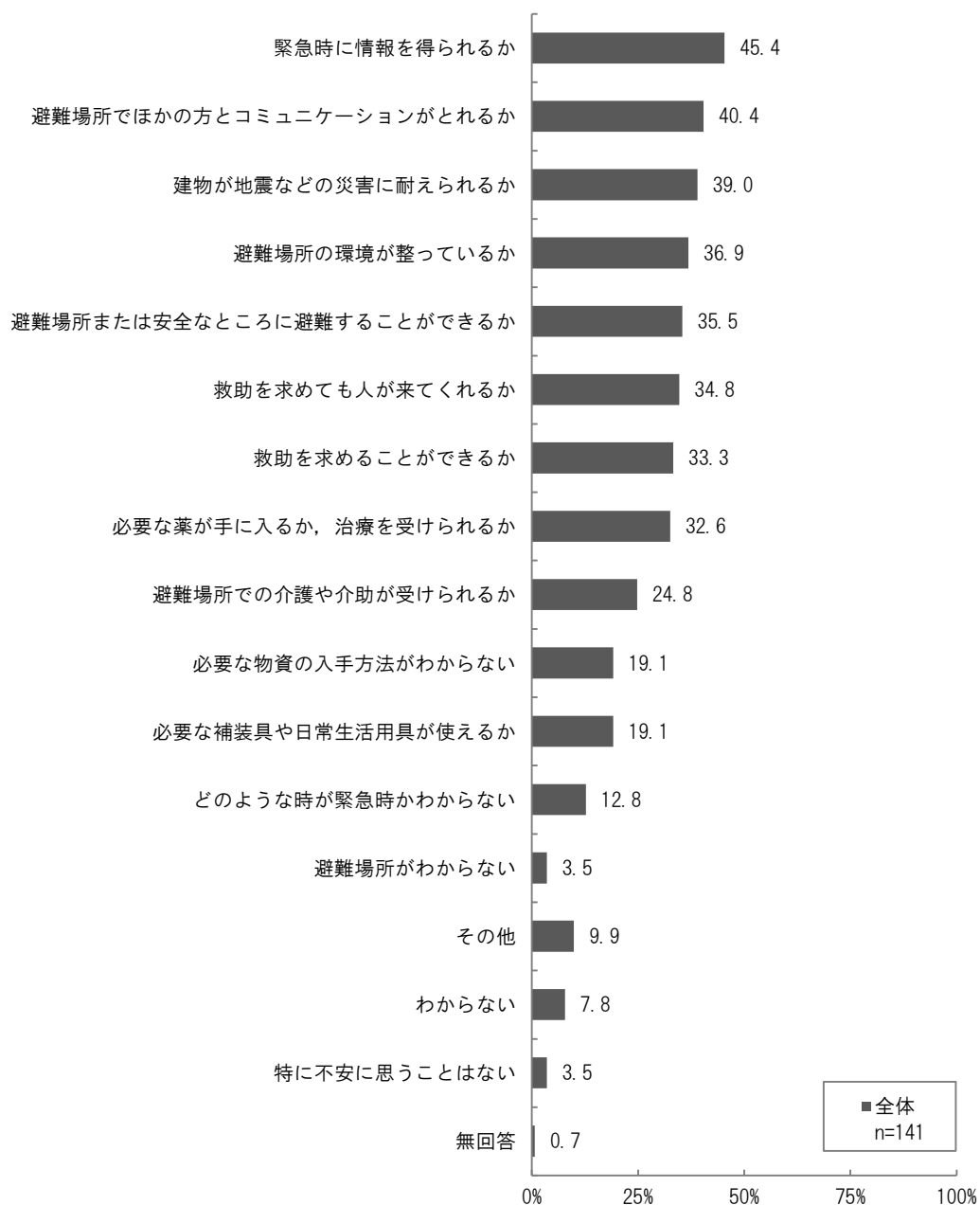
障がいのある人が、災害時に心配なことを見ると「避難所で障がいにあった対応をしてもらえるか心配である」(32.4%)が最も多く、次いで「正確な情報がなかなか流れてこない」(32.3%),「安全なところまで、すぐ避難することができない」(28.3%)となっています。

#### 【障がい者】 災害時に心配なこと



障がいのある児童のご家族が、災害時に不安に思うことを見ると「緊急時に情報を得られるか」(45.4%)が最も多く、次いで「避難場所でほかの方とコミュニケーションがとれるか」(40.4%)、「建物が地震などの災害に耐えられるか」(39.0%)、「避難場所の環境が整っているか」(36.9%)となっています。

【障がい児】 災害時に不安に思うこと

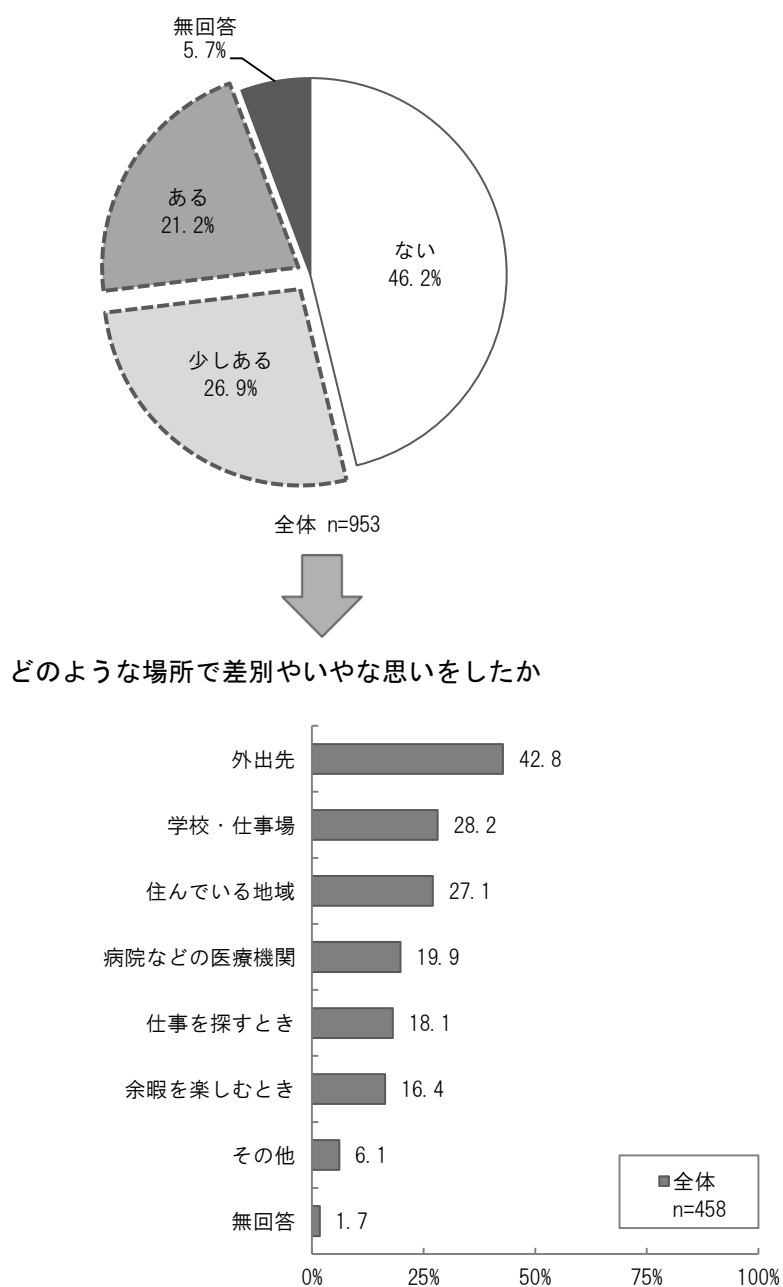


## ⑤ 権利擁護

障がいのある人が、障がいがあることで差別やいやな思いをしたことがあるかを見ると「ない」(46.2%)が最も多く、次いで「少しある」(26.9%)、「ある」(21.2%)となっています。

どのような場所で差別やいやな思いをしたかを見ると、「外出先」(42.8%)が最も多く、次いで「学校・仕事場」(28.2%)、「住んでいる地域」(27.1%)、「病院などの医療機関」(19.9%)となっています。

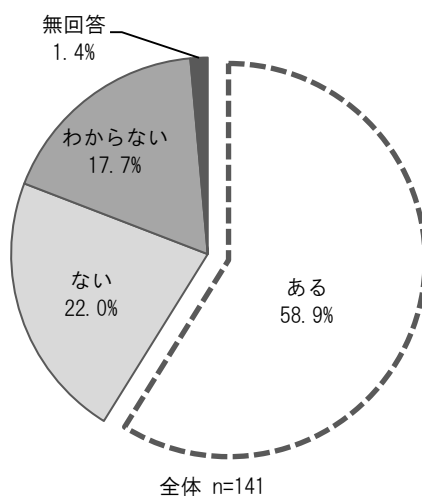
【障がい者】 障がいがあることで差別やいやな思いをしたことがあるか



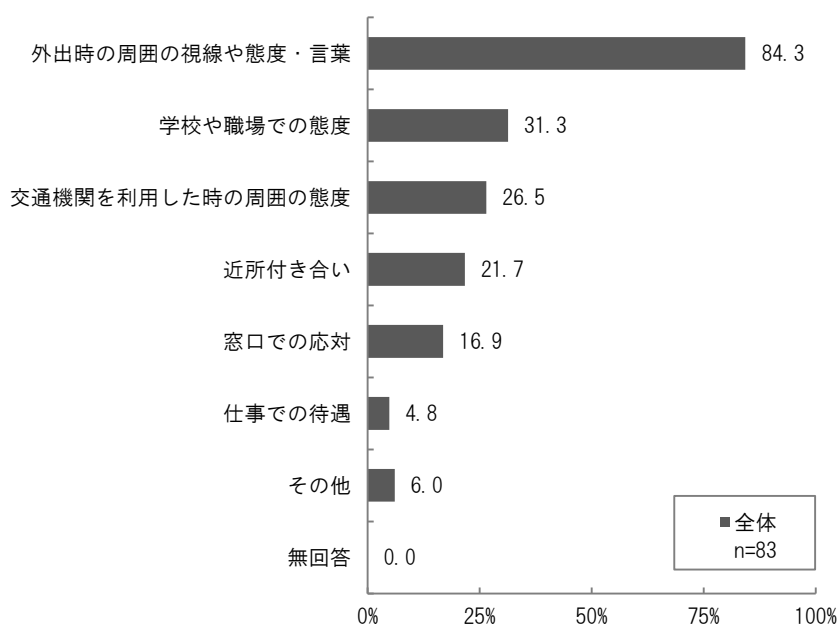
障がいのある児童のご家族が、障がいがあることで差別やいやな思いをしたことがあるかを見ると「ある」(58.9%)が最も多く、次いで「ない」(22.0%)となっています。

どのような時に差別やいやな思いをしたかを見ると、「外出時の周囲の視線や態度・言葉」(84.3%)が最も多く、次いで「学校や職場での態度」(31.3%)、「交通機関を利用した時の周囲の態度」(26.5%)、「近所付き合い」(21.7%)となっています。

【障がい児】 障がいを理由に差別やいやな思いをしたことがあるか



どのような時に差別やいやな思いをしたか

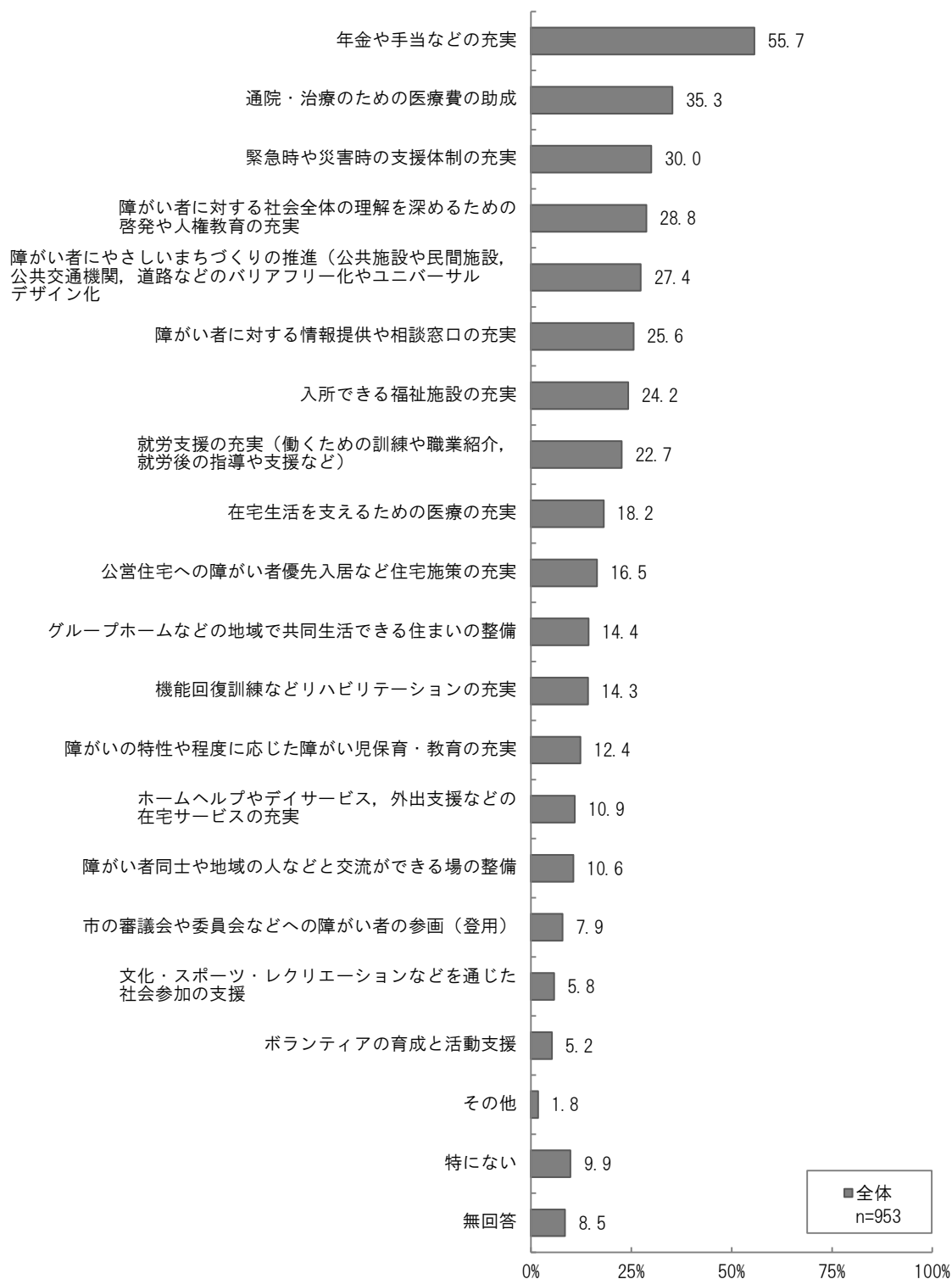




## ⑥ 福祉サービスや行政の取組について

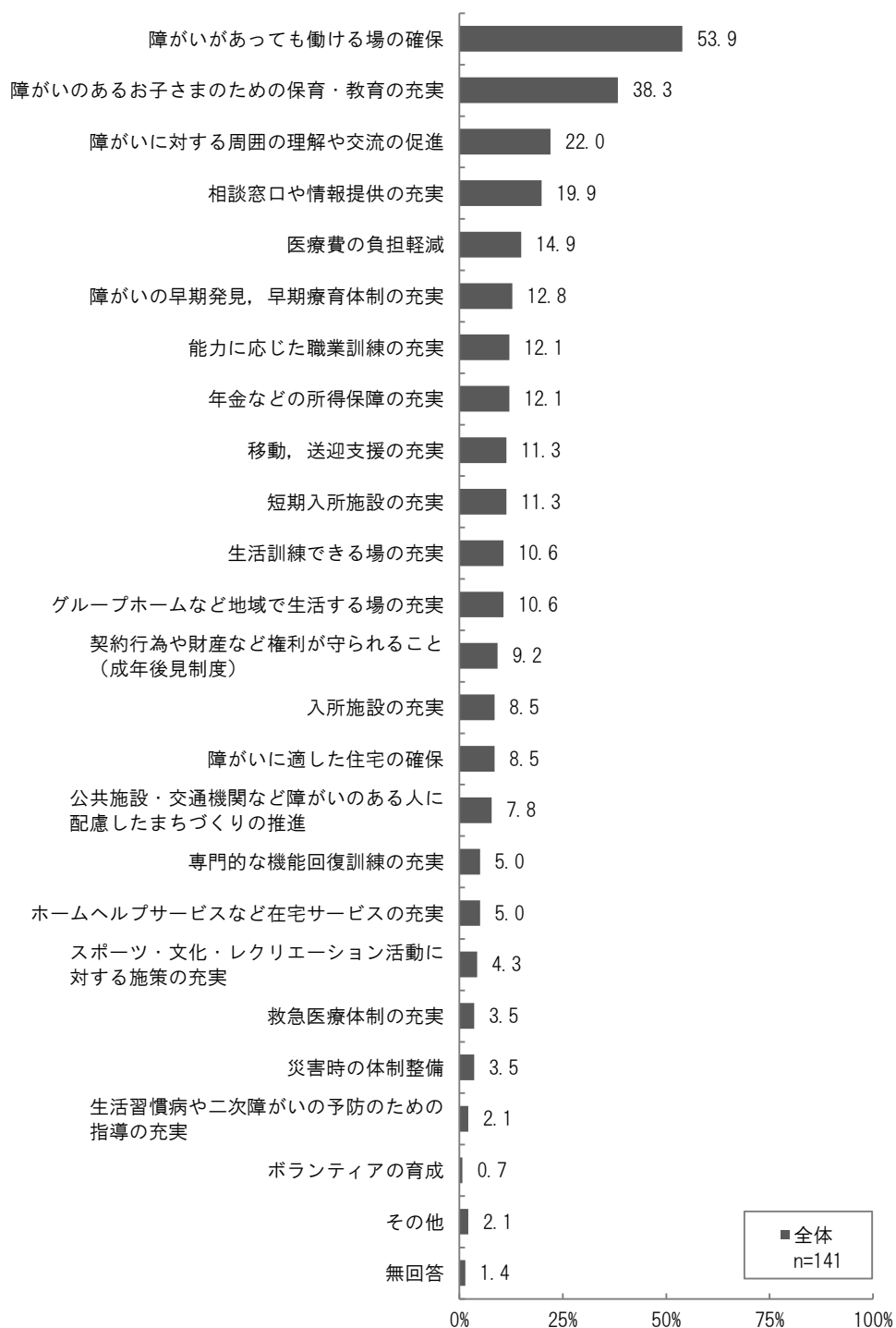
障がいのある人に対する支援として、充実すべきことを見ると「年金や手当などの充実」(55.7%)が最も多く、次いで「通院・治療のための医療費の助成」(35.3%)、「緊急時や災害時の支援体制の充実」(30.0%)となっています。

【障がい者】 障がい者支援として、充実すべきこと



障がいのある児童のご家族が、今後充実してほしいサービスを見ると「障がいがあっても働ける場の確保」(53.9%)が最も多く、次いで「障がいのあるお子さまのための保育・教育の充実」(38.3%)、「障がいに対する周囲の理解や交流の促進」(22.0%)となっています。

【障がい児】 今後充実してほしいサービス



### 3 統計データ，調査結果より見える現状のまとめ

#### ① 相互理解

##### 一般市民へのアンケート調査結果より

- ◆3割以上の方が「精神障がい者」「発達障がい者」「高次脳機能障がい者」への理解度が深まっていないと感じており，特に高次脳機能障がい者への理解度では，26.5%の方が「わからない」と回答しています。
- ◆障がい者への理解を深めるための必要な取り組みとしては，5割以上の方が，子どもの時から障がいのある人との交流の機会づくりや，学校教育の中で障がいに対する理解を深めることが大切，としています。
- ◆住民互助の支え合いの仕組みづくりでは，自ら進んで日頃から相互のつながりをもつように心がけることと，地域の人たちが気軽に集まることができる場所や機会づくりが必要と回答した人が，いずれも4割弱となっています。
- ◆障がいのある人に関わるボランティア活動の参加経験者は，12.2%にとどまっており，今後の参加意向の設問では，18.1%の人が参加したいと回答しています。
- ◆ボランティア活動を活発化させるために特に必要なことは，学校などでボランティア活動・体験活動を行うことや，情報提供や相談窓口を充実することが必要と，いずれも4割以上の方が回答しています。

#### ② 雇用・就労・教育（療育）

##### 障がいのある人・障がいのある児童のご家族へのアンケート調査結果より

- ◆障がいのある人の就労形態に関する設問では「福祉施設，作業所など」（29.6%）が最も多く，「会社などでパート，アルバイト，臨時雇用や契約社員」（24.4%），「会社等で正社員」（19.2%）と続いています。
- ◆仕事のことで悩んでいることや困っていることに関しては「特にない」（43.0%）が最も多く，次いで「収入が少ない」（33.2%），「職場でのコミュニケーションがうまくとれない」（15.2%）の順になっています。
- ◆働くための大切な環境では，障がいのある4割以上の方が，障がいにあった仕事であることや，周囲が自分を理解してくれることを挙げています。
- ◆障がいのある児童のご家族が，特に不安を感じていることは，子どもにあった就学・進学先と，家族が病気などした時の子どもの生活と回答した方が，それぞれ4割を超えています。
- ◆ご家族が望む療育や訓練では「買い物，宿泊，対人などの社会適応訓練」（51.8%），「職業訓練」（46.1%），「学習サポート」（45.4%），「言語訓練」（34.8%）の順となっています。

### ③ 情報提供

#### 障がいのある人へのアンケート調査結果より

- ◆今後、特に充実してほしい情報としては「福祉サービスの内容や利用方法などに関する情報」(48.9%)が最も多く、次いで「困ったときに相談ができる機関や窓口に関する情報」(45.6%)となっています。

### ④ 生活環境

#### 障がいのある人・障がいのある児童のご家族へのアンケート調査結果より

- ◆障がいのある人が、外出時に不便や困難と感じることに関しては「特にない・ほとんど外出しないのでわからない」(25.0%)が最も多く、次いで「道路・建物の段差や、電車・バスなどの乗り降り」(17.5%)、「タクシーの運賃など移動手段の料金が高額」(15.3%)の順となっています。
- ◆障がいのある児童のご家族へのアンケート調査で、外出に必要な支援に関する設問では「周囲の障がいのある人に対する理解」と答えた人が6割以上となっています。
- ◆障がいのある人への、現在の生活や将来に対する不安・悩みの設問で「経済的な不安」や「障がいや健康上の悩み」を挙げた人が、いずれも4割以上となっています。
- ◆障がいのある人が、災害時に心配に思うことは「避難所で障がいにあった対応をしてくれるか心配」(32.4%)が最も多く、「正確な情報が流れてこない」(32.3%)、「安全な所まですぐ避難できない」(28.3%)、「必要な薬が手に入らない、治療を受けられない」(27.5%)、「被害状況や避難場所(福祉避難所を含む)、物資の入手方法などがわからない」(21.5%)、「まわりの人とのコミュニケーションがとれない」(19.0%)と続いています。

## ⑤ 権利擁護

### 障がいのある人・障がいのある児童のご家族へのアンケート調査結果より

- ◆障がいのある人への「障がいがあることで差別やいやな思いをしたことがありますか」の設問では「ない」と回答した人が46.2%であったのに対して、「ある」「少しある」をあわせた回答者数は5割弱となっており、同様に、障がいのある児童のご家族へのアンケート調査結果では「ない」が22.0%、「ある」が6割弱に達しています。
- ◆差別やいやな思いをした場所については、いずれの場合も「外出先」が最も多くなっています。

## ⑥ 福祉サービスや行政の取組

### 障がいのある人・障がいのある児童のご家族へのアンケート調査結果より

- ◆障がいのある人が望む、障がいのある人に対する支援として充実すべきことは「年金や手当などの充実」(55.7%)、「通院・治療のための医療費の助成」(35.3%)、「緊急時や災害時の支援体制の充実」(30.0%)、「障がい者に対する社会全体の理解を求めるための啓発や人権教育の充実」(28.8%)、「公共施設や民間施設、公共交通機関、道路などのバリアフリー化やユニバーサルデザイン化」(27.4%)といった回答が上位を占めています。
- ◆障がいのある児童のご家族が望む、今後充実してほしい主なサービスとしては「就労の場の確保」(53.9%)が最も多く、次いで「保育・教育の充実」(38.3%)、「障がいに対する周囲の理解や交流の促進」(22.0%)、「相談窓口や情報提供の充実」(19.9%)の順となっています。

## 第3節 計画の基本理念と基本目標

### 1 計画の基本理念

本計画においては、「大崎市総合計画」の施策の大綱に定める「地域で支え合い健康で元気なまちづくり」を実現するために、「地域で支え合い、心がかようまちづくり」を基本理念として、障がいのある人もない人も、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指していくための、障がい福祉に関する具体的な施策の方向性を示すものです。

**基本理念 地域で支え合い、心がかようまちづくり**

### 2 計画の基本目標

本計画における基本理念を実現するため、前期と同様に以下の3つの基本目標を掲げます。また、各基本目標においては、その達成に向けて、それぞれ2～3の施策群（施策の方向）を設定しています。

**【基本目標 1】互いに尊重し支え合うために**

施策の方向：(1) 相互理解の促進 (2) 情報提供の充実

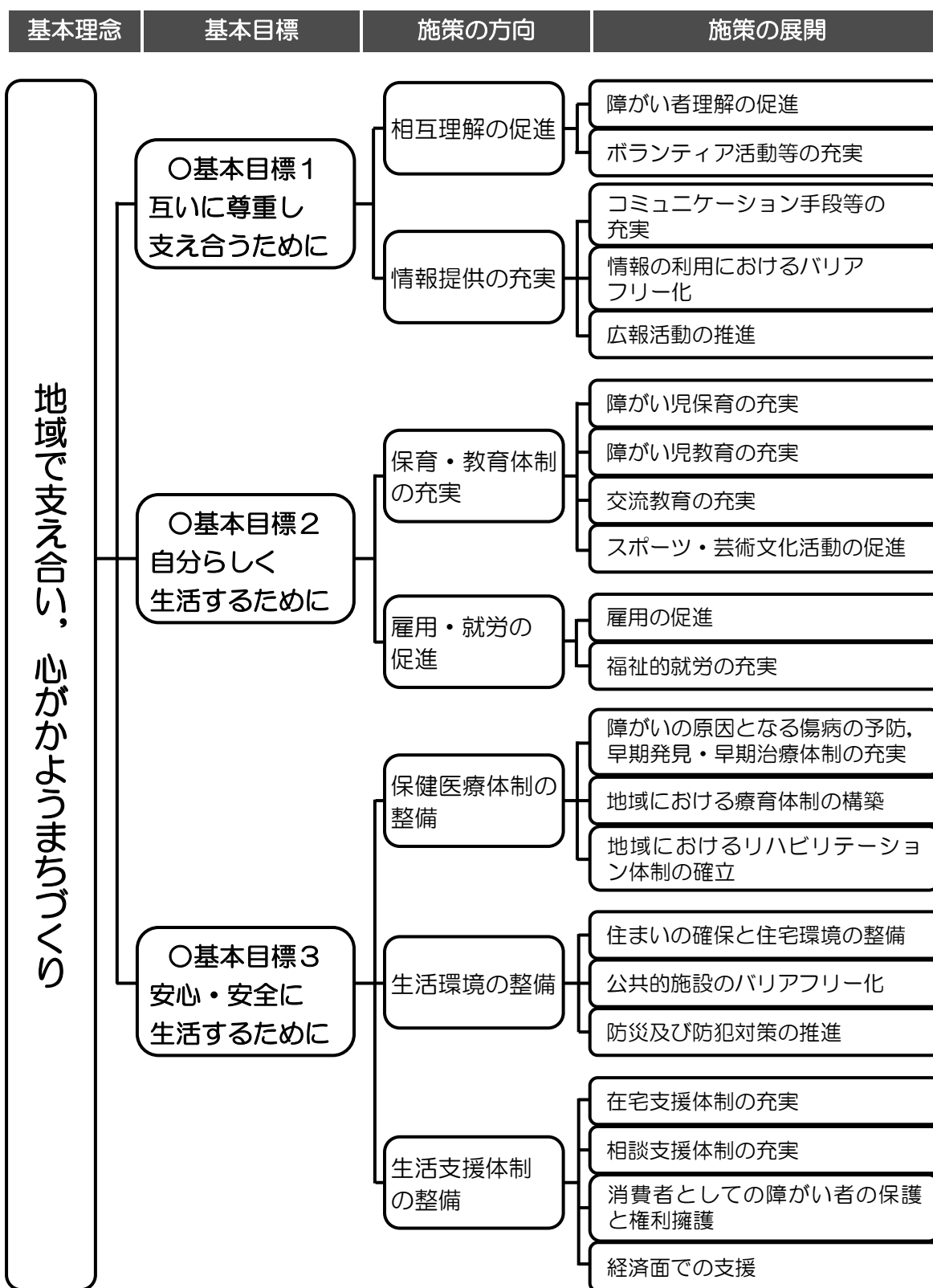
**【基本目標 2】自分らしく生活するために**

施策の方向：(1) 保育・教育体制の充実 (2) 雇用・就労の促進

**【基本目標 3】安心・安全に生活するために**

施策の方向：(1) 保健医療体制の整備 (2) 生活環境の整備  
(3) 生活支援体制の整備

## 第4節 計画の体系









## 第2章 各論

## 第1節 互いに尊重し支え合うために

### 1 相互理解の促進

#### 《現状と課題》

誰もが互いに尊重し、支え合いながら地域で生活を送るためには、障がいそのものや障がいのある人に対する市民の理解を深めることが重要です。

市民対象のアンケート調査結果によると、身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障害への認知度は高くなっています。一方、各障がいへの理解度については、身体障がい、知的障がい、発達障害への理解度は深まってきたと感じている人が多くなっていますが、精神障がいや高次脳機能障害への理解度は低い状況です。

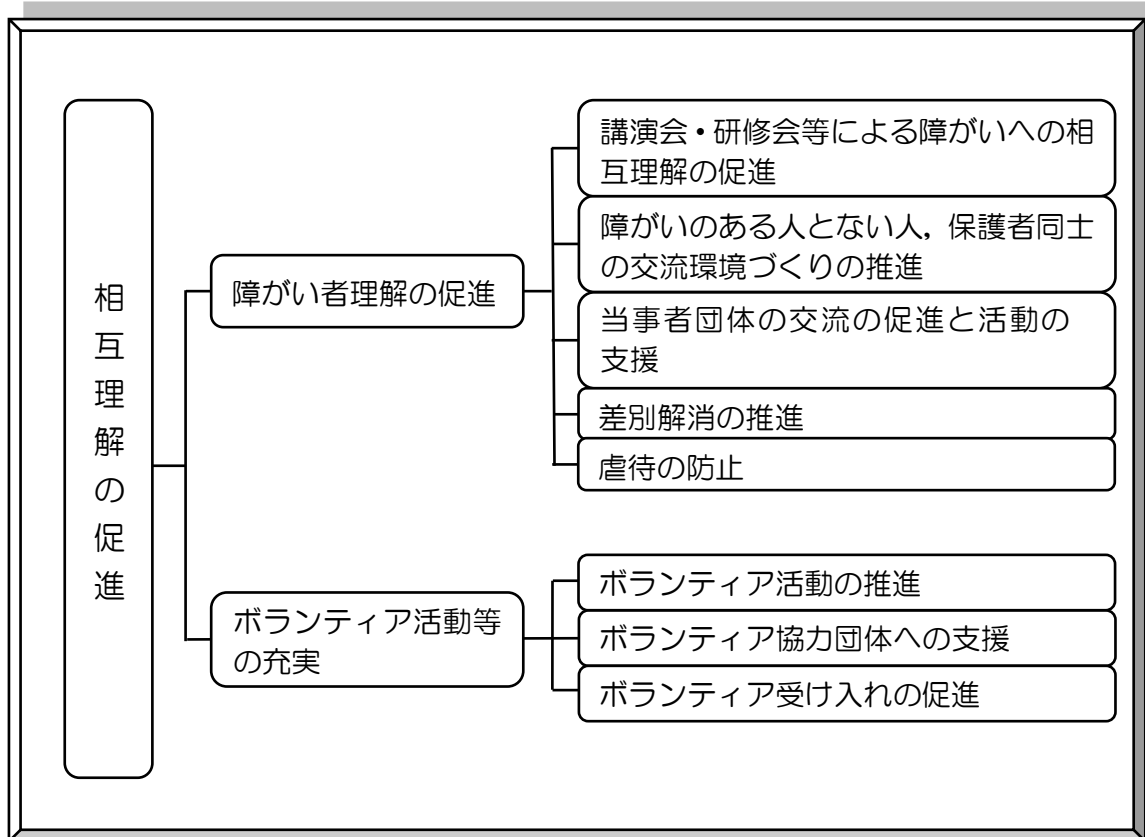
障がいのある人への理解を深めるためには、学校教育の中で障がいについて学ぶ機会や、子どもの時から障がいのある人との交流の機会を増やすことが必要と考えられる人が多く、早期から学校教育の現場を含め、障がいのある人との交流の機会を得るための方策が求められています。

また、住み慣れた地域で、障がいのある人が安心して暮らしながら、積極的な社会参加を行うためには、個人や団体等による福祉ボランティアが大きな力となります。市民対象のアンケート調査結果では、ボランティアへの関心度が低いことがうかがえます。ボランティア活動への関心度や参加意欲を高めるためには、ボランティア活動の周知やボランティアを育成するための支援が必要です。

#### ■ 障がい者理解を深めるために必要なこと（複数回答、上位3項目）

	1位	2位	3位
一般市民 (回答者数:393人)	学校教育の中で障がいに対する理解を深める	子どもの時から障がいのある人との交流の機会を増やす	イベント・スポーツ・レクリエーション・文化活動などを通して障がいのある人と市民の交流の機会をもつ
	66.4%	54.7%	33.3%

## 《施策の体系》



## 《施策の展開》

### (1) 障がい者理解の促進

#### ① 講演会・研修会等による障がいへの相互理解の促進

子どもの時から障がいに対する理解が身につくよう、学校の学習等において、障がいのある人からの講話や福祉体験などを行う機会をつくります。また、市民や各種事業所などを対象に、障がい福祉に関する研修会を開催したり、聴覚や視覚に障がいのある人々を交えての学習会や交流の機会を提供します。

主な事業等	概要
キャップハンディ体験学習会	○障がいのある人の置かれている状況や環境を体験し、障がいに対する理解を深める
生涯学習出前講座	○障がい福祉や福祉サービスについての講話の実施
みみサポサロン 視覚障害者情報交流会 等	○聴覚や視覚に障がいのある人やその家族、市民を対象に、交流会や情報交換の場を提供

## ② 障がいのある人とない人、保護者同士の交流環境づくりの推進

子どもの時から、障がいのある人もない人も地域で一緒に遊んだり、学んだりできる環境をつくります。また、障がいのある子どもの遊びの場や保護者同士の交流の場を提供します。

主な事業等	概要
みんなともだちの日	○保育所において施設開放日を設け、未就学児童とその保護者などが交流できる場を提供

## ③ 当事者団体の交流の促進と活動の支援

障がい者団体や家族会等の活動を支援し、障がいのない人との交流を促進します。

主な事業等	概要
障害者等地域生活支援事業に基づく補助金の交付	○大崎福祉夢まつり(大崎法人会事業) ○ふれあいレクリエーション大会等(大崎市身体障害者福祉協会事業) ○古川まつり太鼓等(大崎市手をつなぐ育成会事業)
コミュニティサロンの設置	○精神障がい者の集いの場の提供と市民との交流の機会の提供(NPO法人による運営)

## ④ 差別解消の推進

平成28年4月、「障害者差別解消法」が施行されました。この法律は、障がいのある人への差別をなくすことで、障がいのある人もない人も共に生きる社会をつくることを目指しています。

障がいを理由とする差別とは、正当な理由がなく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりするような行為を言います。また、障がいのある人から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合には、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要で合理的な配慮を行うことが求められます。

このため、市職員対応要領を作成するとともに、同対応要領に係る留意事項を踏まえ、必要な研修を行うものとします。また、障がいを理由とする差別に関する相談体制の整備を図るとともに、市民への啓発活動を通じて差別解消の推進に取り組みます。

主な事業等	概要
差別解消に関するリーフレットの作成	○障がいの理解促進や差別解消を推進するリーフレットを作成する

## ⑤ 虐待の防止

虐待は、障がいのある人を養護する家族や障がい者福祉施設の職員、勤め先の経営者などからの暴力による身体的な虐待や経済的な虐待など、色々なケースがあります。こうした障がいのある人に対する虐待を防止するため、平成24年10月に「障害者虐待防止法」が施行されました。

市は、障がいのある人に対する虐待の防止や対応の窓口となる大崎市障害者虐待防止センターを設置し、虐待の防止や早期発見に取り組みます。

主な事業等	概要
障害者虐待防止センターの設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障がい者虐待に関する相談や通報, 届出の受付</li> <li>○事実確認及び立ち入り調査</li> <li>○障がい者に対する一時保護や支援</li> <li>○養護者の負担の軽減を図るための支援</li> </ul>

## (2) ボランティア活動等の充実

### ① ボランティア活動の推進

大崎市社会福祉協議会で、ボランティア活動推進事業を実施しており、ボランティア活動に参加したい人と依頼したい人をつなぎ、活動の輪を広げるボランティアセンターを設置しています。地域におけるボランティアの情報を集約・発信する機能の充実を図り、地域住民のボランティア意識の醸成を図ります。

主な事業等	概要
ボランティアセンター等事業	○ボランティアセンター機能(ボランティアの広報啓発活動, 活動基盤整備, 人材育成等)の充実強化を図り, 事業を通じて学習や交流の場を提供し, ボランティア活動を支援(社会福祉協議会)
福祉・ボランティア活動協力校指定事業	○市内小・中学校を対象に, 体験や交流活動を通じて福祉の心を育むことを目的に, 福祉・ボランティア活動協力校として指定し, 福祉教育・学習の機会の提供と支援(社会福祉協議会)

### ② ボランティア協力団体への支援

大崎市社会福祉協議会で様々なボランティア活動を推進しています。市では同協議会に対して補助金を交付し、地域で活躍するボランティアの活動・育成を支援します。

主な事業等	概要
地域福祉おこし事業補助金の交付	○地域福祉活動やボランティア活動の推進, 支援, 人材養成等, 地域福祉の質の向上を狙いとする各種事業を実施

### ③ ボランティア受け入れの促進

地域ボランティア団体等との連携を強化し、障がい者施設や地域活動支援センター等でのボランティアの受け入れを促進します。

## 2 情報提供の充実

### 《現状と課題》

障がいの有無に関わらず、情報は日常生活を営む上で欠かせないものであり、必要な情報を取得・利用できる環境が求められています。また、自ら情報を発信できることや、コミュニケーションをとれることも必要です。

本市において、情報の取得・利用やコミュニケーションの確保に支援が必要な視覚や聴覚、音声・言語機能等の障がいのある人は約800人となっています。

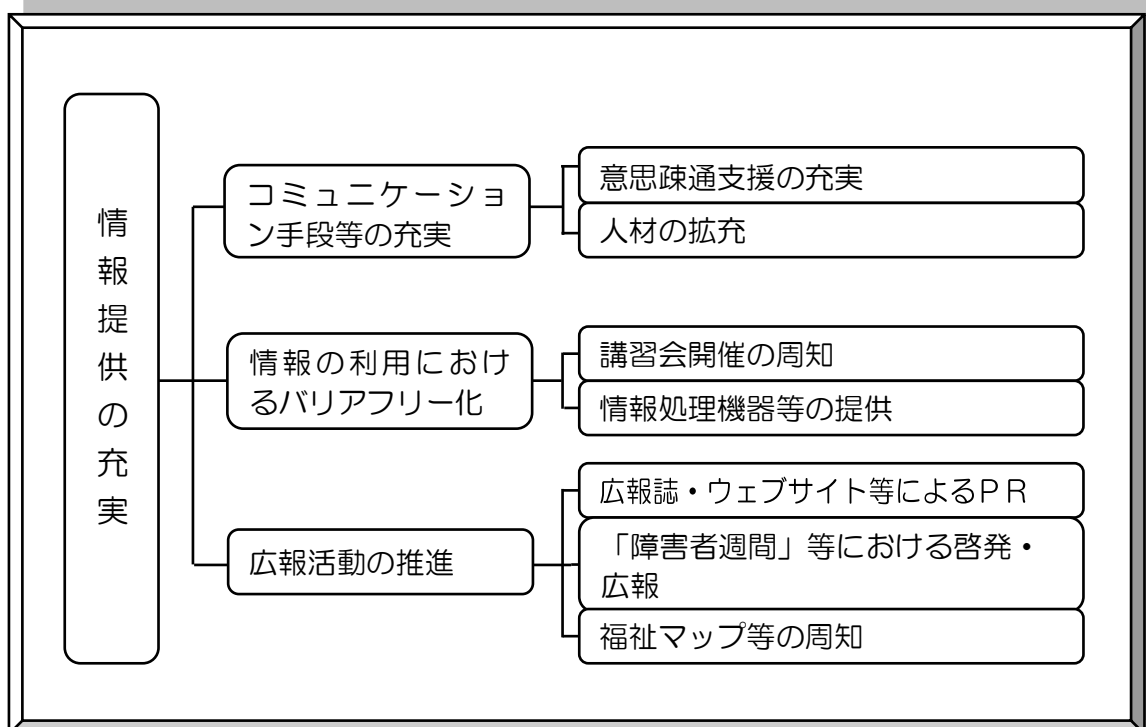
アンケート結果では、福祉サービスや福祉制度に関する情報を市や県の広報誌やウェブサイト、窓口から得ている人が多く、それぞれの障がい特性に応じた情報の提供や取得、コミュニケーション手段の確保に努めていく必要があります。

また、情報通信技術の活用は、障がいのある人の情報収集やコミュニケーション手段の幅を広げ、社会参加の促進にも有効な手段となっており、情報通信機器の有効活用も必要となっています。

#### ■ 福祉サービスや福祉制度の情報をどこから得ているか（複数回答、上位3項目）

	1位	2位	3位
障がい者 (回答者数:953人)	市や県の広報誌やチラシ、ウェブサイトなど 32.6%	市や県などの窓口 19.7%	家族や友人・知人 18.5%

## 《施策の体系》



## 《施策の展開》

### (1) コミュニケーション手段等の充実

#### ① 意思疎通支援の充実

障がい特性に応じた多様な意思疎通支援として、手話通訳者及び要約筆記者等の派遣や、手助けが必要なことを伝える手段としてのヘルプカードの作成と活用など、必要性に応じた情報提供に努めます。

また、意思疎通の手段の一つである手話は言語であるとの視点から、手話言語の普及を図り、意思疎通支援の充実を促進します。

主な事業等	概要
意思疎通支援事業	○聴覚障がい者、音声機能または言語機能の障がい者を対象に、手話通訳者や要約筆記者を派遣
ヘルプカードの作成と活用	○援助を必要とする障がいのある人が困った際などに、周囲の配慮や手助けを依頼しやすくする
広報誌の録音テープや点字広報誌の作成	○ボランティアグループによる視覚障がい者への情報提供

## ② 人材の拡充

コミュニケーション手段の充実を図るために、手話奉仕員などの人材の計画的な育成・確保に努めます。

主な事業等	概要
手話奉仕員養成講座の実施	○手話奉仕員を養成し市が登録 ○受講者のフォローアップ研修の開催や活躍する機会の提供

## (2) 情報の利用におけるバリアフリー化

### ① 講習会開催の周知

宮城労働局等で実施している職業訓練のほか、大崎地域職業訓練センターで実施しているパソコンの基本操作、アプリケーションソフトのスキル習得講座等を、広報おおさきやウェブサイトを通じて広く周知を図ります。

### ② 情報処理機器等の提供

情報を見る、入手する、加工する、発信する等の情報の利用について、利用のしやすさに配慮し、障がいのある人にとって使いやすい情報処理機器等を提供します。

主な事業等	概要
日常生活用具給付事業	○日常生活の便宜を図るため、視覚障がい者用ポータブルレコーダーや聴覚障がい者用通信装置等を給付
利用しやすいウェブサイトの作成	○視覚に障がいのある人にも快適に本市のウェブサイトを利用できるように、音声読み上げ機能や文字サイズの変更機能等を付加

## (3) 広報活動の推進

### ① 広報誌・ウェブサイト等によるPR


広報おおさきやウェブサイト等により、障がい者団体や施設、支援学校の行事や取り組み等、障がいのある人に関する情報を積極的にPRし、市民の理解と啓発を促します。

### ② 「障害者週間」等における啓発・広報

「障害者週間」（12月3日から12月9日）や「障害者雇用支援月間」（9月）、「精神保健福祉普及運動」（10月）等、市のウェブサイトや広報おおさき等を通じて、障がいのある人に対する市民の正しい理解と認識を高めるための啓発を図ります。



---



### ③ 福祉マップ等の周知

---

県のウェブサイトに掲載されている市町村別バリアフリー情報「みやぎバリアフリー情報マップ」の周知や、市内の障害福祉サービス事業所等を市のウェブサイトに掲載し広く周知します。

## 第2節 自分らしく生活するために

### 1 保育・教育体制の充実

#### 《現状と課題》

障がいのある児童のご家族を対象としたアンケート調査結果を見ると、子どものことで相談したい内容としては、「子どもの発達の確認」、「子どもの進路」が最も多く、今後充実して欲しいサービスでは、「障がいがあっても働ける場の確保」、「障がいのある子のための保育・教育の充実」が多くなっており、障がいを持つ子どもの保育・教育の充実と相談の場が求められています。

また、療育や訓練を望む分野としては、「ソーシャルスキル（対人関係等の社会に適応する能力）」が最も多くなっています。障がいを持ちながらも一人ひとりが自分らしく、可能な限り自立した生活を送るためには、社会的自立に向けた基盤づくりとして、早期から子どもの障がいの状況や能力に応じた、一貫した教育・支援が重要となります。

さらに、障がいのある人もない人も共に学び、互いに支え合う教育環境づくりや、生涯を通して生活の質を高めることにつながる、スポーツや文化活動を含めた社会教育の機会づくりも必要となっています。

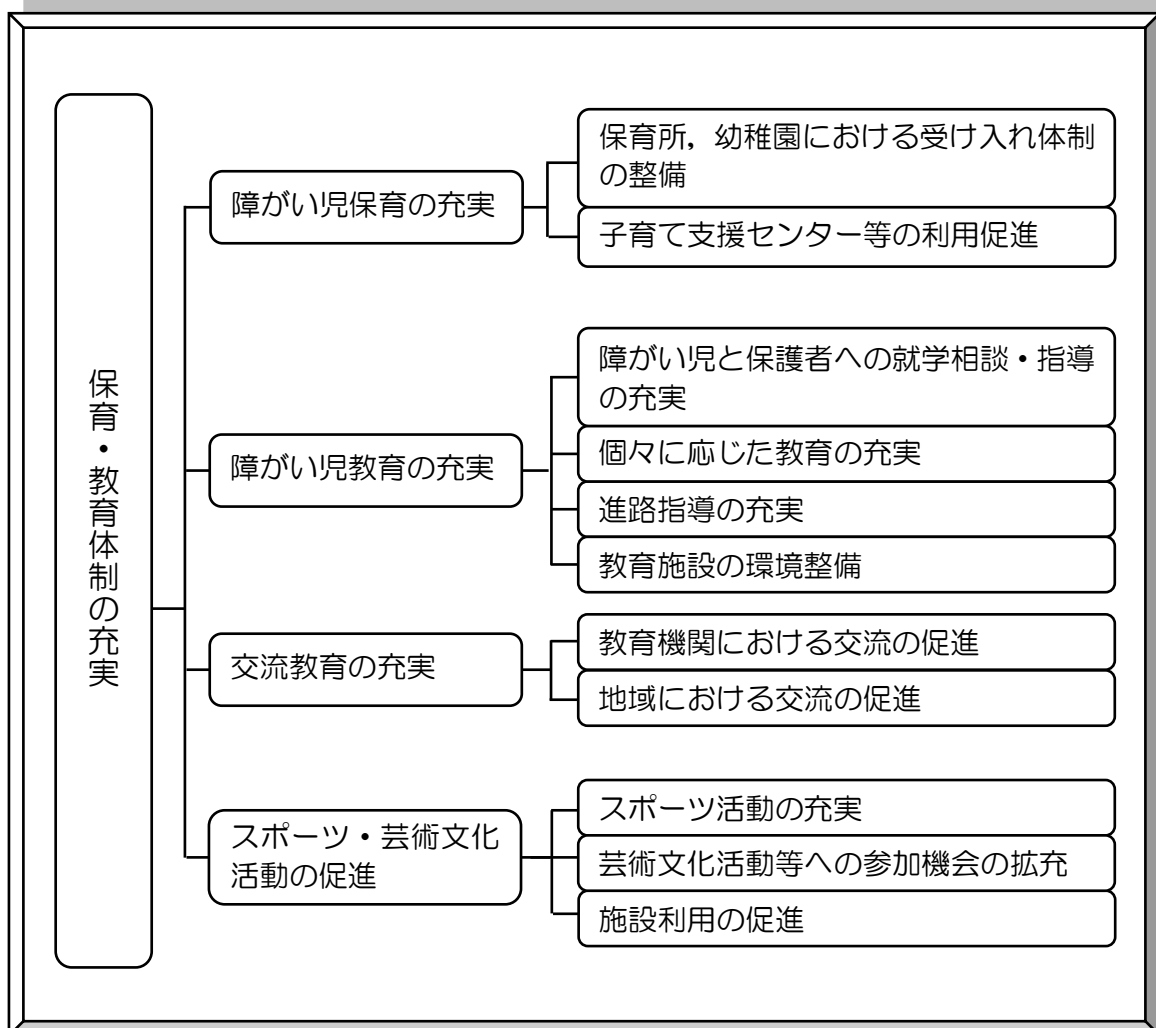
#### ■ 相談したい内容（複数回答，上位3項目）

	1位	2位	3位
障がい児の家族 (回答者数:122人)	子どもの発達の確認	子どもの進路	子どもの対人関係
	56.6%	54.9%	30.3%

#### ■ 充実して欲しいサービス（複数回答，上位3項目）

	1位	2位	3位
障がい児の家族 (回答者数:122人)	障がいがあっても働ける場の確保	障がいのある子のための保育・教育の充実	障がいに対する周囲の理解や交流の促進
	53.9%	38.3%	22.0%

《施策の体系》



《施策の展開》

(1) 障がい児保育の充実

① 保育所, 幼稚園における受け入れ体制の整備

保育所, 幼稚園において, 障がい児保育の充実と受け入れ体制の整備を図るとともに, 関係機関との連携強化や保育従事者の療育に関する専門知識の向上に努めます。

主な事業等	概要
障がい児保育の実施	○個々にあった保育体制を確認し, 必要に応じて職員を加配する

## ② 子育て支援センター等の利用促進

子育て支援センター等の積極的な利用を促進し、乳幼児期の子育て支援の充実に努めるとともに、子育て中の親の孤立化を防ぐよう支援します。

主な事業等	概要
子育て支援センター事業	○「広場の開放」「年齢別サークル」「一時預かり」等で、未就学児と一緒に過ごせる機会を設け、発達を支援。保護者等には、孤独な子育てにならないよう発達相談を実施
母子通園事業	○発達が気になる子どもとその保護者を対象に、子育てわくわくランドと保育所が連携し、発達への支援と相談の場を提供

## (2) 障がい児教育の充実

### ① 障がい児と保護者への就学相談・指導の充実

必要な時期に就学に関する相談・支援を受け、一人ひとりが障がいの状況にあわせた適切な教育が受けられるよう、関係機関と連携し、適正な就学に向けた支援に努めます。

主な事業等	概要
発達障害支援事業	○「すこやかファイル」の活用を周知し、乳幼児期から切れ目なく一貫した支援が受けられるよう支援
大崎市就学相談リーフレット	○就学先決定までの流れや関係機関の情報を掲載したリーフレットを配布し、必要な時期に相談できるよう支援
就学相談	○特別な支援を必要とする子どもが個々に合った就学先につながるよう支援

### ② 個々に応じた教育の充実

一人ひとりの障がいの状況や能力、適性に応じ、教育上配慮が必要な子どもたちへの教育的指導の充実を図ります。

主な事業等	概要
個別の教育支援計画・指導計画の作成	○学校において、特別支援教育コーディネーター等を中心に相談体制を整え、個別の計画を作成し、一人ひとりの教育ニーズに応じた指導や支援を実施

### ③ 進路指導の充実

学校、相談支援事業所、ハローワークとの連絡体制づくりを行い、一人ひとりに応じた適切な進路指導が行われるよう努めます。

#### ④ 教育施設的环境整備

教育施設において、障がいの有無に関わらず利用しやすい環境整備を進めていきます。

### (3) 交流教育の充実

#### ① 教育機関における交流の促進

特別支援学級の学校内での交流や小中高等学校と支援学校等との交流の促進に努めます。

主な事業等	概要
支援学校における居住地学習の受け入れ	○平成16年度から県で実施している「共に学ぶ教育」を進めるために、本人及び保護者の希望によって、支援学校に在籍する児童生徒が居住地の小・中学校で交流及び共同学習を実施

#### ② 地域における交流の促進

子どもの経験を広め、社会性や豊かな人間性を育むため、小・中学校等の子どもたちや地域の人々と交流を行います。

### (4) スポーツ・芸術文化活動の促進

#### ① スポーツ活動の充実

障がいのある人もない人も、気軽にスポーツ活動に参加し、交流、ふれあいの機会がもてるようスポーツ活動の充実に努めます。また、障がい者スポーツ大会等への選手やボランティアとしての参加を支援します。

#### ② 芸術文化活動等への参加機会の拡充

障がいのある人の生きがいづくりにつながる芸術文化活動等への参加機会の拡充のため、関係機関・団体へのポスターやチラシの設置等により、芸術・文化祭等の周知や参加を支援します。

#### ③ 施設利用の促進

スポーツ・レクリエーション施設の全部または一部の開放、及び利用料金の減免を行い、障がいのある人も、スポーツやレクリエーションを楽しむことができる環境を整えます。

## 2 雇用・就労の促進

### 《現状と課題》

障がいのある人が自立して自分らしい生活を送るためには、就労は重要な条件となりますが、障がいのある人の雇用環境はいまだに厳しいものとなっています。

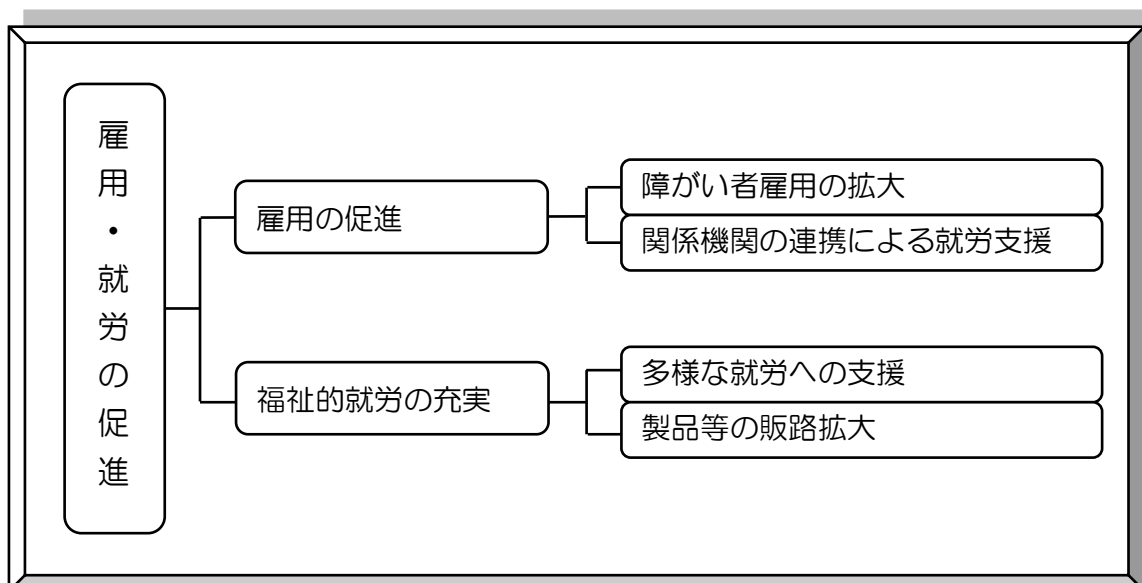
障がいのある人を対象にしたアンケート調査結果を見ると、病気や障がい、自信がないことを理由に多くの方が働くことができていません。また、就労ができても福祉的就労が最も多く、次いでパートやアルバイトなどが多くっており、正社員で就労できている人は20%に満たない状況です。そのため、得られる収入も10万円未満が過半数を占めています。その一方で、希望する就労形態は福祉的就労と正社員がほぼ同率となっており、働くために必要な条件としては、障がいにあった仕事であることや周囲から理解を得られること、体調にあわせて仕事ができる環境が上位を占めています。

福祉的就労あるいは一般就労であっても、その仕事が障がいのある人の特性に合い、かつ、障がいの状態にあわせて仕事のできる環境を整備し、長期間就労することができるように定着支援をすることが重要です。

#### ■ 就労形態（働くために必要な環境 上位3項目）

	1位	2位	3位
障がい者 (回答者数:953人)	障がいにあった仕事であること	周囲が自分を理解してくれること	勤務する時間や日数を調整できること
	45.3%	44.0%	37.0%

### 《施策の体系》



## 〈施策の展開〉

### (1) 雇用の促進

#### ① 障がい者雇用の拡大

法定雇用率未達成の市内の企業等へ協力を呼びかけ、障がい者の雇用拡大を図るとともに、障がいのある人の就労の場の確保と障がい者雇用率の向上に向けてハローワーク、障害者就業・生活支援センター「Link（リンク）」（古川駅前ふるさとプラザ内）等と連携し、障がい者雇用の意識高揚や各種助成制度・奨励制度の周知及び制度の利用を促進します。

また、障がいのある人に対しては、障がい特性にあわせた職場の情報提供や、職業訓練のための障害福祉サービスを提供します。

#### ② 関係機関の連携による就労支援

福利厚生の整備や雇用制度の充実を図るなど、障がいのある人が安心して働ける企業環境の整備に向けた啓発と支援に努めるとともに、事業主との連絡・連携を深め、専門機関との連携の下、障がい者の職場における課題解決を図り、職場定着を支援します。

また、障害者就業・生活支援センター「Link」においては、就労を希望する障がいのある人に対して、就業訓練をしながら適性を見極め、障がいの特性にあった職場に就労できるよう支援します。また、就労後も事業主やハローワーク、医療機関等と連携しながら、障がいのある人の職場における課題を解決し職場定着を促進します。

### (2) 福祉的就労の充実

#### ① 多様な就労への支援

一般企業で就労することが困難な人には、それぞれの意欲・能力に応じて、福祉的就労ができるように障害福祉サービスを提供します。

福祉的就労には、就労移行支援、就労継続支援A型（事業所と雇用契約し最低賃金が保証される）、就労継続支援B型（非雇用型）があり、障がいのある人の特性にあわせて事業所の選択ができるよう適切な情報を提供します。

また、関係機関との連携により障がいのある人の希望に沿いながら、一般就労や就労継続支援B型からA型に移行できるよう支援します。

## ② 製品等の販路拡大

障害者就労施設等で製作された物品や提供される役務について、公共機関や民間企業等の協力を募り、販路の拡大を図ります。

主な事業等	概 要
「障害者優先調達推進法」の推進	○国や地方公共団体、独立行政法人等の公的機関が、物品やサービスを調達する際、障害者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進



## 第3節 安心・安全に生活するために

### 1 保健医療体制の整備

#### 《現状と課題》

障がいの発生は、出生前や出生時を原因とするもの、交通事故や労働災害等の事故によるもの、脳血管疾患や糖尿病等の生活習慣病によるものなど様々な原因によって起こります。そのため、障がいの早期発見・早期対応の体制を強化し、生涯を通じて必要な保健・医療のサービスが受けられる体制づくりが必要です。

乳幼児期においては、乳幼児健診等を充実し、発達障害等の配慮を要する児童の早期発見・早期対応の仕組みを充実させていくことが求められています。

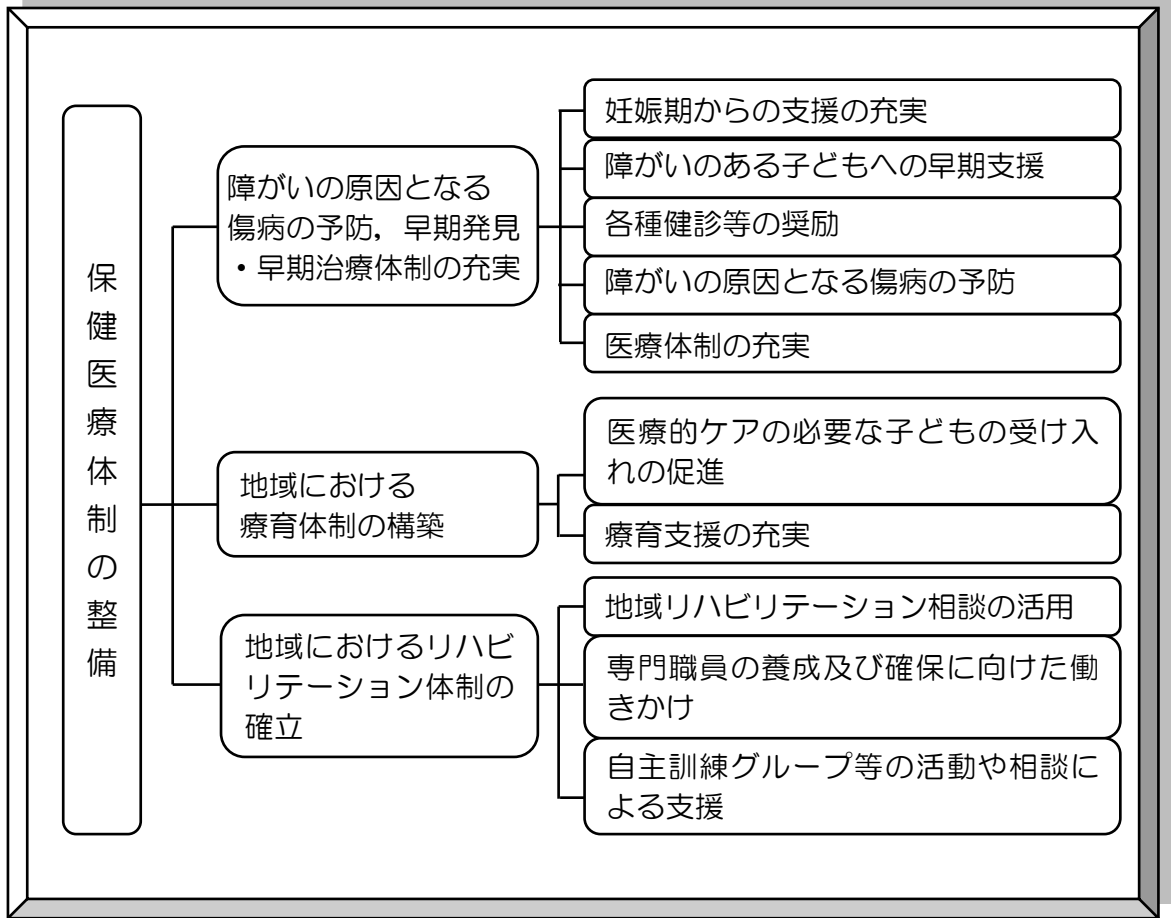
また、脳血管疾患や糖尿病などの生活習慣病が起因となって、内部障がいや肢体不自由による認定を受け、身体障害者手帳を取得している人もいます。運動・食生活などの生活習慣の見直しと改善に向けた取り組みや、特定健診等を通じた疾病の予防、早期発見に努めていくことが重要です。

精神疾患については、正しい知識の普及・啓発や、相談体制の充実などに取り組んでいく必要があります。

難病患者の支援対策としては、安定した療養生活の確保のため、地域の医療・保健・福祉関係機関の連携を強化していくことが重要です。

障がいのある人を対象にしたアンケート調査の自由記載欄を見ると、健康管理や医療について、専門的な治療を行っている医療機関が身近にない、近所に診てくれる医師がないという意見もあり、障がいのある人の在宅生活を支える医療の確保が課題となっています。

《施策の体系》



《施策の展開》

(1) 障がいの原因となる傷病の予防, 早期発見・早期治療体制の充実

① 妊娠期からの支援の充実

妊婦の健康診査, 健康教育等を奨励し, 障がいの早期発見に努めるとともに, 医療機関との連携により出産後の相談体制の充実にも努めます。

主な事業等	概要
母子手帳交付時の個別相談	○身体的・精神的・社会的状況を把握した上で, 支援の必要な妊婦に対し, 訪問指導や個別支援を実施

② 障がいのある子どもへの早期支援

乳幼児健康診査・育児相談等を実施し, 障がいの早期発見と早期支援に努めます。

主な事業等	概要
新生児訪問・乳幼児健康診査・育児相談	○新生児から3歳までの間は, 健康診査, 育児相談を充実して実施し, 医療機関と連携を図りながら支援

### ③ 各種健診等の奨励

障がいの原因となる傷病の早期発見・早期予防に欠かせない各種健康診査・検診の自発的な受診を奨励します。

主な事業等	概要
特定健康診査・各種がん検診等	○各種健康診査や検診をパンフレットや市広報誌，市保健推進員による地区広報活動等により受診勧奨を実施

### ④ 障がいの原因となる傷病の予防

脳血管疾患をはじめとする生活習慣病予防などのため，健康教室等を実施し，一人ひとりにあった健康相談・指導を行います。

主な事業等	概要
個別保健指導・健康増進教室	○健康診査において，要指導や要医療者となった人に対し，個別保健指導を実施。また，生活習慣病の予防に関する正しい知識を持つことを目的に健康増進教室を開催
健(検)診での精密検査該当者等への個別指導	○各種健(検)診での精密検査該当者に対して受診勧奨と事後指導を実施。また，概ね40歳以上の人を対象に生活習慣相談や禁煙相談を実施
こころの健康相談	○心の健康に不安のある人を対象に，臨床心理士の相談を実施

### ⑤ 医療体制の充実

生涯を通じて適切な医療を受けられるよう支援します。

主な事業等	概要
訪問診療を行う医療機関の情報提供	○市歯科医師会実施の在宅歯科診療の紹介
緊急医療体制の確保と維持	○市医師会，市民病院，東北大学病院等との連携・協力により，救急体制の確保と維持を図る

## (2) 地域における療育体制の構築

### ① 医療的ケアの必要な子どもの受け入れの促進

医療的ケアを必要とする重症心身障がい児などの利用者ニーズに応えられるよう，医療機関や介護施設での短期入所，児童発達支援，放課後等デイサービス，日中一時支援での受け入れを促進するため，各事業所や医療機関，県，大崎圏域各町と連携しながら体制の構築を図ります。

## ② 療育支援の充実

発達障害等の子どもの保護者に対し、必要に応じて専門機関での相談や受診の調整を行うとともに、子どもの発達にあわせて医療機関、保育所、幼稚園、教育委員会等が連携して支援します。

また、児童発達支援、放課後等デイサービスにおいて、障がいのある子どもが集団や個別での療育が受けられるよう支援します。

## (3) 地域におけるリハビリテーション体制の確立

### ① 地域リハビリテーション相談の活用

障がいのある人が身体機能の回復を目指すだけでなく、生活意欲を高めることや、人的・物的環境（家族・支援者の関わり方、福祉用具、住宅や学校等の環境など）を整えることで、本人や家族の地域生活を支援します。

主な事業等	概要
地域リハビリテーション相談支援事業(宮城県北部保健福祉事務所)	○リハビリテーションの専門職(理学療法士・作業療法士・言語聴覚士等)を派遣

### ② 専門職員の養成及び確保に向けた働きかけ

障がい者福祉施設や医療機関に対し、OT（作業療法士）・PT（理学療法士）等の専門職員の養成を働きかけるとともに、OT・PT各協会との連携のもと、その確保に向けた体制づくりを推進します。

主な事業等	概要
実習生受け入れの推進	○大学等からの実習生受け入れを関係機関に働きかけ、専門職の育成を図るとともに、優秀な人材確保につなげる

### ③ 自主訓練グループ等の活動や相談による支援

身体機能の維持・回復を目標とした自主的活動や、同じ疾患を持つ人々との交流を希望する人に対し、必要に応じた情報や場所の提供、健康相談等を行い、悩みや不安感の解消につなげます。

主な事業等	概要
健康相談業務や交流場所の提供	○自主的活動や、グループからの要請、または必要に応じ情報や場所の提供、健康相談等の実施

## 2 生活環境の整備

### 《現状と課題》

住み慣れた自宅や地域で生活を続けたいと希望している人が多い中、障がいのある人が地域で安心して生活を送るためには住まいの確保が不可欠です。また、生きがいを持って地域で過ごせるよう、積極的に社会参加できることも必要です。

障がいのある人を対象にしたアンケート調査結果を見ると、移動や乗り物の乗降時に不便や困難を感じる人が最も多くなっています。社会参加を促進するためには、施設や交通機関などが利用しやすい環境づくりを推進することが重要となります。

さらに、地域で安心して生活するためには、防災対策も重要になってきます。避難行動要支援者名簿の制度を知らない人は、障がいのある人で49.4%、障がいのある児童のご家族で68.9%となっており、名簿作成に関する周知や理解を進める必要があります。また、災害発生時には、避難所で障がいにあつた対応をしてもらえるのか、正確な情報がなかなか流れてこないといった不安を感じる人が多くなっています。このため、災害発生時でも安心できる避難所の環境と必要とする情報が必要な時に入手できる対策が求められています。

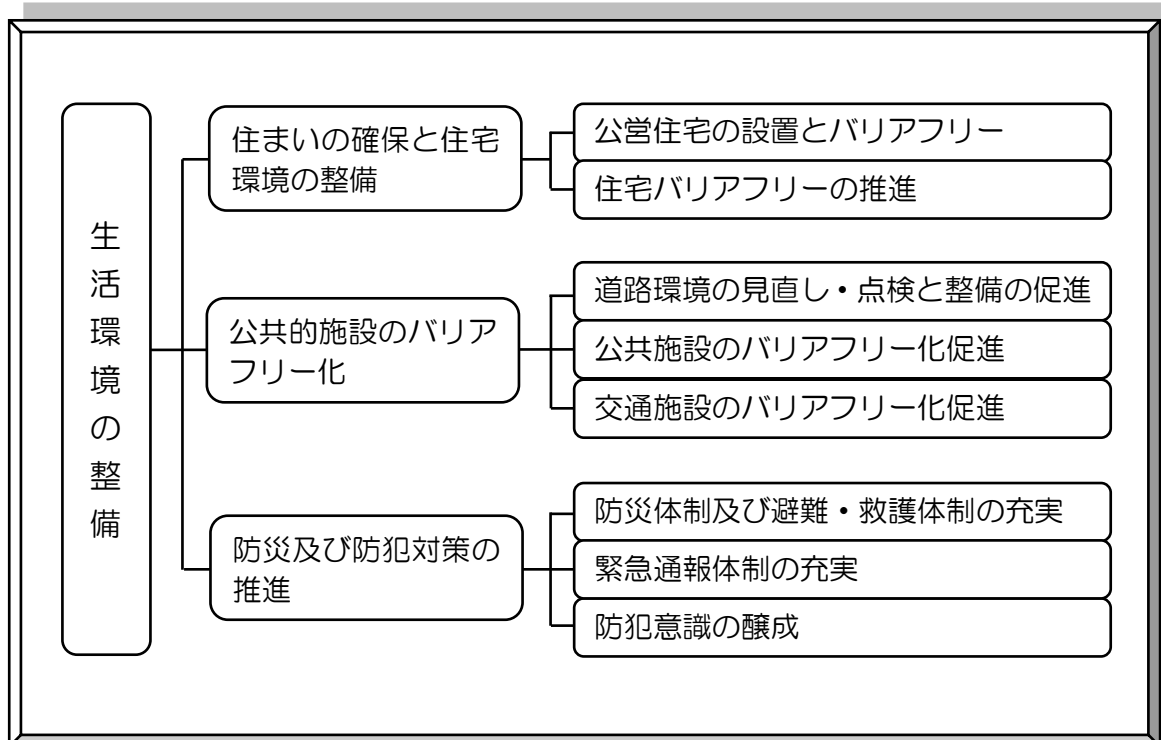
#### ■ 外出時、不便や困難を感じること（複数回答、上位3項目）

	1位	2位	3位
障がい者 (回答者数:393人)	道路・建物の段差や、 電車・バスなどの乗り 降りが大変	タクシーの運賃など移 動手段の料金が高額 であること	まわりの人の目が気にな る
	17.5%	15.3%	15.2%

#### ■ 避難行動要支援者名簿に登録していない理由（上位3項目）

	1位	2位	3位
障がい者 (回答者数:741人)	登録制度を知らない	自分で逃げられるから 必要ない	支援者がいつもそばに いるため必要ない
	49.4%	16.3%	11.5%
障がい児 (回答者数:106人)	登録制度を知らない	支援者がいつもそばに いるため必要ない	自分で逃げられるから 必要ない
	68.9%	10.4%	5.7%

## 《施策の体系》



## 《施策の展開》

### (1) 住まいの確保と住宅環境の整備

#### ① 公営住宅の設置とバリアフリー

障がいのある人が入居できる公営住宅の設置に努めるとともに、老朽化した市営住宅について、改築にあわせてバリアフリー化を推進します。

#### ② 住宅バリアフリーの推進

市民が居住する住宅の耐久性・居住性等の向上を支援し、行政や団体等で行っている住宅改修のコーディネート事業の周知を図り、住宅のバリアフリー化を推進します。

### (2) 公共的施設のバリアフリー化

#### ① 道路環境の見直し・点検と整備の促進

道路環境（信号、点字ブロック、歩道、冬期の凍結等）の見直し・点検等を行い、公共施設や商店街を中心に道路における段差や傾斜をなくす等、障がいの有無に関わらず誰もが利用しやすい道路整備等を促進します。

## ② 公共施設のバリアフリー化促進

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(バリアフリー法)等に基づき、公共施設の改修や新設の際はユニバーサルデザインを考慮した設計の推進を図ります。

## ③ 交通施設のバリアフリー化促進

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(バリアフリー法)等に基づき、ハード面での整備促進を関係機関や事業者へ働きかけるとともに、市の交通施設については、施設の改修や新設にあわせて整備を推進します。

### (3) 防災及び防犯対策の推進

#### ① 防災体制及び避難・救護体制の充実

大崎市地域防災計画に基づき、地域や地区の実情に応じて、近隣の住民や民生委員・児童委員、自主防災組織等の協力により、災害時には、障がいのある人が迅速に避難所へ避難できるよう、避難行動要支援者名簿を活用した避難・救護体制の確立を図ります。

また、大規模な災害時には、保健師等が避難所や自宅等を訪問し、状況把握と不安解消に努めます。避難の長期化が見込まれる場合には、必要に応じて「災害時に要配慮者等の避難施設として民間の社会福祉施設等を使用することに関する協定書」に基づき、福祉避難所を開設します。

主な事業等	概要
避難行動要支援者名簿作成事業	○災害時の避難行動に支援が必要と思われる市民を対象に、平常時より名簿を作成しておき、大規模な災害時には、名簿に基づき、避難誘導や安否確認、救出・救護などを行う

#### ② 緊急通報体制の充実

障がいのある人に使いやすい情報処理機器等を給付するとともに、一人暮らしの身体障がい者(身体障害者手帳1・2級の所持者)の緊急事態発生に対処するため、緊急通報装置を貸与します。

主な事業等	概要
安心見守り・緊急通報システム事業	○在宅の一人暮らし等の障がい者に対し、日常生活上の安全の確保と精神的な不安を解消するため、緊急通報機器を貸与

### ③ 防犯意識の醸成

「消費生活講座」「出前講座」等を通じて、消費生活のトラブル防止や特殊詐欺に遭わないための助言・指導などを行い、防犯に関する情報提供とあわせて防犯意識の向上を図ります。

## 3 生活支援体制の整備

### 《現状と課題》

障がいのある人が地域で自立した生活を送るためには、日常生活における様々な支援が必要となります。障がいのある人を対象に実施したアンケート調査結果を見ると、困ったときに相談する相手は、家族が最も多く、次いで、友人や知人、入所・通所先の福祉施設職員となっています。日常生活に関わる不安や悩みなどを身近な所で気軽に相談できることが求められています。

また、必要な医療やサービスが受けられ、負担や不安の軽減化につながる相談支援を提供するため、医療・介護・福祉の連携を強化し、包括的な支援を行う体制づくりが重要です。

さらに、判断能力やコミュニケーション能力に障がいのある人は、財産管理や日常生活の上で、権利の侵害を受ける可能性があります。権利や財産等を守る制度としては、「成年後見制度」「日常生活自立支援事業」があることから、制度内容の周知とあわせて、利用推進を図る取り組みが必要です。

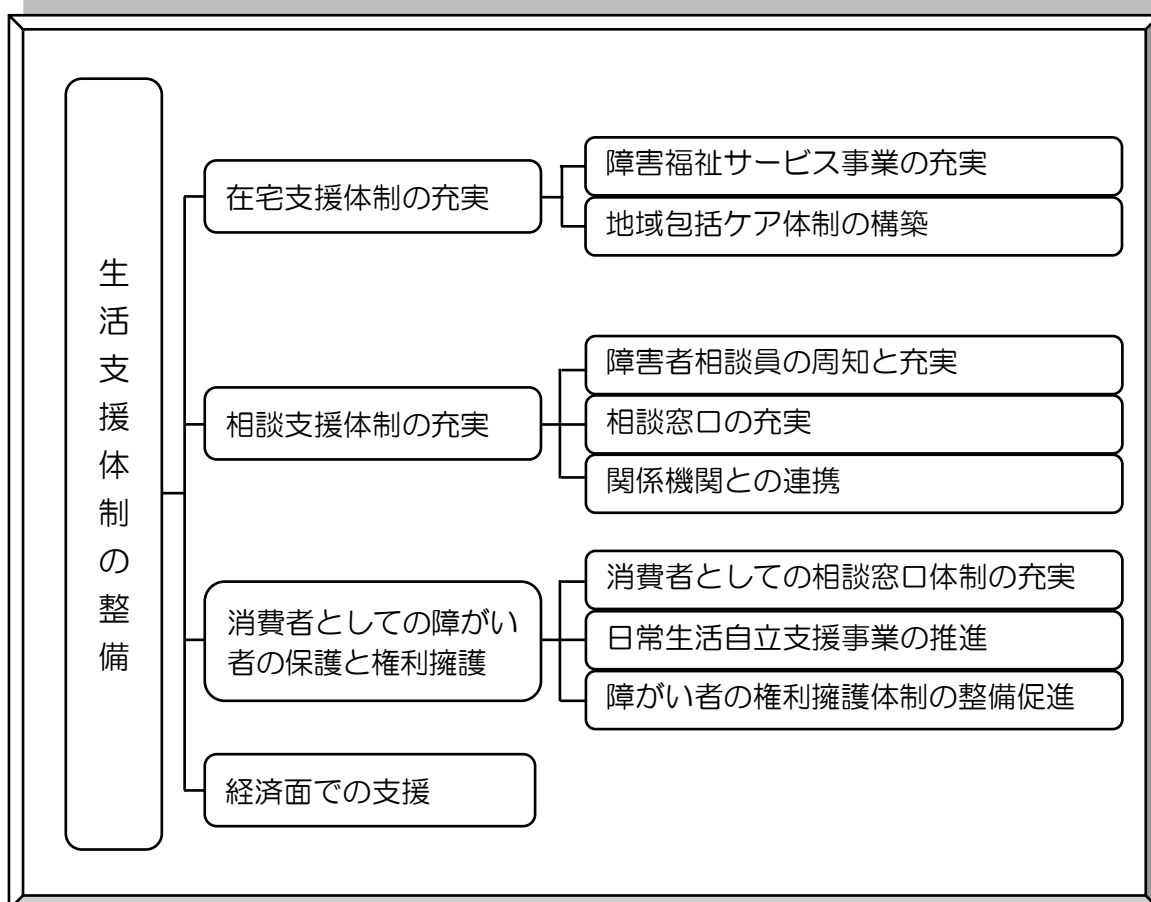
このほか、障がいのある人が地域で自立して安定した生活を送るためには、収入の確保も重要な課題となります。アンケート調査結果を見ると、今後充実してほしいサービス内容は、年金・手当等の充実や医療費の助成といった経済的支援に対する要望が多くなっていることから、今後も各種手当等の周知に努めます。

#### ■ 今後充実してほしいサービス（複数回答、上位3項目）

	1位	2位	3位
身体障がい者 (回答者数:596人)	年金や手当などの 充実 57.0%	通院・治療のための 医療費の助成 37.9%	緊急時や災害時の 支援体制の充実 30.5%
知的障がい者 (回答者数:236人)	年金や手当などの 充実 46.6%	入所できる福祉施設 の充実 37.3%	障がい者に対する社 会全体の理解を深め るための啓発や人権 教育の充実 34.7%
精神障がい者 (回答者数:159人)	年金や手当などの 充実 68.6%	通院・治療のための 医療費の助成 44.7%	障がい者に対する社 会全体の理解を深め るための啓発や人権 教育の充実 43.4%



## 《施策の体系》



## 《施策の展開》

### (1) 在宅支援体制の充実

#### ① 障害福祉サービス事業の充実

「障害者総合支援法」に基づく障害福祉サービスや地域生活支援事業をはじめ、各種サービス事業について、障がいのある人が自立した生活を送ることができるよう支援します。

また、障がいのある人で医療的ケアの必要な人に対しては、利用者ニーズに応えられるよう、通所系サービスや短期入所での受け入れ拡大に努めます。

## ② 地域包括ケア体制の構築

難病や医療的ケアを必要とする障がいのある人などが、在宅で生活をする上で必要なサービス提供が受けられるよう、関係機関・団体・事業所間での連携を強化し、地域で支援する体制づくりを進めます。

主な事業等	概要
大崎市自立支援協議会及び大崎地域自立支援ネットワーク会議の設置	○相談支援部会、医療的ケア支援検討部会など、各部会・ワーキングにて、支援体制づくりの検討や質の高いサービス提供のためのスキルアップ策などを検討
大崎市在宅医療・介護連携支援センターの設置	○支援者への相談支援業務、異なる職種間連携のためのコーディネートなどを行う

## (2) 相談支援体制の充実

### ① 障害者相談員の周知と充実

「障がい福祉のごあんない」に、市で委嘱している障害者相談員の役割や名簿を掲載し、周知を図ります。障害者相談員は、地域での定期的な相談会を実施するとともに、随時相談を受け付けます。

### ② 相談窓口の充実

障がいのある人とその家族が、必要な情報や助言を得ることができるよう、市役所本庁及び各総合支所、市が委託する障害者相談支援事業所では、障害福祉サービスを利用するための情報提供や各種の相談、社会資源を活用するための支援を行います。

また、市で委託している障害者基幹相談支援センターでは、地域にある相談支援事業者での対応が困難な、包括的な相談や成年後見制度に関する支援、さらには、地域の相談支援専門員の人材育成を行います。

### ③ 関係機関との連携

市は、心の健康づくりや精神に障がいのある人の社会復帰に向けた支援を関係機関（大崎保健所、宮城県精神保健福祉センター）と連携して行います。市で実施している心の健康づくりに関する相談や研修会とあわせて、関係機関が行っている相談等についても情報提供し、障がいのある人がよりよい支援を受けることができるように努めます。

主な事業等	概要
精神保健福祉相談(大崎保健所)	○精神科医師による相談
アルコール関連問題相談 (大崎保健所)	○精神保健福祉士による相談 ○家族会にて研修会等実施
ひきこもり地域支援センター (宮城県精神保健福祉センター)	○個別相談, 家族会への支援 ○関係機関への研修会を実施

### (3) 消費者としての障がい者の保護と権利擁護

#### ① 消費者としての相談窓口体制の充実

障がいのある人の消費者としての保護と権利の擁護が図られるよう、適切な情報提供や相談窓口の充実を図ります。

主な事業等	概要
消費生活相談事業	○消費生活センターの運営及び多重債務無料法律相談の開設

#### ② 日常生活自立支援事業の推進

障がいのある人のうち、自己の判断能力が十分でない人が、地域で自立した生活を送ることができるように支援するため、各種福祉サービスの利用援助や金銭管理、財産預かりサービスを行う日常生活自立支援事業(まもりーぶ事業)を推進します。

主な事業等	概要
日常生活自立支援事業 (まもりーぶ事業)	○認知症・知的障がい・精神障がいのある人などに対して、各種福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理サービス、財産お預かりサービスを実施

#### ③ 障がい者の権利擁護体制の整備促進

障がいのある人のうち、自己の判断能力が不十分な人を対象に、一方的に不利な契約を結ばないように支援するなど、本人の権利や財産を守ることを目的とした成年後見制度の普及と推進を図ります。

主な事業等	概要
成年後見制度利用支援事業	○後見人等の報酬等必要となる経費の一部について、補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる障がい者に対して、権利擁護体制整備のための支援を実施

#### (4) 経済面での支援

各種手当や助成，減免等による経済面での支援を行い，障がいのある人とその家族の経済的な負担の軽減を図ります。また，各種制度の内容を広報おおさきやウェブサイトで広く周知し，活用を促進します。

主な事業等	概要
年金・手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障害基礎年金等の相談・申請受付</li> <li>○特別障害者手当・障害児福祉手当の支給</li> <li>○特別児童扶養手当の支給</li> <li>○心身障害者扶養共済制度の申請受付 など</li> </ul>
医療費等の助成	<ul style="list-style-type: none"> <li>○心身障害者医療費助成事業</li> <li>○自立支援医療(更生医療)</li> <li>○自立支援医療(育成医療)</li> <li>○自立支援医療(精神通院)</li> <li>○在宅酸素療法者酸素濃縮器利用助成事業 など</li> </ul>
日常生活の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○日常生活用具の給付</li> <li>○自動車運転免許取得助成事業</li> <li>○身体障害者自動車改造助成事業 など</li> </ul>
その他の減免・割引・助成	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障害福祉サービスの利用負担軽減</li> <li>○NHK放送受信料免除申請の受付</li> <li>○自動車取得税等の減免に係る生計同一証明書の発行</li> <li>○有料道路障害者割引申請の受付</li> <li>○障害者家族介護者等介護用品助成券の交付</li> <li>○福祉タクシー利用助成券の交付</li> <li>○重度障害者福祉有償運送助成事業</li> <li>○自動車等燃料費助成券の交付 など</li> </ul>



**第2部 第5期障害福祉計画・  
第1期障害児福祉計画**

## 《計画策定の目的》

「障害者自立支援法」の改正法として、平成25年4月（一部は平成26年4月）に施行された「障害者総合支援法」では、地域社会における共生の実現に向けて、難病患者等を障害福祉サービスの給付対象に含めるとともに、重度訪問介護の対象拡大やケアホームのグループホームへの一元化等の制度改正が行われました。この「障害者総合支援法」は、施行後3年を目途として障害福祉サービスのあり方等について検討し、見直しを行うこととされていました。このことを受けて、平成28年5月に同法及び「児童福祉法」が改正され、平成30年4月（一部は公布時）に施行されることになりました。

平成28年5月の法改正では、地域生活の支援充実のために、自立生活援助や就労定着支援などのサービスが創設されるとともに、低所得の高齢障がい者が介護保険サービスを利用する際の負担軽減や、障がい児支援のためのサービスの拡充、また、新たに障害児福祉計画の策定など、障がい児支援体制の強化等が盛り込まれました。

本計画は、こうした背景のもとに「第5期障害福祉計画」及び「第1期障害児福祉計画」を一体的に策定し、国や県の動向を踏まえながら、今後3年間において、充実を図っていく障害福祉サービス等の数値目標及び確保すべきサービス量、確保のための方策を定め、本市における、障がい者や障がい児に対する福祉サービスを、計画的に提供することを目的とします。



# 第1章 第5期障害福祉計画

## 第1節 第5期障害福祉計画

### 1 計画策定にあたって

#### (1) 策定の背景

障害福祉計画は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）」第88条第1項の規定に基づき、市町村に策定が義務づけられている計画です。

「障害者総合支援法」の基本指針に即して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標、各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援または指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み、地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する計画として策定するものです。

#### 障害者総合支援法第88条第1項

（市町村障害福祉計画）

第88条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

#### (2) 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方

- ①訪問系サービスの充実を図り、全国どこでも必要な訪問系サービスを保障します。
- ②希望する障がい者及び障がい児（以下「障がい者等」という。）に日中活動系サービスを保障します。
- ③グループホーム等の充実を図るとともに、障がい者等への支援事業の推進により、地域生活への移行を進めます。また、必要なサービスを保障することで生活の維持と継続を支援し、あわせて、地域生活支援拠点等の整備を図ります。
- ④就労移行支援事業及び就労定着支援事業等の推進により、障がい者の福祉施設から一般就労への移行等を推進します。



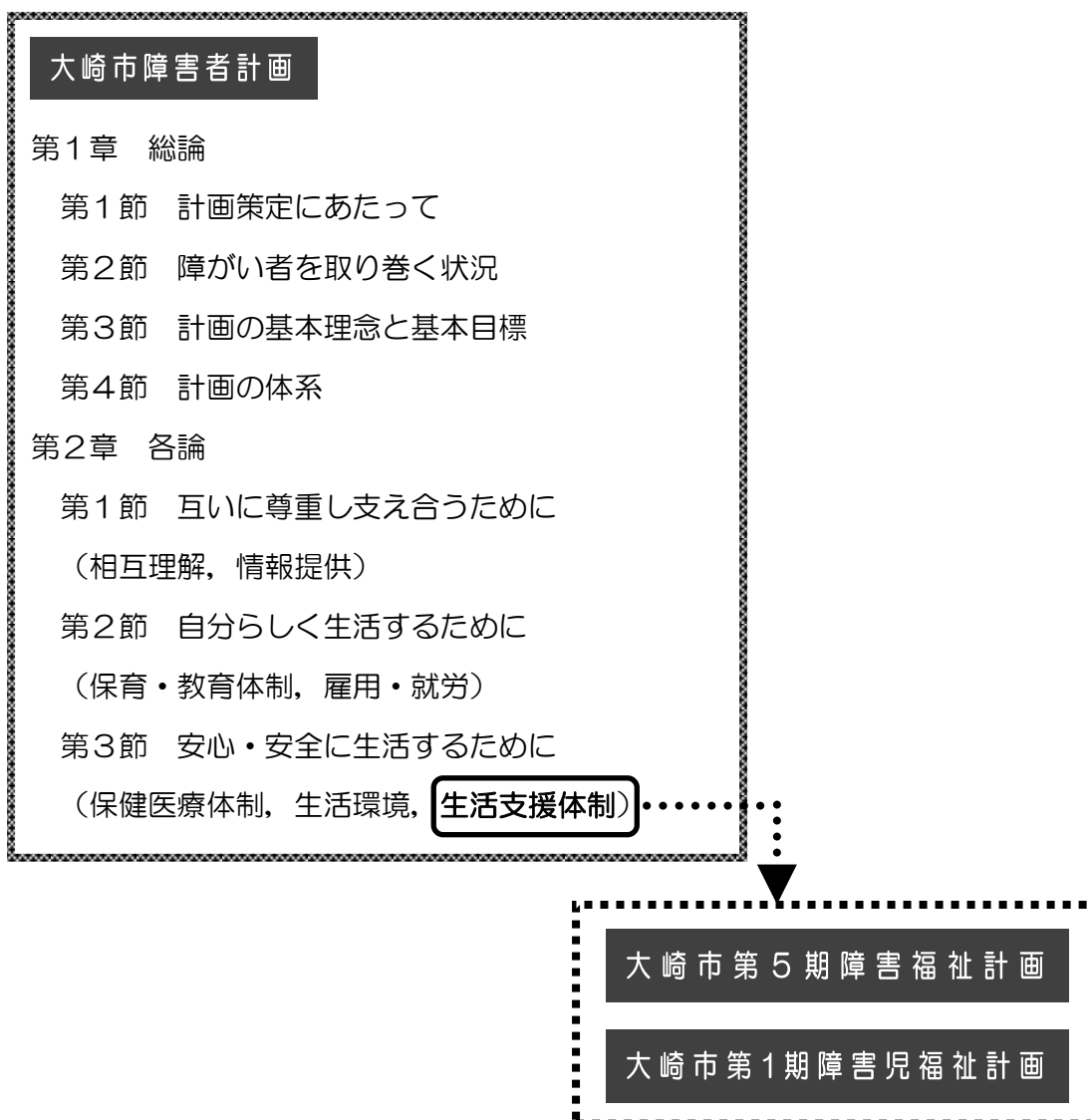
### (3) 相談支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方

- ①障害福祉サービスの適切な利用を支え、各種ニーズに対応する相談支援体制を構築します。また、基幹相談支援センターの有効活用を図ります。
- ②地域移行支援及び地域定着支援に係る、サービスの提供体制を確立します。
- ③自立支援協議会の活性化を図るとともに、障がい者等への支援体制の整備を図るため、その機能を有効に活用します。

## 2 計画の位置付け

本計画は、「障害者基本法（昭和45年法律第84号）」に基づく、障がい者施策の基本的な方向性を定めた「大崎市障害者計画」の一部をなすものであり、障がい者等に関する福祉サービスの具体的な数値目標等を定めたものです。

#### ■ 本計画と「大崎市障害者計画」の関係



### **3 計画の期間**

本計画は、平成27年度から平成29年度までを計画期間とした「第4期障害福祉計画」の見直しを行い、平成30年度から平成32年度までを計画期間とします。

### **4 計画の基本理念と基本方針**

#### **(1) 計画の基本理念**

本計画は、「大崎市障害者計画」と一体的に策定していることから、基本理念についても同様に「地域で支え合い、心がかようまちづくり」とします。

この基本理念に基づき、障がいのある人もない人も、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指します。

#### **(2) 計画の基本方針**

障がい者等の自立と社会参加を基本とする「障害者基本法」の理念を踏まえつつ、以下の4つを本計画の基本方針として施策を推進していきます。

##### **① 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援**

障がい者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、その自立と社会参加の実現を図ることを基本とし、障害福祉サービス、地域生活支援事業及び障がい児支援の提供体制の整備を進めます。

##### **② 市を基本とした身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施**

障がい者等が地域で障害福祉サービスを受けることができるよう、実施主体は市とします。また、障害福祉サービスの対象者は、身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者並びに難病患者等であって、18歳以上の障がい者並びに18歳未満の障がい児とし、サービスの充実を図ります。

##### **③ 地域生活移行や地域生活継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備**

障がい者等の自立支援の観点から、地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援の課題に対応したサービス提供体制を整え、障がい者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援拠点等の整備を進めます。

#### ④ 地域共生社会の実現に向けた取り組み

地域の住民が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域・暮らし・生きがいを共に創り、高め合うことができる地域共生社会の実現を目指します。

## 5 平成32年度の目標

### (1) 地域生活，一般就労等移行目標値

障がいのある人の自立支援に向けて、地域生活への移行、就労支援の課題に対応するため、「第4期障害福祉計画」では平成29年度を目標年度と設定しましたが、「第5期障害福祉計画」の策定にあたっては、前期計画に掲げた数値の分析を行い、地域の実情を踏まえて、平成32年度を目標年度として①福祉施設入所者の地域生活への移行②福祉施設利用者の一般就労への移行③就労移行支援事業の利用者数④就労移行率が3割以上の事業所の割合及び就労定着支援事業⑤地域生活支援拠点等の整備⑥精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築⑦医療的ケア児等が利用できる短期入所事業所の設置について、それぞれの数値目標を設定します。

#### ① 福祉施設入所者の地域生活への移行

平成28年度末において福祉施設に入所している障がい者が、平成32年度末までにグループホームや一般住宅等の地域生活に移行する、障がい者の数値目標を設定します。

国の指針では、平成32年度末の福祉施設入所者数は、平成28年度末の福祉施設入所者数の2%以上を削減することを基本としています。平成32年度末の地域生活移行者数については、平成28年度末の福祉施設入所者数の9%以上が地域生活へ移行することを基本としています。

本市では、平成28年度末現在、福祉施設に入所している人は144人となっており、目標年度である平成32年度末までには、地域の実情を勘案し13人（移行率＝9.1%）が地域へ移行するとともに、福祉施設入所者の3人（削減率＝2.1%）を減じて、141人にすることを目指します。

項目	数値	考え方
平成28年度末の入所者数(A)	144人	平成28年度末の福祉施設入所者数
平成32年度末の入所者数(B)	141人	平成32年度末の福祉施設入所者見込み数
【目標値】 削減見込(A-B)	3人 (2.1%減)	減少見込み数
【目標値】 地域生活移行者数	13人 (9.1%移行)	平成32年度末までに、福祉施設の入所からグループホーム等に移行する人の数

## ② 福祉施設利用者の一般就労への移行

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（就労移行支援、就労継続支援）を通じて、平成32年度中に一般就労に移行する人の数値目標を設定します。

国の指針では、平成32年度中に一般就労に移行する人は、平成28年度の一般就労への移行実績の1.5倍以上とすることを基本としています。

本市では、平成28年度に10人が一般就労へ移行しています。本計画の目標年度である平成32年度には、15人の福祉施設利用者が一般就労に移行することを目標とします。

項目	数値	考え方
平成28年度の 一般就労移行者数	10人	就労移行支援事業等を通じての、平成28年度の一般就労移行者数
【目標値】 平成32年度の 一般就労移行者数	15人 (1.5倍)	就労移行支援事業等を通じての、平成32年度の一般就労移行者目標数

## ③ 就労移行支援事業の利用者数

国の指針では、平成32年度末には就労移行支援事業の利用者数が、平成28年度末における利用者数の20%以上増加することを基本としています。

本市では、平成28年度末の利用者数が53人となっています。本計画の目標年度である平成32年度においては、64人が就労移行支援事業を利用することを目標とします。

項目	数値	考え方
平成28年度末の就労移行 支援事業の利用者数	53人	平成28年度末の就労移行支援事業利用者数
【目標値】 平成32年度末の就労移行 支援事業の利用者数	64人 (20.8%増)	平成32年度末の就労移行支援事業利用者目標数

## ④ 就労移行率が3割以上の事業所の割合及び就労定着支援事業

国の指針では、平成32年度における就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本としています。

本市では、平成32年度における就労移行支援事業所数を5事業所と見込み、うち3事業所において、就労移行率が3割以上とすることを目標とします。

また、就労定着支援事業による支援を開始した時点から、1年後の職場定着率が8割以上となることを目標とします。

項目	数値	考え方
平成32年4月1日の就労移行支援事業所見込数(A)	5事業所	平成32年4月1日の就労移行支援事業所見込み数
平成32年度における就労移行率3割以上の事業所数(B)	3事業所	平成32年度における就労移行率3割以上の事業所数
【目標値】 平成32年度末における就労移行率3割以上の事業所の割合(B)／(A)	60%	平成32年度末における就労移行率3割以上の事業所の割合目標値
【目標値】 就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率	80%以上	就労定着支援開始から1年後の職場定着率目標値

### ⑤ 地域生活支援拠点等の整備

高齢化・重度化や「親亡き後」も見据え、障がいのある人の地域生活支援をさらに推進する観点から、①地域移行や親元からの自立等の相談②一人暮らしやグループホーム等の体験の機会と体験の場③緊急時の受け入れと対応④人材の確保と養成及び連携等の専門性⑤サービス拠点やコーディネーター配置等の地域の体制づくりといった、5つの機能の強化を図ることが求められています。

このため、障がいのある人が住み慣れた地域で、安心して暮らしていけるような様々な支援を、切れ目なく提供できる仕組みを構築すべく、国の指針では、地域生活支援のための機能を集約し、グループホームまたは障害者支援施設に付加した拠点整備、もしくは、地域の複数の機関が分担して機能を担う体制（以下「地域生活支援拠点等」という。）を、平成32年度末までに各市町村または各圏域に一つ以上整備することを基本としています。

本市では、複数の機関が分担して機能を担う体制（面的な体制）で、平成32年度までに1か所整備します。

項目	目標値	考え方
地域生活支援拠点等を整備	1か所	平成32年度末までに面的な体制で整備

⑥ 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の指針では、精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めるため、全ての市町村ごとに協議会やその専門部会などで保健、医療、福祉関係者等による協議の場を設置することを基本としています。

本市では、平成32年度末までに協議の場を設置します。

項目	目標値	考え方
保健、医療、福祉関係者等による協議の場を設置	設置	平成32年度末までに保健、医療、福祉関係者等と連携し設置

⑦ 医療的ケア児等が利用できる短期入所事業所の設置

日常生活を営むために、医療的ケアを要する状態にある障がい児などの利用者ニーズに応えられるよう、医療機関や介護施設での併設利用等も含めて、平成32年度末までに本市への短期入所事業所の設置を目指します。

項目	目標値	考え方
医療的ケア児等が利用できる短期入所事業所を設置	1事業所以上	平成32年度末までに短期入所事業所を設置

## 第2節 障害福祉サービス・地域生活支援事業

### 1 障害福祉サービス

#### (1) 障害福祉サービスの利用実績（月間利用量）

障害福祉サービスの実績については、以下のとおりです。

##### ■ 障害福祉サービスの利用実績（月間利用量）

区分	サービス名	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度		
			計画	実績	計画	実績	計画	実績	
訪問系サービス	○居宅介護	時間	2,800	1,893	2,900	1,822	3,000	1,841	
	○重度訪問介護	人	140	130	145	135	150	133	
	○同行援護								
	○行動援護								
	○重度障害者等 包括支援								
日中活動系サービス	生活介護	日	6,500	6,448	6,700	6,349	6,800	6,687	
		人	325	327	335	321	340	329	
	自立訓練	機能訓練	日	80	8	80	13	80	0
			人	5	1	5	1	5	0
		生活訓練	日	280	107	280	138	280	130
			人	20	7	20	8	20	7
	就労移行支援	日	1,254	726	1,474	823	1,694	833	
		人	57	45	67	50	77	51	
	就労継続支援	A型 (雇车型)	日	700	977	760	1,025	800	1,015
			人	35	53	38	54	40	53
		B型 (非雇车型)	日	3,780	3,933	3,960	4,107	4,140	4,422
			人	210	221	220	235	230	241
	療養介護	人	16	16	17	16	18	16	
	短期入所 (ショートステイ)	日	280	193	315	230	350	224	
人		40	41	45	44	50	47		
居住系サービス	共同生活援助 (グループホーム)	人	145	156	155	163	165	170	
	施設入所支援	人	147	142	143	143	139	143	
相談支援	計画相談支援 (サービス利用 計画作成費分)	人	143	94	150	82	156	99	

※平成29年度は4月～9月の利用実績の平均

## (2) 障害福祉サービスの必要見込み量（月間利用量）

障害福祉サービスの必要見込み量は、以下のとおりです。

### ■ 障害福祉サービスの必要見込み量（月間利用量）

区分	サービス名	単 位	第5期障害福祉計画			
			平成30年度	平成31年度	平成32年度	
訪問系サービス	○居宅介護	時 間	1,835	1,849	1,863	
	○重度訪問介護	人	133	134	135	
	○同行援護					
	○行動援護					
	○重度障害者等包括支援					
日中活動系サービス	生活介護		日	6,554	6,594	6,634
			人	331	333	335
	自立訓練	機能訓練	日	13	13	13
			人	1	1	1
		生活訓練	日	138	156	173
			人	8	9	10
	就労移行支援		日	913	978	1,043
			人	56	60	64
	就労継続支援	A型 (雇用型)	日	1,021	1,072	1,125
			人	54	55	56
		B型 (非雇用型)	日	4,325	4,435	4,548
			人	247	253	260
	就労定着支援		人	13	14	15
	療養介護		人	17	17	17
	短期入所 (ショートステイ)	福祉型	日	244	256	268
			人	46	48	51
		医療型	日	13	16	20
人			5	7	10	
サービス系 居住系	自立生活援助		人	2	3	4
	共同生活援助 (グループホーム)		人	177	185	193
	施設入所支援		人	143	142	141
相談支援	計画相談支援 (サービス利用計画作成費分)		人	104	110	116
	地域移行支援		人	1	2	3
	地域定着支援		人	1	2	3

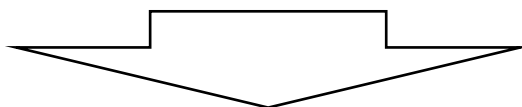


### (3) 障害福祉サービスの必要見込み量（月間利用量）の内容及び確保の方策

#### ① 訪問系サービスの必要見込み量（月間利用量）の内容及び確保の方策

##### ■ サービスの利用実績（月間利用量）

サービス名	単 位	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (4月～9月平均)
○居宅介護	時 間	1,893	1,822	1,841
○重度訪問介護	人	130	135	133
○同行援護				
○行動援護				
○重度障害者等包括支援				



##### ■ サービスの必要見込み量（月間利用量）

サービス名	単 位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
○居宅介護	時 間	1,835	1,849	1,863
○重度訪問介護	人	133	134	135
○同行援護				
○行動援護				
○重度障害者等包括支援				

#### <現状及びサービス量の設定・確保の方策>

##### (ア) 居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援

訪問系サービスについては、65歳を越えると介護保険制度が優先されることから、サービス量の増加はないものの、視覚障がいのある人への同行援護といった障がい特性に応じた訪問系サービスについては、ニーズが増加するものと考えられます。

サービスの提供体制については、介護サービス事業者の参入等により、提供サービスの確保はできますが、障がい特性に対応できる介護職員の確保が求められることから、関係機関と連携しながら研修機会の提供に努めます。

② 日中活動系サービスの必要見込み量（月間利用量）の内容及び確保の方策

■ サービスの利用実績（月間利用量）

サービス名		単 位	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (4月～9月平均)
生活介護		日	6,448	6,349	6,687
		人	327	321	329
自立訓練	機能訓練	日	8	13	0
		人	1	1	0
	生活訓練	日	107	138	130
		人	7	8	7
就労移行支援		日	726	823	833
		人	45	50	51
就労継続支援	A型 (雇成型)	日	977	1,025	1,015
		人	53	54	53
	B型 (非雇成型)	日	3,933	4,107	4,422
		人	221	235	241
療養介護		人	16	16	16
短期入所(ショートステイ)		日	193	230	224
		人	41	44	47



■ サービスの必要見込み量（月間利用量）

サービス名		単 位	平成30年度	平成31年度	平成32年度	
生活介護		日	6,554	6,594	6,634	
		人	331	333	335	
自立訓練	機能訓練	日	13	13	13	
		人	1	1	1	
	生活訓練	日	138	156	173	
		人	8	9	10	
就労移行支援		日	913	978	1,043	
		人	56	60	64	
就労継続支援	A型 (雇成型)	日	1,021	1,072	1,125	
		人	54	55	56	
	B型 (非雇成型)	日	4,325	4,435	4,548	
		人	247	253	260	
就労定着支援		人	13	14	15	
療養介護		人	17	17	17	
短期入所 (ショートステイ)		福祉型	日	244	256	268
			人	46	48	51
		医療型	日	13	16	20
			人	5	7	10

## ＜現状及びサービス量の設定・確保の方策＞

### (ア) 生活介護

第4期計画期間中においては、目標値に達していないものの支給量が伸びており、一方で月間利用人数は330人弱で推移しています。今後はその実績から大きな変動はないものの、障害福祉サービスの普及と利用機会の増加に比例して、支給量及び利用人数はともに増えるものと見込まれます。事業者の新規参入や既存事業所の施設整備、介護サービス事業所による基準該当を含め、生活介護事業所の確保を図ります。また、利用者の医療的ケアに対応できる事業所の設置にも努めます。

### (イ) 自立訓練（機能訓練）

市内には、サービスを提供する事業所がないため、利用を希望する人は、周辺自治体にある事業所を利用しています。支給期間が最大で1年6か月と制限があることから、サービスの利用量は一定数で推移するものと見込まれます。本計画期間内において市内への事業所の設置に努めるものとし、当分の間は従来の事業所を利用するものとしします。

### (ウ) 自立訓練（生活訓練）

市内及び周辺自治体にある事業所を利用しています。支給期間が最大で2年と制限があることから、サービスの利用量は一定数で推移するものと見込まれます。

### (エ) 就労移行支援

市内及び周辺自治体にある事業所を利用しています。支給期間が最大で2年と制限があります。就労継続支援B型を利用する場合、就労移行支援事業所を利用している職業評価が求められていること、また、支援学校卒業生の利用などにより、支給量及び利用人数は増加するものと見込まれます。本計画期間内において市内への事業所の設置に努めます。

### (オ) 就労継続支援（A型）

市内及び周辺自治体にある事業所を利用しています。第4期計画期間中においては、支給量及び利用人数ともに目標値を上回る利用実績となっており、今後も、利用者は増加するものと見込まれます。本計画期間内において市内への事業所の設置に努めます。

### (加) 就労継続支援（B型）

市内及び周辺自治体にある事業所を利用しています。第4期計画期間中においては、支給量及び利用人数ともに目標値を上回る利用実績となっています。障がいのある人の就労の場、支援学校卒業生の進路先として利用を希望される人も多く、利用者は増加するものと見込まれます。本計画期間内において、市内への事業所の設置に努めます。

### (キ) 就労定着支援

平成30年度から新たに加わった事業です。利用対象者は、就労移行支援事業等の利用を経て一般就労へ移行した障がいのある人で、就労に伴う環境変化により、生活面に課題が生じている人です。支援内容は、利用者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整や、それに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行うものです。

就労移行支援事業等を通じて、一般就労への移行者数を勘案して、サービス見込み量を設定しています。

### (ク) 療養介護

医療機関に入院している障がい者、児童福祉施設に入所し「障害者総合支援法」の適用を受ける18歳以上の障がい者が利用しています。現在の利用者が継続して利用するとともに、18歳に到達したことにより、サービスの利用を開始することが見込まれます。

### (ケ) 短期入所（ショートステイ）

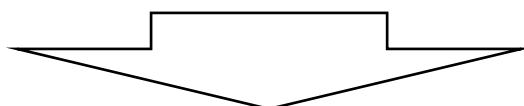
市内及び周辺自治体にある事業所を利用しています。介護する人の病気により自宅で介護できない場合や介護者の休息としての役割、また、地域生活への移行後の利用もあり、利用者は増加するものと見込まれます。医療的ケアの必要な利用者もいることから、福祉型と医療型に分けてサービス量を見込みます。

本計画期間内において、医療的ケアを必要とする、重症心身障がい児などの利用ニーズにも応えられるよう、医療機関や介護施設での併設利用等も含めて、本市への事業所の設置を目指します。

## ③ 居住系サービスの必要見込み量（月間利用量）の内容及び確保の方策

## ■ サービスの利用実績（月間利用量）

サービス名	単 位	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (4月～9月平均)
共同生活援助 (グループホーム)	人	156	163	170
施設入所支援	人	142	143	143



## ■ サービスの必要見込み量（月間利用量）

サービス名	単 位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
自立生活援助	人	2	3	4
共同生活援助 (グループホーム)	人	177	185	193
施設入所支援	人	143	142	141

## &lt;現状及びサービス量の設定・確保の方策&gt;

## (ア) 自立生活援助

平成30年度から新たに加わった事業です。利用対象者は、障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者で、一人暮らしを希望する人などです。支援内容は、定期的に利用者の居宅を訪問し、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行うほか、利用者からの相談や要請があった場合には、訪問、電話等による随時の対応を行います。

## (イ) 共同生活援助（グループホーム）

市内及び周辺自治体の事業所を利用しています。第4期計画期間中においては、支給量及び利用人数ともに目標値を上回る利用実績となっています。障がいのある人が地域において自立した日常生活を営むことや、施設入所者等の地域移行を進めることから、利用者は増加するものと見込まれます。本計画期間内において、市内への事業所の設置に努めます。

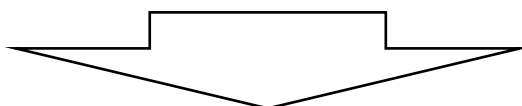
## (ウ) 施設入所支援

市内及び周辺自治体の事業所を利用しています。施設入所者の地域生活への移行を進めることから、利用者は減少するものと見込まれます。

#### ④ 相談支援の必要見込み量（月間利用量）の内容及び確保の方策

##### ■ サービスの利用実績（月間利用量）

サービス名	単 位	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (4月～9月平均)
計画相談支援	人	94	82	99
地域移行支援	人	0	0	0
地域定着支援	人	0	0	0



##### ■ サービスの必要見込み量（月間利用量）

サービス名	単 位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
計画相談支援	人	104	110	116
地域移行支援	人	1	2	3
地域定着支援	人	1	2	3

#### <現状及びサービス量の設定・確保の方策>

##### (ア) 計画相談支援

市内及び周辺自治体の事業所を利用しています。障害福祉サービスの利用者は、サービス等利用計画の作成やモニタリングが必要となります。一方では、計画相談支援を利用せずに、セルフプラン等で対応している人もいます。サービス利用者の増加に伴い、利用者は増加するものと見込まれます。

本計画期間中にサービスを利用する全ての人々が計画相談支援を受けることができるように、指定特定相談支援事業所の設置と指定に努めます。

##### (イ) 地域移行支援・地域定着支援

市内及び圏域においては、指定を受けた指定一般相談支援事業所がないため、指定機関である県とも連携し、事業所の設置に努めます。

地域移行支援は、障害者支援施設等に入所している障がい者または精神科病院に入院している精神障がい者に対して、住居の確保や地域生活に移行するための活動に関する相談のほか、その他の便宜を供与するものです。一方の地域定着支援は、居宅において単身等の状況で生活する障がい者等に対して、当該障がい者等との常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因し生じた緊急の事態等において、相談その他の便宜を供与するものです。

## 2 地域生活支援事業

### (1) 地域生活支援事業の利用実績（年間利用量）

地域生活支援事業の利用実績については、以下のとおりです。

#### ■ 地域生活支援事業の実績（年間利用量）

事業名	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
理解促進研修・啓発事業	件	1	1	1	1	1	1
自発的活動支援事業	件	2	2	2	2	2	2
相談支援事業							
障害者相談支援事業	か所	3	3	5	3	5	3
基幹相談支援センター	設置	有	有	有	有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施	無	無	無	無	無	無
住宅入居等支援事業	実施	無	無	無	無	無	無
成年後見制度利用支援事業	件	1	1	1	0	1	2
成年後見制度法人後見支援事業	実施	無	無	無	無	無	無
意思疎通支援事業							
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	件	50	48	50	36	50	40
手話通訳者設置事業	人	0	0	0	0	0	0
日常生活用具給付等事業							
介護訓練支援用具	件	8	2	8	11	8	10
自立生活支援用具	件	13	15	13	17	13	16
在宅療養等支援用具	件	13	27	13	21	13	10
情報・意思疎通支援用具	件	24	32	24	22	24	22
排泄管理支援用具	件	2,500	2,602	2,600	2,698	2,700	2,935
居室生活動作補助用具	件	3	1	3	3	3	2
手話奉仕員養成研修事業	人	0	0	0	15	2	16
移動支援事業	延時間	2,000	1,588	2,000	1,555	2,000	1,800
	人	60	44	60	43	60	50
地域活動支援センター事業	か所	4	4	4	4	4	4
	人	105	109	110	111	115	111

※平成29年度実績は、平成29年度末の利用実績見込みになります。

事業名	単位	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
その他事業							
訪問入浴サービス事業	延回数	560	564	560	586	560	600
	人	10	8	10	9	10	10
知的障害者職親委託事業	か所	1	1	1	1	1	1
	人	2	2	2	0	2	0
日中一時支援事業	日	2,200	2,254	2,300	2,408	2,400	2,450
	人	137	123	139	117	141	120

※平成29年度実績は、平成29年度末の利用実績見込みになります。

## (2) 地域生活支援事業の必要見込み量（年間利用量）

地域生活支援事業の必要見込み量は、以下のとおりです。

### ■ 地域生活支援事業の必要見込み量（年間利用量）

事業名	単位	第5期障害福祉計画		
		平成30年度	平成31年度	平成32年度
理解促進研修・啓発事業	件	1	1	1
自発的活動支援事業	件	2	2	2
相談支援事業				
障害者相談支援事業	か所	3	3	3
基幹相談支援センター	設置	有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施	無	無	無
住宅入居等支援事業	実施	無	無	無
成年後見制度利用支援事業	件	2	2	2
成年後見制度法人後見支援事業	実施	無	無	無
意思疎通支援事業				
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	件	50	50	50
手話通訳者設置事業	人	0	0	0
日常生活用具給付等事業				
介護訓練支援用具	件	10	10	10
自立生活支援用具	件	16	16	16
在宅療養等支援用具	件	24	24	24
情報・意思疎通支援用具	件	24	24	24
排泄管理支援用具	件	3,000	3,050	3,100
居宅生活動作補助用具	件	3	3	3



事業名	単位	第5期障害福祉計画		
		平成30年度	平成31年度	平成32年度
手話奉仕員養成研修事業	人	17	37	37
移動支援事業	延時間	1,800	1,800	1,800
	人	50	50	50
地域活動支援センター事業	か所	4	4	4
	人	115	115	115
その他事業				
訪問入浴サービス事業	延回数	600	600	600
	人	10	10	10
知的障害者職親委託事業	か所	1	1	1
	人	2	2	2
日中一時支援事業	日	2,500	2,500	2,500
	人	125	125	125

### (3) 地域生活支援事業の必要見込み量（年間利用量）の内容及び確保の方策

#### ① 理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業の利用実績（年間利用量）の内容及び確保の方策

##### ■ 事業の利用実績（年間利用量）

事業名	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (年度末見込み)
理解促進研修・啓発事業	件	1	1	1
自発的活動支援事業	件	2	2	2

##### ■ 事業の必要見込み量（年間利用量）

事業名	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
理解促進研修・啓発事業	件	1	1	1
自発的活動支援事業	件	2	2	2

<現状及び事業量の設定・確保の方策>

(7) 理解促進研修・啓発事業

障がい者等の理解を深めるため、研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化するために必要な支援を行います。

イベントの開催による啓発活動を支援するとともに、必要に応じて研修、啓発事業を実施します。

(1) 自発的活動支援事業

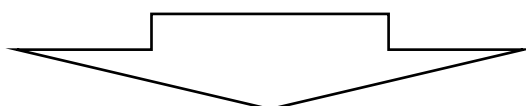
障がい者等やその家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを実施するために、必要な支援を行います。

障がい者等が自立のために、社会に働きかける活動を支援するとともに、必要に応じて自発的活動を支援します。

② 相談支援事業の必要見込み量（年間利用量）の内容及び確保の方策

■ 事業の利用実績（年間利用量）

事業名	単 位	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (年度末見込み)
障害者相談支援事業	か所	3	3	3
基幹相談支援センター	設置	有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施	無	無	無
住宅入居等支援事業	実施	無	無	無



■ 事業の必要見込み量（年間利用量）

事業名	単 位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
障害者相談支援事業	か所	3	3	3
基幹相談支援センター	設置	有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施	無	無	無
住宅入居等支援事業	実施	無	無	無

## ＜現状及び事業量の設定・確保の方策＞

### (P) 障害者相談支援事業

障がい者等の福祉に関する様々な問題について、障がい者等からの相談に応じて必要な情報の提供及び助言、その他障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行います。また、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整や、障がい者等の権利擁護のために、必要な援助（相談支援事業）を行います。

大崎圏域1市4町が共同で、一般相談支援事業を指定特定相談支援事業所2か所に委託していましたが、各自治体において指定特定相談支援事業所が設置されたことから、平成26年4月以降は、各自治体ごとに委託をしています。

今後は、障がい者等及びその家族が抱える複合的な課題を把握し、適切な保健・医療・福祉サービスにつなげるなど、関係機関との連携に努め、必要な支援を適切かつ効果的に行っていきます。

### (I) 基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障害者相談支援事業及び成年後見制度利用支援事業並びに「身体障害者福祉法」「知的障害者福祉法」「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に基づく、相談等の業務を総合的に行います。

### (U) 基幹相談支援センター等機能強化事業

市は、当該事業を実施していないため、基幹相談支援センターの運営状況を勘案しながら、本計画期間中に事業の実施等について検討します。

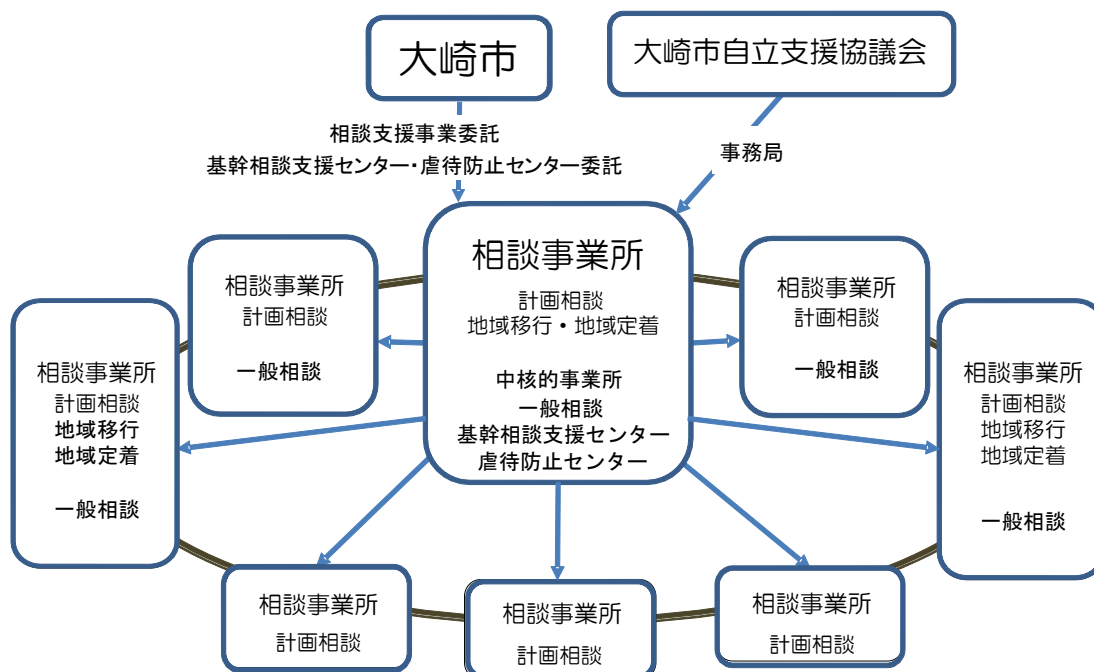
本事業は、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を基幹相談支援センター等に配置します。基幹相談支援センター等が、地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導や助言、情報収集及び提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取り組み等を実施することにより、相談支援機能の強化を図るための事業です。

### (I) 住宅入居等支援事業

市は、当該事業を実施していないため、本計画期間中に事業の実施等について検討します。

本事業は、賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がいのある人に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談や助言を通じて、障がい者等の地域生活を支援する事業です。地域移行支援・地域定着支援の実施体制が整備されるまでの間、経過的に実施することができます。

■ 障害者相談支援事業を中心とした支援体制のイメージ



(カ) 障害者自立支援協議会

相談支援事業をはじめとする、地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関して、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として、「障害者総合支援法」に基づき市町村が設置します。

大崎圏域の本市，色麻町，加美町，涌谷町，美里町の1市4町が共同で、自立支援協議会を設置していましたが、平成26年3月に共同設置を廃止し、現在は、各自治体ごとに自立支援協議会を設置しています。一方で、圏域での障がい者支援に必要な連携を維持するために、大崎地域障害者自立支援ネットワーク会議を、平成26年4月に設置しました。

本市自立支援協議会は、平成26年4月、保健所、保健・医療関係者、教育・雇用関係機関、企業、障がい者関係団体、民生委員、障害福祉サービス事業者、相談支援事業者の実務者等で構成し、その事務局を基幹相談支援センターに委託し、本計画の推進に向けた取り組みを行っています。

平成29年4月1日には、地域生活支援拠点部会に加えて、相談支援部会、医療的ケア推進部会を立ち上げ、障がい者等への支援体制の構築に努めています。

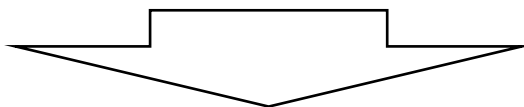
**(加) 障害者虐待防止センター**

「障害者虐待防止法」の施行により、市は、障がい者への虐待に関する相談や通報の受け付け、また、虐待が発生した場合の対応を行っています。

平成27年4月、基幹相談支援センターに障害者虐待防止センターの業務を委託し、関係機関によるネットワークの構築を図りました。以後、障がい者に対する虐待の未然の防止や、虐待が発生した場合の迅速かつ適正な対応を行い、虐待防止に向けた支援体制の強化に努めています。

**③ 成年後見制度利用支援事業、成年後見制度法人後見支援事業の必要見込み量（年間利用量）の内容及び確保の方策****■ 事業の利用実績（年間利用量）**

事業名	単 位	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (年度末見込み)
成年後見制度利用支援事業	件	1	0	2
成年後見制度法人後見支援事業	実施	無	無	無

**■ サービスの必要見込み量（年間利用量）**

事業名	単 位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
成年後見制度利用支援事業	件	2	2	2
成年後見制度法人後見支援事業	実施	無	無	無

**<現状及び事業量の設定・確保の方策>****(ア) 成年後見制度利用支援事業**

補助を受けなければ、成年後見制度の利用が困難である知的障がい者または精神障がい者で、障害福祉サービスの利用または利用しようとする人に対し、成年後見制度の申し立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬の全部または一部を補助し、成年後見制度の利用の支援を行います。

相談支援事業等により、対象者の把握に努め、必要に応じて当該事業による補助を実施します。

**(1) 成年後見制度法人後見支援事業**

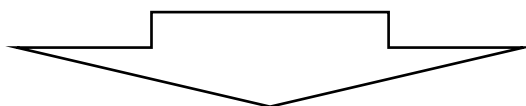
市は、当該事業を実施していないため、本計画期間中に事業の実施等について検討します。

本事業は、成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことのできる法人を確保するための体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた、法人後見の活動を支援する事業です。

**④ 意思疎通支援事業の必要見込み量（年間利用量）の内容及び確保の方策**

■ 事業の利用実績（年間利用量）

事業名	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (年度末見込み)
意思疎通支援事業				
手話通訳者・ 要約筆記者派遣事業	件	48	36	40
手話通訳者設置事業	人	0	0	0



■ 事業の必要見込み量（年間利用量）

事業名	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
意思疎通支援事業				
手話通訳者・ 要約筆記者派遣事業	件	50	50	50
手話通訳者設置事業	人	0	0	0

**<現状及び事業量の設定・確保の方策>**

**(ア) 意思疎通支援事業**

聴覚、言語機能、音声機能、視覚、その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に対して、意思疎通を支援するための手話通訳者や要約筆記者の派遣を行います。

**(1) 手話通訳者・要約筆記者派遣事業**

利用申請に基づき、手話通訳者または要約筆記者を派遣しています。主に、公的機関への手続きや医療機関での受診の際に利用されています。継続的に利用する人は限られており、利用者は一定人数で推移するものと見込まれます。

## (ウ) 手話通訳者設置事業

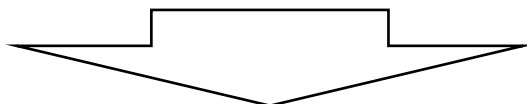
手話通訳者は、手話通訳者・要約筆記派遣事業で対応しますが、同事業の利用状況を勘案しながら、手話通訳者の設置やICT（情報コミュニケーション技術）の利用について検討します。

※平成18年の国連総会で、「障害者の権利に関する条約」が採択され、手話が言語であると明記されました。また、平成23年に改正された「障害者基本法」において、手話は言語として位置付けられました。

## ⑤ 日常生活用具給付等事業の必要見込み量（年間利用量）の内容及び確保の方策

## ■ 事業の利用実績（年間利用量）

事業名	単 位	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (年度末見込み)
介護訓練支援用具	件	2	11	10
自立生活支援用具	件	15	17	16
在宅療養等支援用具	件	27	21	10
情報・意思疎通支援用具	件	32	22	22
排泄管理支援用具	件	2,602	2,698	2,935
居宅生活動作補助用具	件	1	3	2



## ■ 事業の必要見込み量（年間利用量）

事業名	単 位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
介護訓練支援用具	件	10	10	10
自立生活支援用具	件	16	16	16
在宅療養等支援用具	件	24	24	24
情報・意思疎通支援用具	件	24	24	24
排泄管理支援用具	件	3,000	3,050	3,100
居宅生活動作補助用具	件	3	3	3

<現状及び事業量の設定・確保の方策>

(7) 日常生活用具給付等事業

障がい者等に対して、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付します。  
給付の大半を占める排泄管理支援用具は、これまでの給付実績から勘案して、増加するものと見込まれます。その他の用具の給付者については、一定人数で推移するものと見込まれます。

⑥ 手話奉仕員養成研修事業の必要見込み量（年間利用量）の内容及び確保の方策

■ 事業の利用実績（年間利用量）

事業名	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (年度末見込み)
手話奉仕員養成研修事業	人	0	15	16



■ 事業の必要見込み量（年間利用量）

事業	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
手話奉仕員養成研修事業	人	17	37	37

<現状及び事業量の設定・確保の方策>

(7) 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がい者等との交流の場の促進や、市の広報活動などの支援者として、手話奉仕員の活躍が期待されます。市は、日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員の養成研修を行います。

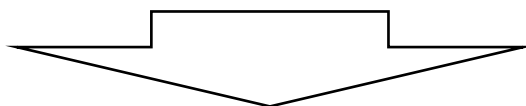
受講者は公募するものとし、養成研修の期間は2年間です。



## ⑦ 移動支援事業の必要見込み量（年間利用量）の内容及び確保の方策

## ■ 事業の利用実績（年間利用量）

事業名	単 位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
移動支援事業	延時間	1,588	1,555	1,800
	人	44	43	50



## ■ 事業の必要見込み量（年間利用量）

事業名	単 位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
移動支援事業	延時間	1,800	1,800	1,800
	人	50	50	50

## &lt;現状及び事業量の設定・確保の方策&gt;

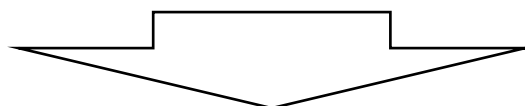
## (ア) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者等について、外出のための支援を行うことにより、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための移動を支援します。平成23年10月から障害福祉サービスに同行援護が導入され、重度の視覚障がいのある人は同行援護を利用しています。移動支援事業を継続的に利用する人は限られており、利用者は一定人数で推移するものと見込まれます。

## ⑧ 地域活動支援センター事業の必要見込み量（年間利用量）の内容及び確保の方策

## ■ 事業の利用実績（年間利用量）

事業名	単 位	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (年度末見込み)
地域活動支援センター事業	か所	4	4	4
	人	109	111	111



## ■ 事業の必要見込み量（年間利用量）

事業名	単 位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
地域活動支援センター事業	か所	4	4	4
	人	115	115	115

<現状及び事業量の設定・確保の方策>

(7) 地域活動支援センター事業

障がいのある人が、地域において自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の実情に応じて、創作的活動または生産活動の機会の提供のほか、社会との交流の促進を図ります。

市の合併時より、東部障害者地域活動支援センター（松山事業所、鹿島台事業所、田尻事業所）及び西部障害者地域活動支援センター（岩出山事業所、鳴子事業所）で事業が行われていましたが、平成27年4月1日には、古川障害者地域活動支援センターと三本木障害者地域活動支援センターが開所し、現在は、市全域で事業が行われています。市は、これらのセンターと連携し、事業内容の充実や利用の促進を図ります。

◎ その他事業の必要見込み量（年間利用量）の内容及び確保の方策

■ 事業の利用実績（年間利用量）

事業名	単 位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
訪問入浴サービス事業	延回数	564	586	600
	人	8	9	10
知的障害者職親委託事業	か所	1	1	1
	人	2	0	0
日中一時支援事業	日	2,254	2,408	2,450
	人	123	117	120

■ 事業の必要見込み量（年間利用量）

事業名	単 位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
訪問入浴サービス事業	延回数	600	600	600
	人	10	10	10
知的障害者職親委託事業	か所	1	1	1
	人	2	2	2
日中一時支援事業	日	2,500	2,500	2,500
	人	125	125	125

## ＜現状及び事業量の設定・確保の方策＞

### (7) 訪問入浴サービス事業

在宅の身体障がい者の生活を支援するため、訪問により、居宅において入浴サービスを提供します。介護保険サービスや生活介護の利用者は除かれることから、利用者は一定人数で推移するものと見込まれます。

### (1) 知的障害者職親委託事業

知的障がい者を一定期間、事業経営者等の私人（職親）に預け、生活指導及び技能習得訓練等を行います。就労移行支援及び就労継続支援の利用者が増加していることから、本事業の利用者は少人数で推移するものと見込まれます。

### (9) 日中一時支援事業

障がい者等へ日中における活動の場を提供し、家族の就労支援や、日常的に介護をしている家族に対して、一時的な休息を取るための支援を行います。生活介護や放課後等デイサービスの利用者が増えていることから、本事業の利用者はほぼ横ばいで推移するものと見込まれます。

## (4) 市が単独で行っている事業

### ① 福祉タクシー利用助成事業

心身に重度の障がいのある人の社会参加を促進し、福祉の向上を図るため、タクシー利用料金の一部を助成します。

### ② 心身障害者自動車等燃料費助成事業

心身に重度の障がいのある人の社会参加を促進し、福祉の向上を図るため、自動車等の燃料費用の一部を助成します。

### ③ 福祉有償運送利用助成事業

車いすまたはストレッチャーを使用しなければ外出することができない在宅の重度障がい者に対して、地域での生活を支援するため、通院等の目的で、福祉有償運送を利用する際の費用の一部を助成します。

#### ④ 障害者家族介護用品支給事業

常時失禁状態にあり、紙おむつ等を必要とする在宅の重度身体障がい者を介護している家族（重度身体障がい者が一人暮らしであるときは当該重度身体障がい者を含む）の経済的負担の軽減を図るとともに、重度身体障がい者の在宅生活の継続を支援するため、介護用品の購入に要する費用の一部を助成します。

#### ⑤ 身体障害者安心見守り事業

身体に障がいのある人に対して、自立した生活の継続を支援するため、家庭内の事故などに迅速に対応できる体制を整備します。

本事業の内容は、コールセンターを設置し、オペレーターが各種相談に対応するとともに、通報または安否確認センサの作動により、協力員等が現場に駆け付けて支援を行うものです。

#### ⑥ 身体障害者緊急通報システム事業

身体に障がいのある人に対して、自立した生活の継続を支援するため、家庭内の事故などに迅速に対応できる体制を整備します。

システムの仕組みは、コントロールセンターを設置し、通報または安否確認センサの作動により、委託法人の担当者が現地に駆け付けて支援を行うものです。また、火災についても監視を行います。

#### ⑦ 自動車運転免許助成事業

社会参加を促進するため、障がいのある人に、運転免許を取得する際の費用の一部を助成します。

#### ⑧ 自動車改造助成事業

社会参加を促進するため、身体障がい者に、自動車の改造に要した経費の一部を助成します。

## 第3節 計画の推進

### 1 庁内体制の整備と市民や関係機関との連携

#### (1) 策定体制

##### ① 大崎市障害者計画等策定委員会

障がい者団体の代表者や有識者、関係機関等からなる「大崎市障害者計画等策定委員会」を開催し、計画の策定及び推進に関する意見や助言をいただきました。

##### ② 大崎市障害者計画等策定庁内連絡会議

庁内関係各課の職員からなる庁内連絡会議を設置し、現行計画の施策・事業実施状況を点検及び評価するとともに「第3次障害者計画」「第5期障害福祉計画」「第1期障害児福祉計画」の内容案を検討しました。

#### (2) 策定手法

##### ① 障がい者等の現況把握と分析

計画策定の前提となる基礎数値や、障がい者等施策を推進するための地域資源の情報収集、関連法令・制度等の動向把握、また、本市にお住まいの障がい者等の状況把握・分析を行いました。

##### ② アンケート調査の実施

本計画の策定にあたり「第2次障害者計画」及び「第4期障害福祉計画」の内容を見直し、新たな計画を策定するための基礎資料として、障がい者福祉に関するアンケート調査を実施しました。

また、当事者団体、支援団体等に対し、活動内容や活動上の課題等の調査を行い、計画策定の参考としました。

##### ③ 現行計画の進捗評価

施策評価ワークシートを使用し、現行計画の施策や事業の実施状況を点検・評価し、次期計画策定にあたっての課題抽出、施策の方向性を検討する基礎資料としました。

#### ④ 計画素案の検討

計画素案の検討にあたり、事務局においてたたき台を作成し、庁内連絡会議での検討の後、「大崎市障害者計画等策定委員会」に付議し、意見や助言をいただきました。

#### ⑤ パブリックコメントの実施

本計画案については、市のウェブサイトに掲載し、平成30年1月10日～1月31日の期間にパブリックコメントを実施しました。本計画を策定するにあたっては、市民の皆様からいただいたご意見の趣旨を反映させました。

## 2 宮城県及び近隣市町との連携による計画の推進

### (1) 推進体制

#### ① 大崎市の推進体制

本計画及び関連する個別計画の担当課を中心に、関係部局との連携を図り、本計画を推進します。

また、本市自立支援協議会は、保健所、保健・医療関係者、教育・雇用関係機関、企業、障がい者関係団体、民生委員、障害福祉サービス事業者、相談支援事業者の実務者等で構成するとともに、事務局を基幹相談支援センターに委託し、本計画の推進に向けた取り組みを行います。

#### ② 宮城県及び近隣市町との連携

県及び大崎圏域の本市、色麻町、加美町、涌谷町、美里町との共同で、障がい者団体の代表、指定相談支援事業者、サービス事業所等の保健・医療・福祉関係者、構成市町関係各課の担当者等で構成する「大崎地域障害者自立支援ネットワーク会議」を設置し、相談支援、就労、児童・発達障害、障がい福祉行政のワーキンググループにおいて、サービス提供や施設整備等についての意見交換及び方策の検討を行い、計画の推進に反映させます。

#### ③ 市職員の研修機会の確保

「障害者基本法」や「障害者総合支援法」、「障害者差別解消法」、「障害者雇用促進法」等に基づいて本計画を推進するために、「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する大崎市職員対応要領」による窓口対応の評価や、障がい福祉に関する職員向け研修会等を実施し、障がい者等への理解度や権利擁護の意識を高めるとともに、福祉意識の高い職員の育成に努めます。

#### ④ 関係機関・ボランティア団体等との連携体制の構築

本計画の推進にあたっては、本市や関係機関、ボランティア団体等がそれぞれの役割を担いつつ、相互に協力及び連携する体制づくりを構築します。

#### ⑤ 計画の普及・啓発

本計画の普及と啓発を図るために、出前講座の実施や、市の広報誌及びウェブサイト等で広報を行います。

### 3 達成状況の点検・評価

#### (1) 計画の運用に関するPDCAサイクルの推進

##### ① 計画の進行管理

本計画の進行管理にあたっては、PDCAサイクルによりサービスごとの達成状況を把握するとともに、計画全体の進捗状況及び点検・評価を行う中で不足が見られた施策やサービス等があった場合には、計画の改善や見直しを行いながら、効果的かつ効率的な計画の推進に努めます。

##### ② 計画の達成状況の点検と評価

各年度において、施策、サービスの実施状況や目標の達成状況を検証し、本計画の実績に関する評価を行います。その上で必要があると認められるときは、関係者間で協議し、必要な対策を実施します。







## 第2章 第1期障害児福祉計画

## 第1節 障害児福祉計画の策定

### 1 計画策定にあたって

#### (1) 策定の背景

障害児福祉計画は、「児童福祉法」第33条の20の規定に基づき、本市の障がい児を対象にサービス提供体制の整備等を計画的に推進するためのものです。

#### 児童福祉法第33条の20

(市町村障害児福祉計画)

第33条の20 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下、「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

#### (2) 障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方

障がい児については、居宅介護や短期入所等の障害福祉サービス、障害児通所支援等の専門的な支援の確保及び共生社会の形成を促進する観点から、保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関との連携を密にし、障がい児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業、就労に至るまで、一貫した効果的な支援を身近な地域において、提供する体制の構築を図ることが重要です。

- ①障がい種別や年齢別等のニーズに応じて、身近な場所で提供できる地域支援体制を構築します。
- ②保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関との連携体制を構築します。
- ③地域社会への参加・包容の推進を図ります。
- ④特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備を図ります。

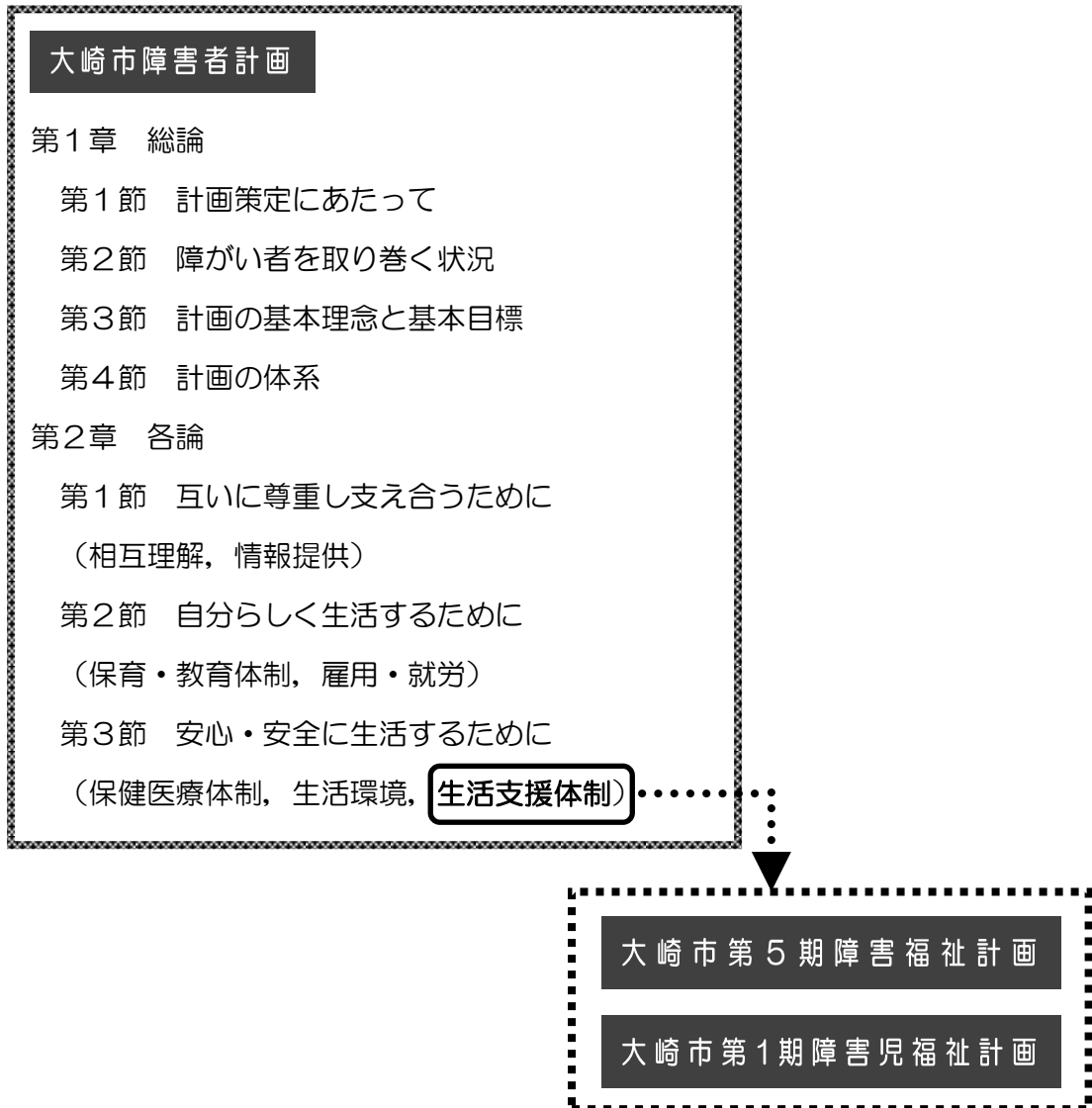
#### (3) 相談支援の提供体制に関する基本的な考え方

障がいの疑いがある段階から関係機関と連携し、障がい児本人や家族に対する継続的な相談支援を行います。相談支援の提供にあたっては、相談能力の向上に努めながら質の確保を図ります。

## 2 計画の位置付け

本計画は、「障害者基本法（昭和45年法律第84号）」に基づく、障がい者施策の基本的な方向性を定めた「大崎市障害者計画」の一部をなすものであり、障がい児に関する福祉サービスの具体的な数値目標等を定めたものです。

### ■ 本計画と「大崎市障害者計画」の関係



### **3 計画の期間**

本計画は、平成30年度から平成32年度までを計画期間とします。

### **4 計画の基本理念と基本方針**

#### **(1) 計画の基本理念**

本計画は、「大崎市障害者計画」と一体的に策定していることから、基本理念についても同様に「地域で支え合い，心がかようまちづくり」とします。

この基本理念に基づき，障がいのある児童もない児童も，お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指します。

#### **(2) 計画の基本方針**

障がい者等の自立と社会参加を基本とする「障害者基本法」と，障がい児支援の提供体制を計画的に確保する「児童福祉法」の理念を踏まえつつ，以下の3つを本計画の基本方針として施策を推進していきます。

##### **① 関係機関が連携した切れ目のない一貫した支援体制の構築**

障がい児本人の最善の利益を考慮しながら，障がい児の健やかな成長を支援するために，障がい児のライフステージに沿って，地域の保健，医療，福祉，保育，教育，就労支援等の関係機関が緊密な連携を図り，切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

##### **② 障がい児とその家族の地域社会への参加と包容を支援**

障がいの有無にかかわらず，地域に住む児童がともに成長できるよう，障がい児支援を通じて，地域社会への参加や包容を推進します。

##### **③ 児童発達支援施設等での重症心身障がい児及び医療的ケア児の受け入れを促進**

重症心身障がい児及び医療的ケア児が，身近な地域で必要な支援が受けられるよう，保健，医療，福祉，保育，教育等の関係機関・団体・事業所との連携を図りながら，児童発達支援施設や放課後等デイサービス施設等での受け入れを促進し，障がい児支援の充実を図ります。

## 5 平成32年度の目標

障がいのある児童に対する地域支援体制の充実を図るため、発達障害のある児童や重症心身障がい児等を支援する、児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を計画に沿って設置していきます。

### (1) 児童発達支援センターを設置

国の基本指針では、平成32年度末までに、各市町村または各圏域単位に、児童発達支援センターを1か所以上設置することを基本としています。本市が属する大崎圏域では、既に2か所設置していますので、引き続き同センターにおいて支援を継続していきます。

項目	目標値	考え方
平成32年度末時点の児童発達支援センターの設置数	2か所	大崎圏域で既に設置しており支援を継続する

### (2) 保育所等訪問支援利用体制を構築

国の基本指針では、平成32年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本としています。本市では、既に3事業所に設置していますので、引き続き支援機能の充実を目指します。

項目	目標値	考え方
平成32年度末までに保育所等訪問支援体制を構築	3か所	既に設置しており支援を継続する

### (3) 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を大崎圏域に設置

国の基本指針では、平成32年度末までに、各市町村または各圏域単位に、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を1か所設置することになっています。

項目	目標値	考え方
平成32年度末時点の主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の設置数	1か所	大崎圏域で設置
平成32年度末時点の放課後等デイサービス事業所の設置数	1か所	大崎圏域で設置

#### (4) 保健，医療，福祉，保育，教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置

国の基本指針では，平成30年度末までに医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう，関係機関が連携を図るための協議の場を設置することや，関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置を基本としています。本市では，既に「自立支援協議会医療的ケア推進部会」を設置していますが，コーディネーターについては，平成31年度末までの配置を目標とします。

項目	目標値	考え方
平成30年度末までに保健，医療，福祉，保育，教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置	1か所	既に「自立支援協議会医療的ケア推進部会」を設置
医療的ケア児の支援を調整するコーディネーターの配置	1人以上配置	平成31年度末までの配置を目標とする

#### (5) 医療的ケア児が利用できる児童発達支援センターや放課後等デイサービス事業所の設置

日常生活を営むために，医療を要する状態にある障がいのある児童の利用者ニーズに応えられるよう，平成30年度末までに，本市への児童発達支援センターや放課後等デイサービス事業所の設置を目指します。

項目	目標値	考え方
医療的ケア児が利用できる児童発達支援センターの設置	1事業所	平成30年度末までに設置
医療的ケア児が利用できる放課後等デイサービス事業所の設置	1事業所以上	平成30年度末までに設置

## 第2節 障がい児支援

### (1) 障がい児支援の利用実績（月間利用量）

障がい児支援の実績については、以下のとおりです。

#### ■ 障がい児支援の利用実績（月間利用量）

区分	支援名	単 位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
通所支援	児童発達支援	日	406	466	433
		人	28	31	28
	放課後等デイサービス	日	1,002	1,226	1,499
		人	74	90	102
	保育所等訪問支援	日	4	4	3
		人	2	2	2
	医療型児童発達支援	日	0	0	0
		人	0	0	0
相談支援	計画相談支援	人	21	24	30

※平成29年度は4月～9月の利用実績の平均になります。

### (2) 障がい児支援の必要見込み量（月間利用量）

障がい児支援の必要見込み量は、以下のとおりです。

#### ■ 障がい児支援の必要見込み量（月間利用量）

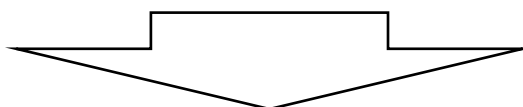
区分	支援名	単 位	第5期障害福祉計画		
			平成30年度	平成31年度	平成32年度
通所支援	児童発達支援	日	435	450	465
		人	29	30	31
	放課後等デイサービス	日	1,833	2,241	2,740
		人	116	131	148
	保育所等訪問支援	日	6	6	6
		人	3	3	3
	医療型児童発達支援	日	0	0	0
		人	0	0	0
	居宅訪問型児童発達支援	日	0	0	2
		人	0	0	2
相談支援	計画相談支援	人	35	42	50

(3) 障がい児支援の必要見込み量（月間利用量）の内容及び確保の方策

① 障害児通所支援の必要見込み量（月間利用量）の内容及び確保の方策

■ 支援の利用実績（月間利用量）

支援名	単 位	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (4月～9月平均)
児童発達支援	日	406	466	433
	人	28	31	28
放課後等デイサービス	日	1,002	1,226	1,499
	人	74	90	102
保育所等訪問支援	日	4	4	3
	人	2	2	2
医療型児童発達支援	日	0	0	0
	人	0	0	0



■ 支援の必要見込み量（月間利用量）

支援名	単 位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
児童発達支援	日	435	450	465
	人	29	30	31
放課後等デイサービス	日	1,833	2,241	2,740
	人	116	131	148
保育所等訪問支援	日	6	6	6
	人	3	3	3
医療型児童発達支援	日	0	0	0
	人	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	日	0	0	2
	人	0	0	2



## <現状及び支援量の設定・確保の方策>

### (ア) 児童発達支援

市内及び周辺自治体の事業所を利用しています。新規の利用は横ばい状況にあります。アンケート調査の結果では、障がいのある児童のご家族の6割が、今後、利用したいと答えています。平成28年度において、市内に新規事業所が開設されたことから、既存の施設とあわせて、障がいのある児童やそのご家族に対する支援を行う身近な療育施設として、今後も利用者ニーズに対応できるものと見込んでいます。

市は、「母子保健法」に規定する、1歳6か月児健康診査や3歳児健康診査の際などにおいて、発達に課題のある児童の早期発見と早期対応に努めます。必要に応じて、専門機関での相談や受診の調整を行うとともに、児童の発達にあわせて、市内の2つの児童発達支援センター及び2つの児童発達支援事業所と連携を図りながら、支援の必要な児童の利用を推進します。

現在、市内には、医療的ケア児を受け入れることができる事業所がないことから、受け入れ可能な施設の設置を促進し、児童発達支援センターでの療育が受けられるよう、本計画を推進します。

### (イ) 放課後等デイサービス

市内及び周辺自治体の事業所を利用しています。新規事業所の開設に伴い、平成28年度において、新規の利用者が増えています。アンケートの調査結果では、障がいのある児童のご家族の6割が、今後、利用したいと答えています。

新規事業所の参入や、既存事業所の事業拡大により利用機会の確保を図るとともに、サービス提供が不足する地域への事業所の誘致に努めます。

現在、市内には、医療的ケア児を受け入れることができる事業所がないことから、受け入れ可能な施設の設置を促進し、放課後等デイサービス事業所での療育が受けられるよう、本計画を推進します。

### (ウ) 保育所等訪問支援

市内の事業所を利用しています。支援員が保育所等を訪問し、障がいのある児童や訪問先の施設スタッフに対する支援を行います。利用実績は横ばいの状況ですが、今後、必要に応じて利用が見込まれます。

保育所等において、本支援事業の利用を促進するために、制度の周知を図ります。

**(I) 医療型児童発達支援**

県内には事業所がないために、本市での利用実績はありません。新規事業所の参入計画等の相談が寄せられた場合には、必要に応じて県などと調整します。

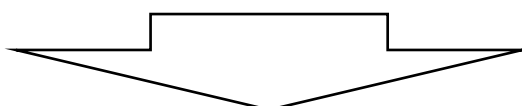
**(II) 居宅訪問型児童発達支援**

重症心身障がい児などの重度の障がい児であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために、外出することが著しく困難な児童に対して、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与、その他必要な支援を行うもので、平成30年度から新たに加わったサービスです。

**② 障害児相談支援の必要見込み量（月間利用量）の内容及び確保の方策**

■ 支援の利用実績（月間利用量）

支援名	単 位	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (4月～9月平均)
障害児相談支援	人	21	24	30



■ 支援の必要見込み量（月間利用量）

支援名	単 位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
障害児相談支援	人	35	42	50

**<現状及び支援量の設定・確保の方策>**

**(A) 障害児相談支援**

市内及び周辺自治体の事業所を利用しています。障害児通所支援の利用者を対象に、サービス等利用計画の作成を行います。モニタリングが必要ですが、計画相談支援を利用せずに、セルフプラン等で対応している例もあり、今後、利用者は増加するものと見込まれます。

障害児通所支援を利用する、全ての障がいのある児童が、計画相談支援を受けることができるよう、指定特定相談支援事業所の設置と指定に努めます。アンケート調査の中で「事業所の場所や何を相談したら良いか分からない」との意見も見られたことから、障害児相談支援体制の周知に努めます。

## 第3節 計画の推進

### 1 庁内体制の整備と市民や関係機関との連携

#### (1) 策定体制

##### ① 大崎市障害者計画等策定委員会

障がい者団体の代表者や有識者、関係機関等からなる「大崎市障害者計画等策定委員会」を開催し、計画の策定及び推進に関する意見や助言をいただきました。

##### ② 大崎市障害者計画等策定庁内連絡会議

庁内関係各課の職員からなる庁内連絡会議を設置し、現行計画の施策や事業実施状況を点検及び評価するとともに、「第3次障害者計画」「第5期障害福祉計画」「第1期障害児福祉計画」の内容案を検討しました。

#### (2) 策定手法

##### ① 障がい者等の現況把握・分析

計画策定の前提となる基礎数値や、障がい者等施策を推進するための地域資源の情報収集、関連法令・制度等の動向把握、また、本市にお住まいの障がい者等の状況把握・分析を行いました。

##### ② アンケート調査の実施

新たな計画を策定するための基礎資料として、障がい者福祉に関するアンケート調査を実施しました。

また、当事者団体、支援団体等に対し、活動内容や活動上の課題等の調査を行い、計画策定の参考としました。

##### ③ 現行計画の進捗評価

施策評価ワークシートを使用し、現行計画の施策や事業の実施状況を点検・評価し、次期計画策定にあたっての課題抽出、施策の方向性を検討する基礎資料としました。

##### ④ 計画素案の検討

計画素案の検討にあたり、事務局においてたたき台を作成し、庁内連絡会議での検討の後、「大崎市障害者計画等策定委員会」に付議し、意見や助言をいただきました。

### ⑤ パブリックコメントの実施

本計画案については、市のウェブサイトに掲載し、平成30年1月10日～1月31日の期間にパブリックコメントを実施しました。本計画を策定するにあたっては、市民の皆様からいただいたご意見の趣旨を反映させました。

## 2 宮城県及び近隣市町との連携による計画の推進

### (1) 推進体制

#### ① 大崎市の推進体制

本計画及び関連する個別計画の担当課を中心に、関係部局との連携を図り、本計画を推進します。

また、本市自立支援協議会は、保健所、保健・医療関係者、教育・雇用関係機関、企業、障がい者関係団体、民生委員、障害福祉サービス事業者、相談支援事業者の実務者等で構成するとともに、事務局を基幹相談支援センターに委託し、本計画の推進に向けた取り組みを行います。

#### ② 宮城県及び近隣市町との連携

県及び大崎圏域の本市、色麻町、加美町、涌谷町、美里町との共同で、障がい者団体の代表、指定相談支援事業者、サービス事業所等の保健・医療・福祉関係者、構成市町関係各課の担当者等で構成する「大崎地域障害者自立支援ネットワーク会議」を設置し、相談支援、就労、児童・発達障害、障がい福祉行政の各ワーキンググループにおいて、サービス提供や施設整備等についての意見交換及び方策の検討を行い、計画の推進に反映させます。

#### ③ 市職員の研修機会の確保

「障害者基本法」や「障害者総合支援法」、「障害者差別解消法」、「障害者雇用促進法」等に基づいて本計画を推進するために、「障がい」を理由とする差別の解消の推進に関する大崎市職員対応要領」による窓口対応の評価や、障がい福祉に関する職員向け研修会等を実施し、障がい者等への理解度や権利擁護の意識を高めるとともに、福祉意識の高い職員の育成に努めます。

#### ④ 関係機関・ボランティア団体等との連携体制の構築

本計画の推進にあたっては、本市や関係機関、ボランティア団体等がそれぞれの役割を担いつつ、相互に協力及び連携する体制づくりを構築します。

### ⑤ 計画の普及・啓発

本計画の普及と啓発を図るために、出前講座の実施や、市の広報誌及びウェブサイト等で広報を行います。

## 3 達成状況の点検・評価

### (1) 計画の運用に関するPDCAサイクルの推進

#### ① 計画の進行管理

本計画の進行管理にあたっては、PDCAサイクルによりサービスごとの達成状況を把握するとともに、計画全体の進捗状況及び点検・評価を行う中で、不足が見られた施策やサービス等があった場合には、計画の改善や見直しを行いながら、効果的かつ効率的な計画の推進に努めます。

#### ② 計画の達成状況の点検と評価

各年度において、施策、サービス等の実施状況や目標の達成状況を検証し、本計画の実績に関する評価を行います。その上で、必要があると認められるときは、関係者間で協議し、必要な対策を実施します。





資料編





## 第1節 大崎市障害者計画等策定委員会設置規則

平成29年3月15日

規則第16号

(目的)

第1条 大崎市障害者計画, 大崎市障害福祉計画及び大崎市障害児福祉計画を策定するため, 大崎市障害者計画等策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(組織)

第2条 委員会は, 委員15人以内で構成する。

2 委員は, 次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健医療関係者
- (3) 教育関係者
- (4) 福祉関係者
- (5) 公共的団体の役員又は職員
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は, 委嘱の日から平成30年3月31日までとする。

(報酬の額)

第3条 大崎市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年大崎市条例第62号)第2条第2項の規定に基づき定める委員の報酬の額は, 5,000円とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き, 委員の互選によって定める。

2 委員長は, 会議の議長となる。

3 副委員長は, 委員長を補佐し, 委員長に事故があるとき, 又は委員長が欠けたときはその職務を代行する。

(会議)

第5条 委員会の会議は, 市長が招集する。

2 委員長は, 必要があると認めるときは, 委員会に委員以外の者の出席を求め, その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は, 民生部社会福祉課において処理する。

---

(その他)  
第7条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(この規則の失効)

2 この規則は、平成30年3月31日限り、その効力を失う。

## 第2節 大崎市障害者計画等策定委員会委員名簿

	所属	役職	氏名	
1	宮城大学看護学群 次世代育成看護学系	教授	桑名 佳代子	委員長
2	大崎市医師会	理事	富 樫 孝	
3	大崎市民病院総合医療センター 地域医療連携室	看護師長	佐々木 ゆきえ	
4	宮城県立古川支援学校	校長	藤 川 卓 志	
5	社会福祉法人大崎誠心会	パステルあやめ 管理者	加 藤 洋	副委員長
6	大崎市民生委員児童委員協議会	副会長	高 橋 輝 美	
7	大崎市身体障害者福祉協会	理事	皆 川 教 子	
8	大崎市手をつなぐ育成会	監事	宮 本 耕 一	
9	高次脳機能障害家族交流会		渋 谷 宏 江	
10	宮城県重症心身障害児(者)を 守る会		野 田 由 美	
11	発達障害親の会「ぐっぶの会」	会長	氏 家 和 歌	
12	社団法人宮城県聴覚障害者協会	理事	安 田 恵	
13	大崎市社会福祉協議会	事務局次長兼 地域事業課長	早 坂 義 教	副委員長
14	大崎広域ほなみ園	総務係長	大 森 恭	
15	社団法人大崎法人会	理事	中 鉢 和 三 郎	

(敬称略)

### 第3節 大崎市障害者計画等策定庁内連絡会議委員名簿

所 属	職	氏 名
高齢介護課	課長補佐兼高齢福祉係長	菅 井 敏 幸
保険給付課	課長補佐	高 橋 輝 幸
子育て支援課	課長補佐	木 村 博 敏
健康推進課	課長補佐	鈴 木 眞 紀 子
市民課	主幹兼年金係長	久 本 裕
大崎市病院事業経営管理部経営企画課	課長補佐	古 内 康 悦
大崎市教育委員会学校教育課	課長補佐	横 山 一 也
大崎市教育委員会生涯学習課	課長補佐	佐 藤 康 幸
松山総合支所市民福祉課	技術主幹	菅 原 佳 子
三本木総合支所市民福祉課	技術主査	練 生 川 恵 子
鹿島台総合支所市民福祉課	技術主幹	日 野 ゆ かり
岩出山総合支所市民福祉課	技術補佐	山 中 愛 子
鳴子総合支所市民福祉課	課長補佐	長 谷 川 崇
田尻総合支所市民福祉課	係長	中 屋 知 子

(敬称略)

## 第4節 策定経過

第1回 大崎市障害者計画等策定委員会	
平成29年 7月10日	<ul style="list-style-type: none"> <li>①委員委嘱</li> <li>②第3次障害者計画, 第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画策定の概要について</li> <li>③大崎市の障がい福祉の状況について</li> <li>④障がい者ニーズ調査の実施について</li> </ul>
第1回 大崎市障害者計画等策定庁内連絡会議	
平成29年 8月 7日	<ul style="list-style-type: none"> <li>①第3次障害者計画, 第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画策定の概要について</li> <li>②障がい者ニーズ調査の実施について</li> <li>③各課における障害者計画実施状況について</li> <li>④現計画策定後に実施している各課の主な施策について</li> </ul>
障がい者ニーズ調査実施	
平成29年 8月18日 ～ 9月 1日	<p>3種類の対象者に対し調査を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①障がい者向け調査：対象者1,700人</li> <li>②障がい児向け調査：対象者 300人</li> <li>③一般市民向け調査：対象者1,000人</li> </ul>
第2回 大崎市障害者計画等策定委員会	
平成29年 8月24日	①第3次障害者計画, 第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画骨子素案について
第2回 大崎市障害者計画等策定庁内連絡会議	
平成29年10月19日	<ul style="list-style-type: none"> <li>①障がい者ニーズ調査結果について</li> <li>②第3次障害者計画, 第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画骨子素案について</li> <li>③第3次障害者計画各論について</li> </ul>
第3回 大崎市障害者計画等策定委員会	
平成29年11月17日	<ul style="list-style-type: none"> <li>①第3次障害者計画素案について</li> <li>②第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画素案について</li> </ul>

第4回 大崎市障害者計画等策定委員会	
平成29年12月25日	①第3次障害者計画中間案について ②第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画中間案について
パブリックコメントの実施	
平成30年 1月10日 ～ 1月31日	
大崎市自立支援協議会	
平成30年 1月15日	①第3次障害者計画，第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画の中間案について
第5回 大崎市障害者計画等策定委員会	
平成30年 2月19日	①第3次障害者計画，第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画について ②パブリックコメント実施状況について

## 第5節 用語説明

### 【あ行】

#### 医療的ケア

痰の吸引や経管栄養など、日常生活に必要とされる医療的な生活援助のこと。

### 【か行】

#### 基幹相談支援センター

地域の相談支援の拠点として、障がいのある人に対する総合的な相談業務や成年後見制度利用支援事業を利用するにあたっての支援を行うとともに、地域の実情に応じて地域移行・地域定着への支援、地域の相談支援体制の強化の取り組みなどを行う機関。

#### 言語聴覚士

音声機能、言語機能または聴覚に障がいのある人に対し、その機能の維持向上を図るため、言語訓練その他の訓練、必要な検査及び助言、指導その他の援助を行う専門職。

#### 高次脳機能障害

主に脳の損傷によって起こされる様々な神経心理学的症状。その症状は多岐にわたり、記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害等の認知障害などがある。

#### 合理的配慮

障がいのある人からの求めに応じて、過度な負担にならない範囲で、社会的障壁を取り除くための必要な配慮を行うこと。

### 【さ行】

#### サービス等利用計画

指定特定相談支援事業者が、障害福祉サービス等の利用を希望する障がい者の総合的な援助方針や解決すべき課題を踏まえ、最も適切なサービスの組み合わせ等について検討し、作成するもので、サービス利用者を支援するための総合的な支援計画。

### 作業療法士

身体または精神に障がいのある人に対し、その応用的な動作能力または社会的適応能力の回復等を図るため、様々な作業活動を用いて治療や訓練指導、援助を行う専門職。

### 酸素療法

在宅酸素療法。症状は安定しているものの、体内に酸素を十分に取り込めない人に、長期にわたり自宅で酸素吸入をする治療法のこと。

### 支援費制度

事業者との対等な関係に基づき、障がいのある人自らがサービスを選択し、契約によりサービスを利用する仕組み。平成15年4月に施行され、平成18年4月に障害者自立支援法に移行した。

### 児童発達支援センター

障がいのある児童が通い、日常生活における基本的な動作や集団生活への適応のための訓練などを行う施設。

### 自閉症

多くの遺伝的な要因が複雑に関与して起こる生まれつきの脳機能障がいで、対人関係、コミュニケーション、パターン化した興味や活動の3つの特徴を持つ障がい。症状が軽い人を含めて、自閉症スペクトラム障害という呼び方もされている。

### 社会的障壁

障がいのある人が日常生活または社会生活する上で支障となるような、社会における事物、制度、慣行、概念その他一切のもの。

### 障害基礎年金

国民年金の加入期間、または20歳前（年金制度に加入していない期間）、もしくは60歳以上65歳未満（年金制度に加入していない期間で日本に住んでいる間）に、初診日（障がいの原因となった病気やケガについて、初めて医師または歯科医師の診療を受けた日）のある病気やケガで、法令により定められた障害等級表（1級・2級）による障がいの状態にある時に支給される年金のこと。



### 障害児福祉手当

重度障がい児に対して、その障がいのため必要となる精神的、物質的な特別の負担の軽減の一助として支給。日常生活において、常時の介護を必要とする状態にある、在宅の20歳未満の者に支給される手当。

### 障害者基本法

障がいのある人の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする法律。

### 障害者虐待防止法

障がいのある人に対する虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、障がい者の権利利益の擁護に資することを目的とする法律。

### 障害者権利条約

あらゆる障がいのある人の尊厳と権利を保障するための人権条約。

### 障害者雇用支援月間

毎年9月が支援月間となっている。事業主のみならず、広く国民に対して障がいのある人の雇用の機運を醸成するとともに、障がいのある人の職業的自立を支援するため、様々な啓発活動が展開されている。

### 障害者雇用促進法

障がいのある人の雇用と在宅就労の促進について定めた法律。

### 障害者週間

12月3日から9日まで。「障害者基本法」において、国民の間に広く障がいのある人の福祉について理解を深めるとともに、障がいのある人に対して社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めるために定められた。

### 障害者就業・生活支援センター

障がい者の身近な地域において、事業主やハローワーク、福祉・医療等の関係機関との連携により、就業面と生活面の一体的な相談・支援を行う機関。

### 障害者自立支援法

障がいのある人が自立した生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付その他の支援を行うことを目的とする法律。

### 障害者総合支援法

「障害者自立支援法」の名称を改め、基本理念に共生社会の実現を新たに掲げるとともに、制度の谷間を埋めるべく障がいのある人の範囲に難病等を加えた法律。

### 障害者相談員

「身体障害者福祉法」及び「知的障害者福祉法」の規定に基づき、市町村等の委託を受け、身体または知的障がいのある人の相談に応じ、必要な支援を行う人。

### 障害者相談支援事業所

障がいのある人とその家族等からの相談に応じ、必要な情報提供や権利擁護のために必要な援助等を行う。また、地域の相談支援体制やネットワークの構築を図っている。

### 障害福祉サービス

「障害者総合支援法」に基づき、障がいのある人の障がい程度や状況等を踏まえ、個別に支給決定が行われるサービス。

### 身体障害者手帳

身体障がいのある人が各種サービスを利用するために必要となるもので、一定の障がいと認められると交付される。

### 精神障害者保健福祉手帳

精神障がいのある人が各種サービスを利用するために必要となるもので、一定の障がいと認められると交付される。

### 成年後見制度

判断能力が不十分な人の財産や権利を保護するため、本人のための法律行為または本人による法律行為を助ける人を選任する制度。

### 相談支援専門員

障がいのある人の障害福祉サービスなどの利用計画の作成や地域生活への移行・定着に向けた支援、成年後見制度利用支援事業に関する支援など、障がいのある人の全般的な相談支援を行う専門職。実務経験と研修の受講・修了が要件とされている。

## 【た行】

### 対応要領

「障害者差別解消法」に基づき、国や地方公共団体等が策定する、障がいのある人に対して適切に対応するために必要な要領のこと。

### 地域生活移行

障害者支援施設等に入所している人または精神科病院に入院している人などが地域の生活に移行すること。

### 地域生活支援事業

「障害者総合支援法」に基づき、障がいのある人が、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により行う支援事業。

### 特別支援教育

障がいのある子どもの自立や社会参加に向け、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。

### 特別児童扶養手当

「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」に基づき、20歳未満で精神または身体に障がいをもつ児童を家庭で監護、養育している父母等に支給される手当。

### 特別障害者手当

「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」に基づき、精神または身体に著しく重度の障がいをもつため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳以上の者に支給される手当。

## 【は行】

### 発達障害

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するものとして、「発達障害者支援法」で定められている。

### 発達障害者支援法

発達障害のある人の早期発見・早期療育や学校教育，就労支援等を行うことを目的とした法律。

### パブリックコメント

行政機関が政策の立案等を行おうとする際にその案を公表し，広く市民・事業者等から意見や情報を提出する機会を設けるとともに，行政機関は，提出された意見等を考慮して最終的な意思決定を行う。

### 福祉避難所

大規模な災害時において，特別な配慮を必要とする高齢者や障がいのある人などの避難行動要支援者を対象に開設される2次的な避難所。

### 福祉有償運送

NPO法人や社会福祉法人等が，身体障がいのある人や要介護認定を受けた人等を対象に，運輸支局長等の行う登録を受けて，乗車定員11人未満の車両を使用して有償で行う移送サービスのこと。

### 法定雇用率

雇用する労働者に占める障がいのある人の割合。「障害者雇用促進法」では事業主に対して法定雇用率以上になるよう義務づけている。平成30年4月より，民間企業は2.2%に，国・地方公共団体は2.5%に，都道府県等の教育委員会は2.4%に，それぞれ引き上げになった。

## 【ま行】

### 民生委員・児童委員

民生委員は「民生委員法」に基づき，社会奉仕の精神を持って社会福祉の増進に努める。また，「児童福祉法」に基づき児童委員を兼ねるとされ，地域の児童及び妊産婦の福祉の増進に努める。

## 【や行】

### ユニバーサルデザイン

年齢，性別，能力，国籍等人々が持つ様々な特性や違いを超え，すべての人に配慮して心豊かな暮らしづくりを行っていかこうとする考え方。例としては，障がいの有無に関わらず，多くの人が利用しやすいように製品やサービス，環境をデザインする。

**要約筆記**

聴覚障がいのある人に、話の内容をその場で文字にして伝える筆記通訳のこと。

**【ら行】****ライフステージ**

人の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階。

**理学療法士**

身体に障がいのある人に対し、その基本動作能力の回復等を図るため、治療体操その他の運動の実施や、電気刺激、マッサージ、温熱その他の物理的手段を加える理学療法を行う専門職。

**リハビリテーション**

障がい者の身体的、精神的、社会的な自立能力向上を目指す総合的なプログラムであるとともに、それにとどまらず、障がい者のライフステージのすべての段階において全人間的復権に寄与し、障がい者の自立と社会参加を目指す考え方。

**療育手帳**

知的障がいのある人が各種サービスを受けやすくするもので、一定の障がいと認められると交付される。

---

大崎市

第3次障害者計画・第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画

発行年月 平成30年3月

発 刊 宮城県大崎市

〒989-6188

宮城県大崎市古川七日町1番1号

TEL (0229) 23-2167 FAX (0229) 23-2418

U R L <http://www.city.osaki.miyagi.jp/>

E-mail [shafuku@city.osaki.miyagi.jp](mailto:shafuku@city.osaki.miyagi.jp)

編 集 大崎市民生部社会福祉課

---